

整理番号

105

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2023年12月27日
支 出 額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の賃料及び集送金手数料 (1月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借 (更新) 契約 合意書

物件名 : タイびる航空公園

202 号室

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、
2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを
双方合意した。

1. 期 間 2021年5月1日 より 2024年4月30日 までとする。
 2. 敷 金 210,000 円
 3. 賃 料 月額総額 77,000 円 (本体 70,000 円 消費税 7000 円)
 4. 管理・共益費 月額総額 5,500 円 (本体 5,000 円 消費税 500 円)
 5. 駐車場使用料 月額総額 0 円 (本体 0 円 消費税 0 円)
 6. 特 記 事 項
1. 原契約の継続について、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書
2. 通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとします。本合意
書に定めなき事項については原契約の各約定および特定事項を継承するものとします。
3. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋
【賃借物の修繕】(賃貸不動産の譲渡)【賃借人の原状回復義務及び収去義務】(敷金)
【一部滅失等による賃料の減額等】(債務の保証)【連帯保証人の極度額の設定】

令和3年 3月31日

貸主(甲) 住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名: 株式会社セイワランボック

借主(乙)

住所: 埼玉県所沢市東新井町256-1

氏名: 水村 篤弘

印 TEL: 04-2913-0080

勤務先住所: 埼玉県所沢市高砂3-15-1

勤務先名: 埼玉県建設業協会

勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所:

TEL:

連帯保証人

住所:

印 TEL:

管理会社

住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名: 株式会社セイワランボック

代表者: 羽迫 務

取引主任者:

登録番号:

〒359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社
所沢市喜多町17-12
株式会社セイワランボック

2019年8月31日

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。
それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで 81,000 円

2019年10月分(9/27引落)以降 82,500 円

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落とされます。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合 計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランボック TEL: 04-2920-3388

2019年11月分より
毎月賃料 220 円

整理番号

281

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年(2月27日)	支出額	22,300 × 90% 20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

5 05-12-27 振替 *23,300 DF, 5/27

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座振替：市村勇未
支払先：平和不動産

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・~~XXXXXXXXXX~~）

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

整理番号 /72

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和5年/2月28日	支出額	72,119 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料 1月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 80,132 円 × 0.9 = 72,119 円

③事務所賃料
1月分

ご利用明細

取扱店	機番	取引年月日	時刻	通番
205	86	23.12.28	14:44	4816
銀行番号	店番号	科目・口座番号等		
0040	1	****	*	

お振込み

お取引金額 ￥80,000
振込手数料 ￥132

お受取人
川口信用金庫
本町東支店
普通 #942379
カ)アイテ"アル 様

お振込依頼人
ウラネ タ"イスケ 様

お取扱日 2023年12月28日

イオン銀行コールセンター
■0120-13-1089
カードの紛失・盗難については、
専用ダイヤル03-6832-1234にまでご連絡ください。
年中無休24時間受付(通話料は有料となります。)

※ 領収書は1枚

※ 領収書を1枚

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名 称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】		棟	階	号室	
	所 在 地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7				
		登記簿	川口市朝日二丁目17番7				
	用 途	☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 店舗事務所 ☐ 倉庫 ☐					
	種 類	☐ マンション ☐ ビル ☐ 戸建 ☐ アパート ☒ 戸建の一部					
	構 造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建				戸 数	戸
	床 面 積	39.66㎡の一部26.44㎡	間 取 り				
建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を 年実施）・ ☐ 不詳						
附属施設	なし						

(2) 事業内容

政務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2023 年 5 月 1 日 から	4年間	目的物件の引渡し時期
終期	2027 年 4 月 30 日 まで		年 月 日

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)		内 訳 等	
賃 料	月額 75,000 円	(内消費税等 7,500 円)	
共益費(管理費)	月額 5,000 円	(内消費税等 500 円)	
	共益費(管理費)には次のものを含む ☒ 上下水道使用料 ☐ 電気料 ☐ ガス料 ☐ その他 ()		
賃料・共益費(管理費)の支払期限		☐ 当月分を ☒ 翌月分を 毎月 末 日までに	
敷 金	円	賃料の ヶ月相当分	
保 証 金	円	その他一時金	円
附属施設使用料	円	火災保険料	円
敷引き・保証金償却規定			
そ の 他			
賃料等の支払方法	☒ 振込 ☐ 口座振替 ☐ 持参 ☐		
	振込先金融機関名		預金
	口座番号	口座名義人	
	振込手数料負担者	☒ 借主 ☐ 貸主 持参先	
貸与する鍵と本数	鍵番号①	本	鍵番号②
		本	鍵番号③
		本	

(5) 貸主および管理者

貸主	氏名	株式会社 アイdeal		電話	048	(299)	8955
	住所	川口市坂下町一丁目8番16号モンパルテ202					
管理者	商号または名称	株式会社 アイdeal		電話	048	(299)	8955
	所在地	川口市坂下町一丁目8番16号 モンパルテ202					
賃貸住宅管理者登録制度登録番号		国土交通大臣		第	号		
管理担当者	氏名						

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名		
	住所		

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名				年齢	歳
緊急連絡先	氏名			借主との関係	
	住所			電話	()
	勤務先			電話	()
	携帯	()			

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	☐ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の ヶ月分を支払います
	☒ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)

敷地内駐車場は利用をしないでください。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2023年 4 月 30 日

貸主 住所 埼玉県川口市坂下町1-8-16
モンパルテ202
株式会社 アイデアル
氏名 代表取締役 佐野 恵輔 電話番号 048(299)8955

借主 住所 [REDACTED]
氏名 白根大輔 電話番号 [REDACTED]

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	☐ 媒介・ ☐ 代理	取引態様	☐ 媒介・ ☐ 代理
免許証番号	埼玉県知事 (2) 第 23268 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	川口市坂下町1丁目8番16号モンパルテ202	事務所所在地	
商号	株式会社 アイデアル	商号	号
代表者等	佐野 恵輔	代表者等	表者等
登録番号	[REDACTED]	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	号

整理番号 173

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和5年12月28日	支出額	9,119 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場賃料 1月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 10,132 円 × 0.9 = 9,119 円

③

事務所駐車場
賃料

1月分

ご利用明細

イオン銀行

取扱店	種番	取引年月日	時刻	通番
205	8623	12.28	14:44	4817
銀行番号	店番号	科目・口座番号等		
0040	1	****		*

お振込み

お取引金額 ￥10,000
振込手数料 ￥132

お受取人

城北信用金庫
王子営業部
普通 #5073863
モリヤリッキョウ(カ)様

お振込依頼人

ウラネ タイスケ 様

お取扱日 2023年12月28日

イオン銀行コールセンター

☎0120-13-1089

カードの紛失・盗難については、
専用ダイヤル03-6832-1234に至急ご連絡ください。
(年中無休24時間受付(通話料は有料となります。))

※ 領収書 2通

※ 領収書

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

ること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書

賃貸人株式会社うめだ葬儀社を甲とし、賃借人白根大輔を乙として、甲乙間に下記のとおり自動車駐車場の賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は下記表示の駐車場を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 駐車場の名称 朝日駐車場

(2) 駐車場の所在地 埼玉県川口市朝日2丁目25番15

(3) 駐車場の区画番号 区画

第2条 乙は本駐車場を下記の車輛を駐車する目的にのみ使用し、これに反することはできない。

車輛番号

ただし、甲の了承を得た場合は前記車輛を変更することができる。

第3条 本契約の期間は、令和5年6月6日より令和6年5月31日までとする。ただし、期間満了の際、甲乙間で合意したときは契約を更新することができる。

第4条 賃借料は月額金 10,000円 (消費税 1,000円(込み))

とし、乙は毎月 末 日までにその翌月分を甲に持参し、又は甲の指定する方法により支払うものとする。1月未満の賃借料は、月額の賃借料を日割した金額とする。

第5条 前条にかかわらず、公租公課の増額又は物価の高騰等の事情が生じたときは、双方の協議の上、賃借料の額を改訂することができる。

第6条 本契約締結と同時に、乙は敷金として金 10,000円を甲に支払う。この敷金は、本駐車場明滅時に存する延滞賃借料その他甲に対する金銭債務の弁済にあてるものとし、甲が清算するものとする。

第7条 乙は甲の定める管理規則に従い本駐車場を使用するものとする。

第8条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。

第9条 乙又は乙の関係者が本駐車場の施設又は車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10条 天災、火災その他甲の責にやらない事故による車輛の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。

第11条 本駐車場の保全、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車輛の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

第12条 乙が次の各項の一に該当する場合は甲は催告その他何等の手續きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを1月以上延滞したとき
- (2) 本駐車場上に甲に無断で建築造成をしようとしたとき
- (3) 乙が破産もしくは銀行取引停止となったとき
- (4) 本契約の定めの一に違反したとき

第13条 甲又は乙は1月以前に予告して本契約を解除することができる。ただし、乙は1月分の賃借料相当額の金員を甲に支払い即時に解約することができる。

第14条 乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明滅するものとし、次の各項の一に該当する場合はその内容に従うものとする。

(1) 乙が本駐車場を甲に返還するとき、本駐車場上にある車輛および物品を一切取り除いた上甲に明滅するものとする。

(2) 乙が前項の義務を履行せず又は乙が置き去った車輛、その他物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものと見て、甲が適宜処分しても乙は後日異議を申し立てない。

(3) 乙が本契約終了後明滅しないときは、乙は本契約終了の翌日から明滅し完了まで賃借料相当額の2倍の損害金を支払わなければならない。

第15条 本契約に関する訴訟については、本駐車場所所在地を管轄する裁判所を甲乙合意の裁判所とする。

第16条 本契約書に記載のない事項については民法および慣習に従い、甲乙誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

特約条項

本契約書に対する労働報酬として5月分を期限迄に納入手続を完了のこと。

※賃借料振込みの場合、甲が指定する金融機関は下記のとおりとする。

[指定金融機関]

[口座名]

[口座No.]

上記契約の成立を証するため本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和5年6月1日

賃借人(甲) 川口市本広3丁目1番4号 株式会社うめだ葬儀社 代表取締役 梅田修弘

氏名

賃借人(乙) 住 所 埼玉県川口市朝日ニ一七七

氏名

仲介業者

住 所

東京都文京区本郷5丁目1番2-102号 宇屋林業株式会社 代表取締役 守屋 勝男

商 号

TEL 03-3815-0556 FAX 03-3815-0568

氏 名

整理番号

282

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】		
	1:調査研究費 2:グループ活動費		
	【広聴・広報活動費】		
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費		
	【経常的経費】		
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費		
	9:資料購入・作成費 10:交通費		

支出年月日	5年12月28日	支出額	19,190 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所駐車場代 (契約更新料9,800- 駐車場代9,200- 1月分) (辻4丁目)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部
口座名義人: 木村 勇夫	
05-12-28 振替 *19,100 RKS(サイキョウホム) ③ 事務所駐車場代 1月分 9,000円 振込手数料 200円 契約更新料 9,900円 (辻4丁目)	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

木村 勇夫 様

有限会社埼京ホーム

〒336-0022 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

TEL:048-861-5331 FAX:048-861-5339

更新案内書

物件名： 栗原辻4丁目駐車場

No.

上記物件の賃貸借契約は、来る 2023年12月24日 を以って期間満了となりますのでご通知いたします。原契約にもとづき、下記の費用にて契約更新をお願い致します。お手数ですが添付の賃貸借更新契約書に署名・捺印(シャチハタ不可)下さい。緊急連絡先欄には賃借人以外の連絡先を記入の上、賃貸借更新契約書2部とともに、下記の《返送書類》と合わせて弊社へご返送をお願い申し上げます。尚、解約のご連絡は契約満了日の1ヶ月前までをお願い致します。

記

	現行総額	現行本体	(消費税)	更新後総額	更新後本体	(消費税)
敷 金						
賃 料	¥9,000	¥9,000	(¥0)	¥9,000	¥9,000	(¥0)
口座振替代			()			()
共 益 費			()			()
付属施設料			()			()
雑 費			()			()

請求金額： 9,900円

※左記金額を1月分賃料と合わせて引落致します。

	総額	本体 (消費税)	摘要
契約更新料		()	
敷金の積増額			
賃料精算金額		()	
管理費精算金額		()	
共益費精算金額		()	
付属施設料精算金額		()	
雑費精算金額		()	
契約更新手数料	¥9,900	¥9,000 (¥900)	
		()	
		()	
合計金額	¥9,900	¥9,000 (¥900)	

更新手続きの為にご来店いただく必要はございません。

ご記入の際はボールペンをお願い致します。(擦ると文字が消えるペンは不可)

《返送書類》運転免許証(白黒コピー)・自動車車検証(白黒コピー)

※同封しております返信用封筒をご利用下さい。

更新費用のお支払が確認できましたら、契約書(お客様控)を返送致します。

24-03-28;11:49

賃貸借更新契約書

物件名:栗原辻4丁目駐車場

No.

所在地:埼玉県さいたま市南区辻4-12

契約者名:木村 勇夫 様

貸主及び借主は 2022年12月25日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを
双方合意した。

1. 期 間 2023年12月25日 より 2024年12月24日 までとする。
2. 敷 金 円
3. 賃 料 月額 総額 9,000 円 (本体 9,000 円 消費税 0 円)
4. 口座振替代 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
6. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 特 記 事 項 [更新事務手数料] 9,000円 + 消費税
その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

2023 年 11 月 16 日

貸 主

住所:

氏名:

借 主

住所:

氏名:

木村 勇夫

印

TEL

勤務先住所: さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名: 埼玉県庁

勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所:

氏名:

TEL:

住所:

氏名:

TEL:

仲介業者

免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号

住所: 埼玉県さいたま市南区白鶴3-12-15

会社名: 有限会社埼京ホーム

代表者: 里中 宗一郎

宅地建物取引士:

登録番号:

1 / 1

整理番号

283

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費																																									
支出年月日	5年12月28日	支出額	8,910 × 90% 8,019 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載																																							
使 途	事務所馬場代 1月分 (白幡6丁目)																																									
領収書等貼付欄		埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部																																								
キャッシュサービスご利用明細 毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行 <table border="1"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td></td> <td>***</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>10402</td> <td>05-12-28</td> <td>10:46</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥8,800</td> <td>¥110</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)</td> <td>残高証明</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お振込明細またはご案内</td> <td>電信</td> </tr> <tr> <td>お受取人</td> <td colspan="2">サイタマリッパ ムサツウワ 普通 5207769 カ) ツリコウサン様 登録番号 0007 キムラ イサオ様</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>電話番号</td> <td>印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取扱番号 280011</td> <td></td> </tr> </table> *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→				取引銀行	取引店	口座番号	0017		***	取扱店	お取引日	時刻	10402	05-12-28	10:46	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥8,800	¥110	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		残高証明	お振込明細またはご案内		電信	お受取人	サイタマリッパ ムサツウワ 普通 5207769 カ) ツリコウサン様 登録番号 0007 キムラ イサオ様		ご依頼人	電話番号	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****		取扱番号 280011	
取引銀行	取引店	口座番号																																								
0017		***																																								
取扱店	お取引日	時刻																																								
10402	05-12-28	10:46																																								
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																								
振込	¥8,800	¥110																																								
お取引後の残高(円)		おつり																																								

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		残高証明																																								
お振込明細またはご案内		電信																																								
お受取人	サイタマリッパ ムサツウワ 普通 5207769 カ) ツリコウサン様 登録番号 0007 キムラ イサオ様																																									
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****																																								
	取扱番号 280011																																									
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)																																										
※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。																																										

駐車場賃貸契約書 (更新)
《駐車場名：第4ベストパーキ》

※駐車位置 NO.

●所 在	さいたま市南区白幡6丁目1384、1385番
●賃 料	1ヶ月 金7,500円也 (別途消費税10% 750円)
●管 理 料	1ヶ月 金 500円也 (別途消費税10% 50円)
月額合計 金8,800円也	
●敷 金	金8,250円也
●駐車車両	車種： / 7 ナンバープレート：

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間)期間、令和6年1月10日より令和7年1月9日迄向う1年間とする。
但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新すること出来るものとする。翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万1ヶ月以上滞納した場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。尚、賃料の振込手数料については、乙の負担とする。損耗するものと(敷金)乙は、賃料の支払いを担保するため頭金として敷金を無利息にて中に預託することとする。尚、敷金返還の振込手数料については、敷金から差し引くものとする。契約車両を変更する場合には、予め甲に申し出て承認を得なければならない。乙は車両変更後、停泊無く甲に車検面の写しを提出しなければならない。又、賃借権の譲渡及び転賃は絶対にしてはならない。
(差押注意義務)駐車場は常に清潔に保ち、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
第2条 (免責)乙の車に場内での他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び管理会社は乙に対し一切責任を負わないものとする。
第3条 (損害賠償)乙又はその代理人・使用者・同業者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
第4条 (賃料改定)甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車事情の変動等により値上げできるものとする。
第5条 (解約予告)甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、2ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。解約時の日割り計算は行わないものとする。尚、乙が明渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
第6条 (管理料)管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、乙は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。(現状有姿)
第7条 (駐車位置)駐車位置はNO. として(。現状有姿)
第8条 (禁止事項)駐車場内での駐停車中のアイドリングは禁止とする。
第9条 (税法改正)税法改正等により、消費税率の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、改正が実施されたその日より適用されるものとする。
第10条 (放置車両)賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合は、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。

注 意 事 項

1. 当駐車場の駐車場につきましては、普通・小型乗用車・軽乗用車及び、トラック・ライトバン(幅2.3m×長さ4.8m以下の車両に限る)のみとさせていただきますのでその旨にご注意下さい。
2. 1以外の車両、改造車(騒音の原因となるもの)、通常より車高が低く入口を出入りできない車等でのご利用はお断りさせていただきますのでその旨にご了承下さい。
3. 車庫証明をとられる場合、当社の管理印が必要となりますので、必要の際は当社までご連絡下さい。又、発行の際に手数料として2,000円(別途消費税)をいただきますので、その旨にご了承下さい。
4. 契約者のご住所・お電話番号等のご連絡先、お車の車種やナンバー等に変更が生じた場合には、必ず当社までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

反社会的勢力でないことの確約事項

- (反社会的勢力の排除)
第1条 甲及び乙は、
(1) 自ら又は、
(2) 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含む。以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
(禁止事項)
第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。
(1) 本物件を甲に損害を及ぼすこととする等
(2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
(3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。
(契約の解除)
第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方(以下「甲」という。)は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
(1) 第1条の確約に反する事実が判明した場合
(2) 本契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
甲は、乙が前条の各号に定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

貸主(甲) 適格請求書発行事業者登録番号 T5810477315536

令和 5 年 12 月 25 日

住所

氏名

借主(乙)

※乙は別添【駐車場における個人情報のお取扱いについて】にも同意したものである。

住所

氏名

電話

緊急連絡先
※電話と別番号を記入

緊急連絡先 続柄【

(媒介・代理)業者

国土交通大臣免許

(10)第12100号

埼玉県知事免許

所在地 さいたま市南区根岸5丁目18番15号

宅建取引士(記名捺印)

取引士登録番号

商号

株式会社 辻興産

代表者

氏名

整理番号

284

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	5年12月28日	支出額	106,610 × 90% 95,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃借料 1月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。 RESONA 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	***	***
取扱店	お取引日	時刻
10402	05-12-28	10:46
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥106,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		身体認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマリツナ
ムサツウラフ
普通 1438189
1) ハツクアツフ様
登録番号 0002
キムラ イサオ様

ご依頼人
電話番号
取扱番号 280001

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

- ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有明会社(以下「甲」という。)と借主 木村勇夫 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	ハイツアール	1階101号
所在地	(住居表示) さいたま市南区白幡6-12-1	
建物	(登記簿) さいたま市南区白幡六丁目1294番地12	
種類	木造/延焼メッキ鋼板葺/2階建/全4戸	
面積	店舗・事務所	新築年 昭和57年11月
附属施設	33.81㎡	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

2023年7月1日 から 2025年6月30日 まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額95,000円	管理・共益費	月額1,800円
家賃	(別途消費税相当額9,500円)	敷金	(別途消費税19,000円)
保険料	28,430円	保証金	(受領済)
附属施設料	月額 (別途消費税相当額)円	(賃料 カ月分)円	
償却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本数		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月	日まで	
賃料等の支払方法	口座振込	持参先	委託会社名

頭書(5) 借主緊急連絡先

事業用賃貸借契約書(事務所)1/10 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 22.05

氏名	木村 勇夫
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	068-822-2111 (会社名・部署名) 有明会
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 (有)ハイツアール
住所	さいたま市南区文蔵4-29-13

管理業者	商号又は名称 (有)ハイツアール
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理担当者

氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号)
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。	

所有者 氏名

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	住所	極度額	円
		家賃債務保証業者名	日本セーフティ株式会社		
		主たる事務所	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階		
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(2)第8号		

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分(税別)を甲に支払うものとする。

事業用賃貸借契約書(事務所)2/10 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 22.05

整理番号 114

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	9:資料購入・作成費
	10:交通費	

支出年月日	R5年12月28日	支出額	$94,710 \times 0.9$ 85,239 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃 1 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部

口座名義人: 野本 怜子

23-12-28 RKS(タイフットウサ)

94,710

$$94,710 \times 0.9 = 85,239$$

③ 事務所家賃 1 月分

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

〒330-0063

発行日 2023年11月04日

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12
グローバル県庁前 201

株式会社大和不動産 管理経理係

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1

野本 怜子 様

エイペックスタワー浦和オフィス西館7階

TEL : 048-833-4800

自動引落開始の御案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表記の件につきまして下記の通り実施致したくお願い申し上げます。

敬具

毎月お引落額: 94,710 円

毎月 28 日(休日時は翌銀行営業日)

(初回お引落予定額: 94,710 円 初回引落し予定日 2023年11月28日)

内訳 (変動費除く)	金額	税額	税込額
グローバル県庁前 201 家賃	86,000 円	8,600 円	94,600 円
合計	86,000 円	8,600 円	94,600 円

口座振替手数料(消費税込)	110 円
---------------	-------

内訳 (変動項目)

引落日前日までに、引落口座の預金残高をご確認ください。
 なお、印鑑相違などの書類不備により、お引落の手続きができない場合は、後日書類を改めてご記入いただくことがあります。また、上記記載の通り口座振替手数料がかかりますのでご了承ください。

請求金額: 口座振替手数料110円(うち、消費税額10円)適用税率10%

弊社のインボイス登録番号: T6030001004982

取引内容: 賃料等を口座振替にて支払う際の口座振替手数料

銀行	みずほ	支店	
口座種別	普通	口座番号	***
フリガナ	ノモトレイコ		
名義人	野本 怜子		

重要事項説明書(事業用)

【建物 普通借家契約】
2023年9月17日

野本 恰子

下記の建物(以下「本物件」とい)について、空地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

商号	株式会社大和不動産	商号	株式会社大和不動産
代表者氏名	代表取締役 小山 陽一郎	代表者氏名	代表取締役 小山 陽一郎
主たる事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番	主たる事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番
TEL	048-833-7868	TEL	048-833-7868
免許取得番号	埼玉県知事 (12) 第 008048 号	免許取得番号	埼玉県知事 (12) 第 008048 号
免許年月日	2021年7月23日	免許年月日	2021年7月23日
氏名	野本 恰子	氏名	野本 恰子
登録番号	第 〇〇〇〇〇 号	登録番号	第 〇〇〇〇〇 号
業務に従事する事務所名	株式会社大和不動産 浦和店	業務に従事する事務所名	株式会社大和不動産 浦和店
業務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エベンス ワー浦和コア西館	業務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エベンス ワー浦和コア西館
TEL	048-824-1161	TEL	048-824-1161
貸借	媒介	貸借	媒介

空地建物取引業 保証協会の名称	公益社団法人 全国空地建物取引業保証協会	空地建物取引業 保証協会の名称	公益社団法人 全国空地建物取引業保証協会
取引の所在地	東京都千代田区岩本町2-6-3	取引の所在地	東京都千代田区岩本町2-6-3
空地建物取引業 保証協会の支店 名称及び所在地	公益社団法人 全国空地建物取引業保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15	空地建物取引業 保証協会の支店 名称及び所在地	公益社団法人 全国空地建物取引業保証協会埼玉本部 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町6-15
空地建物取引業 保証協会の支店 名称及び所在地	東京法務局	空地建物取引業 保証協会の支店 名称及び所在地	東京法務局
空地建物取引業 保証協会の支店 名称及び所在地	東京都千代田区九段南1-1-15	空地建物取引業 保証協会の支店 名称及び所在地	東京都千代田区九段南1-1-15

名称	クローバル風行前	区画	2 階 (201 年)
所在地	埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目6-12	区画	26.6 ㎡ 8.04 坪
種類	店舗、事務所、居宅、駐車場	契約面積	26.6 ㎡ 8.04 坪
構造・規模	鉄筋コンクリート造 地下 0 階付 地上 7 階建	竣工年月	1971 年 01 月
用途制限	事業用	事務所	県議会議員事務所
氏名	野本 恰子	住所	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7
登記名義人	野本 恰子	登記名義人	野本 恰子

1. 登記簿に記載された事項	所有権に関する事項(甲区欄)	所有権にかかわる権利に 関する事項	所有権以外の権利に 関する事項(乙区欄)
氏名: 野本 恰子	所有権	無	有
住所: 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7			

2. 抵当権の充足説明
本物件に抵当権(根拠当権)が設定されている場合、その抵当権(根拠当権)が実行され、競売により買受人から明渡しを求められたときには、6ヶ月以内に明渡しをしなければなりません。この場合、買主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人に求めることは出来ません。また買受人より明渡しを求められない場合においても、買受人より新たに賃貸借契約の締結を求められ、新たに敷金(保証金)の預託を求められることがあります。

3. 契約期間及び更新に関する事項	更新期間	更新料	更新料として新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。かつ、更新事務手数料として新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。(賃貸借契約書第3条参照)
更新に関する事項	更新料	更新料として新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。かつ、更新事務手数料として新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。(賃貸借契約書第3条参照)	

4. 賃料及び賃料以外に受取られる金額	項目	金額	別途消費税	項目	金額	別途消費税
賃料	月額 86,000 円	8,600 円	仲介手数料	月額 86,000 円	8,600 円	仲介手数料
共益費	月額 0 円	0 円	保証金	月額 0 円	0 円	保証金
月租	月額 0 円	0 円	礼金	月額 0 円	0 円	礼金
月租	月額 0 円	0 円	保証金の償却	月額 0 円	0 円	保証金の償却
支払方法	前払または口座振替	毎月 末 日までに翌月分を支払うものとします。(特約書第3条の2参照)	更新保証委託料	更新保証委託料	更新保証委託料	更新保証委託料

上水道	さいたま市水道局電話受付センター	048-665-3220
電気	東京電力エナジーパートナー株式会社(埼玉支所)	0120-995-441
ガス	無し	
下水道(排水)	本下水	

6. 本物件の設備の整備状況	設備	備考	設備	備考
エレベーター	1基			
オートロック	あり			
オートロック	あり			
自動火災報知設備	あり			
消火栓	あり			
建物使用時間	24時間使用可能			
TVアンテナ	アンテナ GAM-2NAX			
通水排水設備	INAX CW-D11 2020年製			
給湯キッチン	CH-11B			
IHクッキングヒーター	INAX EHPN-H13N1			
電気温水器	INAX EHPN-H13N1			
エアコン(冷暖房)	INAX EHPN-H13N1			
照明器具付(電灯は借主負担)	洋×4			
火災警報器	洋×1			
電気 電灯(洋三)100V 専用ダスター	洋×1			
水道 専用ダスター	2ヶ所			
火災報知器 感知器	2ヶ所			
ミニキッチン	2ヶ所			
給湯室 換気扇	1台			
事務所用 換気扇	1台			
トイレ 換気扇	1台			
トイレ 洋式	1台			

7. 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件のとき記入)	完成物件につき該当なし。
-------------------------------------	--------------

8. 契約の解除に関する事項	借主の解約予告
1. 借主が賃貸借期間の途中で賃貸借契約を解約しようとするときは、貸主に前記の書面により解約する旨の通知をしなければなりません。	通知をしなければなりません。
2. 借主は、前記の通知に代えて、貸主に対し賃料の 3 ヶ月分相当額の金額を支払うことにより、即時に賃貸借契約を解約すること	ができるものとします。
賃貸借契約書第26条参照。	

9. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項
1. 借主は、借主又はその同居人の故意又は過失により本物件を毀損若しくは汚損し、又は第三者に損害を与えたときは、直ちにこれを賠償するものとします。
2. 契約解除通知後の明渡し期日の遅延による貸主の損害は借主が負うものとします。
賃貸借契約書第12条、第19条、第24条、第28条、第29条参照。

10. 法令に基づく制限の概要	
法令名	内容
新住宅市街地開発法	新住宅市街地開発法第3条1項、新住宅市街地開発事業の工事完了の公告の日の日から起算して10年間は、当該新住宅市街地開発法第3条1項に規定された建築物に附する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
新都市基盤整備法	新都市基盤整備法第3条1項、新都市基盤整備法第3条1項に規定された建築物に附する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
流通業務市街地整備法	流通業務市街地整備法第3条1項、流通業務市街地整備法第3条1項に規定された建築物に附する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
農地法	農地法第3条1項、農地法第3条1項に規定された建築物に附する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。

11. 支払金または預り金の保全措置の概要	
保全措置を講じるかどうか	講じません。
12. 本物件が造成地防犯区域内かどうか	区域外
13. 本物件の存する区域	土砂災害警戒区域
14. 本物件が津波災害警戒区域内かどうか	区域外
15. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地建築物の所在地	水害ハザードマップの有無 洪水 雨水出水(内水) 高潮 無 無 無
16. 石積使用開閉内容	無
17. 耐震診断の有無	無
18. 建物状況調査の有無	無
19. 用途その他の利用の制限に関する事項	区分所有建築物の場合における専有部分の制限に関する規約等
利用の制限	—

17. 耐震診断の内容	
実施機関	無
調査年月日	—
調査結果	—
18. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)	
調査実施の有無	無
内容	既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、説明します。
19. 用途その他の利用の制限に関する事項	
用途制限	—
利用の制限	—

20. 敷金・保証金の精算に関する事項
賃貸借契約書第10条参照
敷金・保証金は本契約終了後、貸借人が貸借を完全に明け渡し、賃借人の賃貸人に対する一切の債務に充当したあと、なお残額があれば、賃貸人はこれを賃借人に60日以内に返還します。

21. 金銭の貸借のあつせん
あつせんの有無 業者によるあつせんはありません。

22. 管理の委託先	
氏名(商号又は名称)	株式会社大和不動産 管理課
住所(主たる事務所の所在地)・TEL	さいたま市浦和区高砂1丁目2-1 エイペックビル 浦和中央館202
ウェブページ管理業者の登録番号	0120-319-208
登録年月日及び登録番号	—

23. 注意事項

- 賃料・共益費・仲介手数料・その他諸費用等については、別途清算書をご負担いただきます。
- 本契約に基づいて借主が賃主に支払う賃料・共益費・その他諸費用等につき、消費税法等により課税される消費税・地方消費税は借主の負担とし、借主はその法定税率に従い、賃料・共益費・その他諸費用等に計算して貸主へ支払うものとします。なお、契約期間中に税率が改定された場合は、その改定後の新税率を借主が負担して頂きます。
- 借主の用途に伴い、消防署などから指定された事項は、借主の費用負担にて対応してください。
- 本物件の用途地域は 商業地域 です。
- 本契約の建物の延床面積は 3,405.600㎡ です。
- 本契約の建物の床面積は 3,405.600㎡ です。
- 本契約の建物の床面積は 3,405.600㎡ です。
- 賃料等の増額はしません。
- 賃料はその使用目的のために官公庁、消防署、警察署、保健所等へ許可または届け出が必要の場合には借主が費用負担と責任において行う必要があります。
- 借主は、賃貸借契約から生じる貸主への債務を担保する為に、借家人賠償責任の火災保険へ加入する義務があります。
- 借主は、賃貸借契約から生じる貸主への債務を担保する為に、借家人賠償責任の火災保険へ加入する義務があります。
- 本物件の修繕・交換の保証は無し、修繕物の撤去・処分は賃借人もしくは管理会社に報告・承認の後行ってください。
- 特約事項は、賃貸借契約書を参照してください。(以下、注意事項余白。)

24. 添付書類	
1. 原状回復仕付書	6. 水害ハザードマップ
2. 全部分項証明書(登記事項証明書)	—
3. 貸主の登記事項証明書	—
4. 地図	—
5. さいたま市都市計画図	—

以上の重要事項について、宅地建物取引士より「宅地建物取引士証」を提示のうえ説明を受け、重要事項説明書及び付属書類を受領しました。また、前記仲介手数料を支払うことを承諾しました。

住所 さいたま市浦和区神明1-24-18 西暦 2023年 9月 25日

借主名 野本 怜子



整理番号

102

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	26年1月4日	支出額	100.157 × 0.8 80.126 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所家賃 / 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第1支部

口座名義人:細川 威

2024年01月04日	105,000円	送金 印
2024年01月04日	165円	手数料

③事務所家賃 / 月分

④

【内訳】

事務所家賃 100,000円
円

《振込手数料》

$$165 \times \frac{100,000}{105,000} \div 157$$

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物(駐車場付)賃貸借契約書

賃貸人 以下甲という)と賃借人細川威(以下乙という)は以下のとおり建物(駐車場付き)賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物(駐車場付)の占有部分(以下本物件という)を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢2-4-2
名称 岡田医院
専用駐車場(2台分)

(賃貸借期間)

第2条 本契約の期間は令和5年5月1日から令和7年4月30日までとし、期間満了の2ヶ月前までに更新しないことの意味表示がない場合は自動的に2年間更新されるものとする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金 10 万円(消費税込み)とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

(賠償債務)

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(現状引き渡し等)

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のままで引き渡すものとする。本物件の通常の使用では発生する修繕費用は乙の負担とし、疑義のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

(甲の免責事項)

第6条 不可抗力、第3者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の車両等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第7条 甲及び乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。

(別協議事項)

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上のように契約が成立したことを証するため本書 2 通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その1 通を保持する。

令和5年5月23日

賃借人(甲)

住所

氏名

賃借人(乙)

住所

氏名

細川 威

整理番号

83

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1: 調査研究費 2: グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費

【経常的経費】

6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費

9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日

26年1月4日

支出額

89,383

円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使 途

1月分事務所家賃

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 1月分事務所家賃として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

$$99,314 \times 0.9 = 89,383$$

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(校番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

照会口座 ■■■支店 普通 ■■■

照会期間 2024年1月4日

絞り込み 全取引

2024年1月27日 19時44分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2024年 1月4日	99,314円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

■■■支店 普通 ■■■

お預り金額合計:

■■■円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
 不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

事業用建物賃貸借契約書

覚 書

借主 京子後援会 (以下「甲」という。)と
貸主 東京市豊岡3丁目10番1号 (以下「乙」という。)は
主たる事業用建物の賃貸借(以下「本契約」という。)の賃貸借(以下「本契約」という。)に
主たる事業用建物の賃貸借(以下「本契約」という。)の賃貸借(以下「本契約」という。)に
主たる事業用建物の賃貸借(以下「本契約」という。)の賃貸借(以下「本契約」という。)に

名 称		第一粘谷ビル		1階	
所在地		埼玉県入間市豊岡3丁目10番1号		(住居表示)	
種 類		事務所		家屋番号 805番1の2 (登記簿)	
構造		鉄骨造		階 数 3階建1階部分 専有面積 28.49.32㎡	
物件の所有者		氏 名		[redacted]	
借主		氏 名		せんつい 京子後援会	
使用目的		事務所		業 種 選挙事務所	
連帯保証人		氏 名		[redacted]	
担保の方法		家賃滞り保証業者の提供		主たる事務所の所在地 家賃滞り保証業者登録番号 [redacted]	
賃 月額		117,700 円 (うち消費税 10,700円)		数 金 321,000 円 (無利息の約定)	
合 計		117,700 円		合 計 556,400 円	
保証金の償却 (総額) 0円 (うち消費税) 0円		(総額) 0円 (うち消費税) 0円		(償却部分は、償却時から10日以内に精算しなければならぬ。)	
契約の種類		事業用建物賃貸借契約		更新可 契約当初預り敷金又は保証金 321,000 円	
更新料		2023年2月15日 から 2026年2月14日 まで 3年間		本物件の明渡し後60日以内	
借主の解約権		解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から 2ヶ月 をもって発生する。		本物件の明渡し後60日以内	
銀行名		みずほ銀行		支店名 立川支店	
口座種別		普通		口座番号 2236980	
契約の支払方法		口座振替		支払手数料は借主負担とする。	
支払手数料		[redacted]		[redacted]	
合 計		[redacted]		[redacted]	

賃貸人 (以下「甲」という。)と賃借人 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約 (以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本書締結の証として、本書を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各書通を保有する。

記
所在地 : 埼玉県入間市豊岡3丁目10番1号
物件名 : 第一粘谷ビル 1階

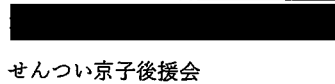
第1条 (賃料の減額)
甲及び乙は、2023年7月 (2023年6月末支払い賃料) より乙が支払う賃料について、月額99,000円 (税込) に減額することに合意する。

第2条 (指定用途の変更)
甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

第3条 (協議)
甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本党書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定めに従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

2023年 5月 1日

賃貸人 (甲) 住所 [redacted]
氏名 [redacted]
賃貸人 (乙) 住所 [redacted]
氏名 京子後援会
賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号
氏名 共栄管理サービス株式会社

物件名		第一粕谷ビル 1階	
所在地		埼玉県入間市豊岡 3-10-1	
甲	賃貸人	所在地 社 名	
	賃貸人代理	所在地 社 名	東京都昭島市昭和町 1-13-10 扶桑管理サービス株式会社
乙	旧賃借人	所在地 社 名	 せんつい京子後援会
丙	新賃借人	所在地 社 名	 泉津井 京子
丁	連帯保証人	所在地 氏 名	

地 位 承 継 覚 書

賃貸人（以下「甲」という。）と旧賃借人（以下「乙」という。）により 2023 年 2 月 15 日締結の賃貸借契約書（以下原契約という。）における、乙の賃借人たる一切の権利義務を 2023 年 5 月 1 日を以って、新賃借人（丙）に継承することを合意した。

尚、敷金の取り扱いに関して、甲、乙、丙、は、以下の通り合意した。

1. 原契約等の開始時に乙が甲に対して預託した敷金 321,000 円を丙が甲に預託すべき敷金に充当する。
2. 原契約等が終了した時は、原契約書の貸借契約約款第 6 条の定めに従い、甲は丙に敷金を返還する。

以下、本書締結の証として本書を 3 通作成し、甲乙丙各自署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

2023 年 5 月 1 日

（甲）

住 所 

氏 名 

（賃借人代理）

東京都昭島市昭和町 1-13-10

社 名 扶桑管理サービス株式会社



（乙）

住 所 

氏 名 せんつい京子後援会



（丙）

住 所 

氏 名 泉津井 京子



（丁）

住 所 

氏 名 



賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。) と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。) は、
2023 年 2 月 15 日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約について、2023 年 9 月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目 10 番 1 号
物件名 : 第一粕谷ビル 1 階

【賃料等内訳】

賃	料	/	99,000 円
口座振替手数料	/	314 円	
合	計	/	99,314 円

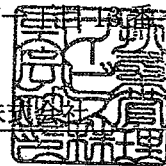
以上

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目 13 番 10 号

氏名 扶桑管理サービス株



整理番号

84

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	26年1月4日	支出額	8,203 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	1月分 事務所駐車場料金		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 1月分事務所駐車場料金として。

④ 扶桑管理サービス 株式会社

⑤ 泉津井 京子

$$9,114 \times 0.9 = 8,203$$

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(校番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

照会口座 ■■■支店 普通 ■■■

照会期間 2024年1月4日

絞り込み 全取引

2024年1月27日 19時44分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2024年 1月4日	9,114円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

■■■支店 普通 ■■■

お預り金額合計:

■■■円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
 不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

駐車場（日動車保管場所）契約書

所在地	埼玉県入間市豊岡3-806-1			本所に付随していない駐車場は地番で表記している場合があります。
名称	豊岡第2カーパーク駐車場			駐車位置 No.
契約期間	2023年 6月12日 ~ 2025年 6月11日 まで 2年間			
車種	ナンバー・車体色	ナンバー	車体色	
月額	駐車料 8,800 円	契約一時金 0 円	金 0 円	(無利息の約定)
更新料	0ヶ月分	更新事務手数料 新契約の1ヶ月分	解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月をもって発生する。	
契約当初預り金	0 円	借主の解約権	1ヶ月	
賃料の支払方法並びに支払期限	引落	口座振替	口座番号	9,114 円

貸主(甲)と借主(乙)は、下記事項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 1 賃借期間及び支払方法は、頭等記載の通りとし、支払期日までに賃料を支払うことにより、乙は契約を継続する意思があるものとする。尚、賃料や更新料等の支払に関する振込手数料及び口座振替手数料は乙負担とする。また、賃料が1ヶ月に満たない場合は当月の日数で日割計算とする。支払期日が金曜日の場合はその前日に支払うこと。
- 2 支払の滞りは金銭債権の振込票等をもって証とし、甲及び仲介人は領収証・請求書を発行しない。
- 3 賃料等が滞り続いた場合(口座振替が行えなかった場合も含む)、乙は仲介人に頭等記載の滞り事務手数料を、甲へ年14.6% (1年を365日とする)の割合による遅延損害金を支払うこと。
- 4 乙は賃料等の支払いを、期間満了日または解約日に属する月1ヶ月分の賃料を支払うこと。
- 5 甲は契約期間中であっても公租公課、諸物価、社会情勢の変動あるいは契約車種の変更等により、1ヶ月の予告期間をもって賃料の増減を請求することが出来る。
- 6 1 頭等の契約期間が満了となった場合は、甲乙協議の上本契約を更新することが出来る。
- 7 2 乙は契約更新の際には契約書面の書換え、変更事項の告知を行い、頭等の更新料(または更新事務手数料)を、甲(または仲介人)へ支払うこと。手続は期間満了日の1ヶ月前までに行うこと。
- 8 3 乙は更新料に賃料その他の債務がある場合は、期間満了日までに返済すること。なお、合意更新・法定更新にかかわらず、乙は所定の更新料及び更新事務手数料を支払うものとする。万一、期間満了日までに更新事務未完了の場合、契約期間満了日をもって本契約は終了するものとし、乙は駐車車両を撤去の上即日明渡すること。
- 9 4 仲介人の口座振替システムを利用の場合、更新月に賃料と更新料を引落すことに予め乙は了承のこと。万一、引落が出来ない場合は仲介人の指定期日迄に振込にて支払うこと。
- 10 5 乙は期間満了にて解約をする場合も1ヶ月前までに解約通知を甲(または仲介人)に提出すること。
- 11 6 敷金は頭等の金額とする。甲は契約時に乙より受領した敷金について、本契約が終了し乙が甲に本物件を完全に明渡した場合に限り、明渡し後1ヶ月以内に、債務を差引いた残金を振込にて乙に返金する(返金の際の振込手数料は乙負担)。また、乙は、甲の書面による承諾無くして、敷金返還請求権を第三者に譲渡することは出来ない。なお、この敷金をもって延滞料等の債務と相殺することは出来ない。
- 12 1 駐車場内の乙車両の管理及び第三者の無断駐車排除、事故・盗難・物損・紛争・落雷等は乙の責任において最寄の警察署等に連絡を行い対応することとし、甲及び仲介人は乙に対し何らの責任を負わない。
- 13 2 駐車場の位置は甲が任意に指定・変更できる。
- 14 乙は駐車場の施設に損害を与えた場合、直ちに甲又は仲介人に連絡を行い、甲に対し速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 15 2 乙は下記の行為を行ってはならない(禁止事項)。
- 16 ①本駐車場内及び出入口で他車出入の妨げ、駐車場利用者・近隣に迷惑を及ぼす行為をすること。
- 17 ②頭等に記載の無い車を駐車すること。改造車・事故車両・故障車を駐車すること。
- 18 ③消防法により危険物に指定されている物品を駐車場内に持ち込むこと。
- 19 ④第三者に賃借権の譲渡・転貸・名義貸しを行うこと。また、財産や固定物を置くこと。
- 20 ⑤政治団体等・宣伝カー・トラック及び駐車位置以上の大きな車を駐車すること。
- 21 1 甲または乙が本契約を解約する場合は書面にて、1ヶ月前までに相手方に対し通知し、通知後1ヶ月(1ヶ月以上の場合乙がその指定した日)をもって乙は本駐車場を明渡すものとする。また、乙は1ヶ月分の賃料を支払うことにより即時解約することができる。

第9条

2 乙が本契約を締結する際、指定の「解約通知書」に記名・捺印、必要箇所を記入の上提出すること。

1 甲は乙が賃料の支払を1ヶ月なりとも怠った場合、乙が本契約に定める条項の一つでも違反した場合、乙が申込書及び本契約書に記載の内容に虚偽がある場合、その際は違約金として滞り続いた敷金及び日割賃料は返金しない。

2 乙が賃料の支払を2回連続して遅延した場合(口座振替の場合2回連続し引落が出来ない場合)、賃料の支払能力が無いものとみなし、本契約を解除できる。

3 未払い賃料を督促したにもかかわらず指定期日までに未払い賃料全額を支払わなかった場合、

4 乙が解約し、または破産・民事再生・会社整理・会社更生法の申し立てがあったとき、

5 乙が後戻り開始、仮差押等の権利を受け、または刑事事件に関する等社会的信用が失墜したとき、

6 乙が暴力団もしくは極左・極右等の反社会的暴力集団(以下「暴力団」という)の構成員、又はこれらの支配下にある者(関係者)と判明したとき、

1 乙は本契約が終了した場合、即日本駐車場から自動車等の一切の動産を撤去し明渡すること。

2 乙は甲からの明渡しに際し、甲又は仲介人に対し立退き料その他名目の如何を問わず一切の金員の支払を請求できない。

3 乙は本契約が終了したにもかかわらず本駐車場を甲に明渡しないう場合、乙は明渡し完了までの賃料の倍額を甲に賠償し且つ甲の受けた損害を賠償すること。また甲は乙の費用で本物件上のこの自動車の動産を撤去・処分できる。乙は乙がこれらの処分することにより一切異議を申し立てない。

乙は下記記載の車種以外本駐車場を使用してはならない。万一異議等で変更の際は、予め甲、又は仲介人に事前に書面にて変更車種の情報等の申請をし承諾を得なければならない。また、自動車検査証の写しを提出すること。なおこの住所、連絡先等変更の場合は3日以内に甲に届出ること。

本契約書では車庫証明の発行は行いません。車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾並びに発行手数料として3,300円を支払うこと(発行手続きは仲介人で行います)。

第12条 本契約が居住建物に付随する専用駐車場の場合、部屋の賃貸借契約の原本本駐車場も解約とする。

第13条 本契約の期間中、乙が契約区画の変更を希望する際は、甲の承諾後に本契約を解約の上、新規に駐車場契約を締結するものとし、区画の変更に伴う駐車場新規契約の事務手数料として3,300円を支払うものとする。

第14条 同、区画の変更に伴う解約に限り、本契約書の第8条1項を適用外とするが、新規契約開始期日前日までの日割り賃料を負担するものとする。

特約事項

本契約更新時(合意更新・法定更新を問わず)は、乙は、所定の更新事務手数料を支払うものとする。税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、乙が甲に支払うべき駐車料並びに更新事務手数料、車庫証明の発行手数料、区画の変更に伴う事務手数料について、改正以降の消費税率等相当額は変動税率により計算する。

下記貸人(甲)と借人(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2023年 6月 12日

貸主(甲)	住所	〒		TEL	
	氏名	氏名	氏名		
借主(乙)	住所	〒			
	氏名	氏名	氏名		
仲介業者	住所	〒			
	氏名	氏名	氏名		
免許番号	東京都知事(3)第91243号	免許番号		所在地	
所在地	〒196-0015 東京都昭島市昭和町1丁目1	所在地		商号	
商号	扶桑管理サービス株式会社	商号		代表者	
代表者	中村 重昭	代表者		電話	
電話	0570-003-230	電話		FAX	
FAX	042-546-4500	FAX		宅地建物取引士	
登録番号		登録番号		氏名	
氏名		氏名		印	

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023年6月12日に締結した下記物件に関する甲乙間の駐車場契約について、2023年9月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡 3-806-1
物件名 : 豊岡第1スカイパーク駐車場

【賃料等内訳】

駐 車 料	/	8,800 円
口座振替手数料	/	314 円
合 計	/	9,114 円

以上

賃貸人 (甲) 住所

氏名

印

整理番号

250

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2024年 / 月 / 日	支出額	39,600 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	新米客用馬埦場 2月分、手数料		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

③ 新米客用馬埦場 2月分、手数料

④ シカエン不動産 (株) 新香園

44,000 × 0.9 = 39,600

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

250 - /

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

賃貸精算書

(お客様)

御名前 山根 史子 様

2024 年 / 月 / 日

(大野駐車場 NO.17 号室)

礼 金	
敷金/保証金	20000
更 新 料	
家 賃	月分 日割 日分
	月分
共 益 費	月分 日割 日分
	月分
駐 車 場	月分 日割 日分
	2 月分 22000
手 数 料	22000
家財保険料	
賃貸保証料	
鍵 交 換 料	
合 計 ￥	64000
差 引 残 高 ￥	

領収書

事務手数料

金 22000 円也

内税 2000

印 紙

埼玉県川越市脇田本町16-17

シンカエン不動産 (株) 新倉園

TEL 049-243-9492

FAX 049-244-6582

※ 整理番号には、枝番を記入すること

駐車場賃貸借契約書
 (自動車保管場所)

所在地	川越市脇田本町 19-25	内 第
車種及びナンバー・色		
賃 料 総 額	壹ヶ月金 20,000円也 (別途消費税)	
敷 金	金 20,000円也 (無利息の約定)	
備 考	※この書を敷金の預かり書とする。	

貸主 (甲) と借主 (乙) は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は 2014年 2月 / 日より 2025年 1月 31日迄 向う 壹ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 末 日までに翌月分を乙は甲方又は甲の指定した者に振込みにて支払うこと。万一壹ヶ月なりとも滞納した場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込みしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。

第7条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が發生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 壹ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項 (契約書に追加)

- 乙の都合により本物件を解除する時は、壹ヶ月以前に甲に通告し通告無き時は翌月壹ヶ月分の駐車料金を支払うものとする。
- 甲が駐車場の閉鎖を希望する時は壹ヶ月以前にその旨を乙に通知し解約できるものとする。その場合には移転保証等に類する金銭的請求は絶対にしない事。
- 契約車は乗用車のみとする。
- 車庫証明発行について解約時には一切責任を負いません。
- 乙は、指定された区画に無断駐車車両等があった場合、甲又は仲介業者は乙に対し責任を負わないものとする。

<賃料振込先> 埼玉りそな銀行 川越南支店
 普通 No. 4493644
 株式会社 新香園 (カ) シカゴ

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。
 2014年 12月 11日

貸主 (甲) 住 氏 所 名	川越市脇田本町 15-17 シカゴビル 1F
代理	株式会社 新香園
借主 (乙) 住 氏 所 名	川越市市島 460-6
氏 名	山根 史子
電話番号	049-235-1687

更新時は新賃料の 0.5ヶ月分 (消費税) を更新事務手数料として申し受けます。

仲介業者

公益社団法人 埼玉県地建物取引業協会会員 埼玉県知事免許(12) 第 7037 号
 住 所 埼玉県川越市脇田本町 15-17 シカゴビル 1F
 商 号 株式会社 新香園
 電話番号 049-243-9492
 代 表 者 新井 武士
 宅地建物取引士 登録番号 号 氏名

整理番号 120

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年1月16日	支出額	10,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場 (2月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田 皇介

06-01-16	送金	*12,000	IB	
06-01-16	手数料	*165		

$$12,165 \times 0.9 = 10,949$$

③ 事務所駐車場代 (2月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

/20 - /

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

町田 皇介様

振込先変更のお知らせ

来月分（9月分）の駐車料金より、下記の口座に変更をお願い致します。

なお、振込期限は8月31日までをお願い致します。

記

埼玉縣信用金庫

口座番号

口座名義

2023年8月21日

ヤマロパーキング
宮本町8-8

パーキング 駐車場賃貸契約書

村 田 春 雄

上尾市宮本町7番15号

貸主 電話(771)2311番 と借主

町 田 皇 介

とは、

次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8					
2	駐 車 場 区 画	[黒塗り]番					
3	車 両	車 名	登録 番 号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)		
		フォジョー ステーション ワゴン 青	[黒塗り]				
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 1台	支 払 方 法	当月末翌月分前納 指定銀行への振込	特 約 2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
5	期 間	自 2019 年 10 月 9 日 至 2020 年 10 月 8 日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする			
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし			
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 ※1ヶ月前予告 賃借人 ※1ヶ月前予告		解約可能 解約可能			
9	保証金	金 12,000円 円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還					
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。					

契約日 2019 年 10 月 9 日

貸主 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

借主 住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号

村 パーキング

村 田 春 雄

上尾市宮本町7番15号

電話(771)2311番

町 田 皇 介

〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26

048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号 116

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年1月16日	支出額	10049 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所セキュリティ一式(12月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田 皇介

10 06-01-16	.送金	*11,000	IB タイヨウカンガイ
20 06-01-16	.手数料	*165	

$$11,165 \times 0.9 = 10,049$$

③ 事務所 セキュリティ一式(12月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

セキュリティ契約内容書

お客様：住所 上尾市宮本町10-26

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

氏名 町田 多分 様

太陽管財株式会社 警備部

契約内容確認日 令和5年5月1日

業務対象施設	名 称	米下大宮分事務所		
	所在地	上尾市宮本町 10-26		
商 品 名	機材整備	プラン	() お買い上げ・(✓) レンタル	
業務開始予定日	5 年 5 月 1 日	業務遂行期間	業務開始から 5 年 0 ヶ月間	
	区 分	金 額	金 額(消費税込)	
契 約 料 金	月額サービス料金	10,000 円	11,000 円	
	機 器 費	円	円	
	工 事 費	円	円	
支払の期限	1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 年 月 日までに支払うものとします。			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費		それ以降のサービス料金	
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・銀行口座振込		口座振替	
	銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。			

整理番号

118

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年1月16日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃(2月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田 皇介

06-01-16	.送金
06-01-16	.手数料

*110,000	IB
*165	

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

③事務所家賃(2月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田 皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル	1階 1
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26	区画番号()
建物	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
構造		
種類	店舗	新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡ (現状優先)	
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 事業内容 (具体的に記載すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3カ月分)	水道代	2,000円
その他の条件			
貸与する建 築No.		本	本
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで	本	本
賃料等の支払方法	口座引落	持参先	
賃料等の支払方法	口座引落	委託会社名	

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (氏名)	町田 皇介
緊急連絡先 (自宅) TEL	
緊急連絡先 (勤務先) TEL	(会社名・部署名)
緊急連絡先 (携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所	
管理業者	貸主自主管理		
所在地		TEL	

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円連帯保証人	氏名	住所	極度額	3,960,000円 (月額賃料総額×36カ月)
	円家賃債務保証業者の提供	円家賃債務保証業者名	主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL: 03-6327-6840 問合せ窓口 0570-01-1083	
	円保証	円保証業者名	円保証業者登録番号	国土交通大臣 () 第 号	

頭書(8) 再契約に関する事項

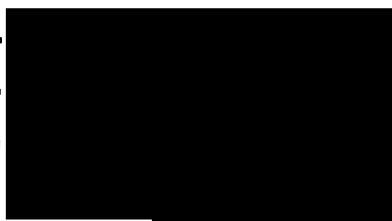
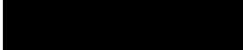
借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所等出資ミ (営業用建) については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に入社しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は設置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

各 位

貸主名義変更により、2023 年 10 月振り込み(11 月分)
から下記に変わります。

・
・
・
・
・名義 



今後とも宜しくお願い致します。

整理番号 129

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2024年1月19日	支出額	89,139円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	------------	-----	------------------------------

使 途	事務所家賃(令和6年2月分)
-----	----------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部
---------	-------------------------

按分の積算方法

(93,500円+振込手数料330円)×0.95=89,139円

③事務所家賃(令和6年2月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
取 扱 店	お 取 引 日	時 刻
79303	06-01-19	14:15
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥93,500	¥330
お取引後の残高(円)		お つ り
		¥0
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		
万円 千円 円		

振込金受取書 電話

お受取人
埼玉りそな銀行
浦和中央支店
普通 3852306
カ) タ イ フ ト ウ サ ン 様

タケタ カズヒロ様

電話番号 0486889898
取扱番号 190038

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※ 領収書は
※ 領収書を占る

(別紙には全額(領収書)を貼り付けてください。)

こと。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

賃貸人(甲) 有限会社イースト商事		賃借人(乙) 武田 和浩	
契約要目表			
事項	条	摘要	
(1) 貸 室	第1条 第2条	名称 イーストコーポ 所在地 埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1 構造規模 鉄骨造 陸屋根 地下0階付 地上2階建 用途 事務所 業 種 雑員事務所 区 画 1 階 (00D 号室) 契約面積 37.20 m ² (11.25 坪)	
(2) 賃貸借期間	第4条	2020年5月1日 から 2025年4月30日 までの 5 年間	
(3) 賃 料	第5条	85,000 円 (別添消費税 8,500 円) 月額計 93,500 円	
(4) 共益費	第7条	0 円 (別添消費税 0 円) 月額計 0 円	
(5) その他の乙が甲へ支払う月額固定費	第7条	名 目: — 1 円 (別添消費税 — 円) 月額計 — 円	
(6) 保証金	第6条	170,000 円 非課税	
(7) 保証金償却	第6条	無	
(8) 賃料等支払先	第8条	金融機関名 口座番号 口座名義	
(9) 更新費用	第4条	乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 1 ヶ月分(別添消費税) 乙が甲へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0 ヶ月分(別添消費税) 甲が甲へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別添消費税)	
(10) 解約予告	第4条、22条	満期、中途にかかわらず本契約を 甲から乙への通知は解約日の 6 ヶ月前迄 解約する場合は事前通知: 乙から甲への通知は解約日の 3 ヶ月前迄 1. 「原状回復に関する事項」	
(11) 添付書類			

賃貸人(以下「甲」という。)と賃借人(以下「乙」という。)とは、甲が契約要目表(1)欄記載の貸室を乙に賃貸するにつき、乙と甲が契約を締結し、その証として、契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有する。

西 暦

2020 年 3 月 20 日

賃貸人(甲)

住所

氏名

埼玉県さいたま市見沼区大字東門前73-1
有限会社イースト商事
代表取締役 浅子 達

電話番号

賃貸人(乙)

住所

氏名

電話番号

連帯保証人(丙)

日本総合保証株式会社 別紙、賃貸保証委託契約書による。

仲介人

【宅地建物取引業者】

免許証番号: 埼玉県知事(11)第8048号

所在地: 埼玉県さいたま市浦和区東大宮2-1-1

商号・名称: 株式会社 大和不動産

代表者: 代表取締役 小山 琢

【宅地建物取引士】

登録番号:

氏名:

整理番号 130

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2024年1月19日	支出額	15,989円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	来客等駐車場賃借料(令和6年2月分 駐車スペース2台分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(16,500円+振込手数料330円)×0.95=15,989円

③来客等駐車場賃借料(令和6年2月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
取扱店	お取引日	時刻
79303	06-01-19	14:11
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,500	¥330
お取引後の残高(円)		おつり
		¥4,200
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		
円 千円 円 円		

振込金受取書 電信

お受取人	ご依頼人
	タケタ カズヒロ様

※ 領収

※ 領収

(別

電話番号 0486889898

取扱番号 190003

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

印紙税申告納
付済済済
税務署承認済

すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

（以下「甲」という。）と借主 武田和浩事務所 （以下「乙」という。）は、
頭書きに表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書き(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市見沼区風越町4-346-8	No. ■■■
	名称	松井様駐車場	No. ■■■

車庫・車台形式	来客用（事務所使用者）	登録番号
---------	-------------	------

頭書き(3) 契約期間

契約期間	令和5年 3月 7日 まで
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書き(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	— 18,000円(税込) / 月
敷金	0円
支払方法	現金
支払期限	毎月 月末 までに翌月分を支払う
金銭債権 口頭番号 口頭名称 TEL	048-684-8641 048-684-8641 048-684-8641

頭書き(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称	水村商事株式会社
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前44番地3	TEL 048-684-8641
賃貸住宅管理業登録制度登録番号	国土交通大臣(2)第 8016 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	4354	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理業士) 登録番号 ■■■

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

頭書き(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	住所	程度額
-------	----	----	-----

頭書き(7) 更新に関する事項

・契約期間は2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別)を媒介業者へ支払うものとする。

頭書き(8) 特約事項

・相続が生じ土地の明け渡しが必要な場合は速やかに立ち退くものとする。
・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名	住所	TEL
乙・借主 (法人の場合)	商号	代表者名	TEL
乙・借主 (個人の場合)	氏名	住所	TEL
丙	氏名	住所	TEL
連帯保証人	氏名	住所	TEL
土地賃取業者	商号(名称)	水村商事株式会社	代表者 水村 光一
			事務所所在地・TEL 048-684-8641
			免許取得番号 埼玉県知事 (14) 4120 号
土地賃取業者	氏名	登録番号	登録番号 ■■■
			業務に従事する事務所名 水村商事株式会社
			事務所所在地 埼玉県さいたま市見沼区東門前44-3
			TEL 048-684-8641

※印は実印

整理番号

123

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024年1月24日
支 出 額	15,400×90%=13,860円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(2月分)
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



[illegible]

※同席者、内容を確認させていただきます。5分間の発言時間終了から5分間の発言を差し上げる場合もこれです。
※2023年6月分使用料（2023年5月29日開券分）より、下記項目の使用料をお支払い頂きます。
※ご記入は同席者で自身でお願い致します。

以下の色の箇所を全てご記入の上ご返送下さい

同業種別		04 - 2993 - 0880	
ツリナ		エス43	ツリナ
お名前		水村 篤弘	印 鑑
エール		※今般のご連絡（緊急時やカガの2案内等）に利用させていただきます、必ず記入ください。	
アドレス		atsuhiko @ mizuura.org	
〒359-0025		埼玉県所沢市上安松864-4	
ご住所		※上記住所から5駅以内がある場合、新しい住所を以下に記入ください。	
夏借人【乙】（同事所）			

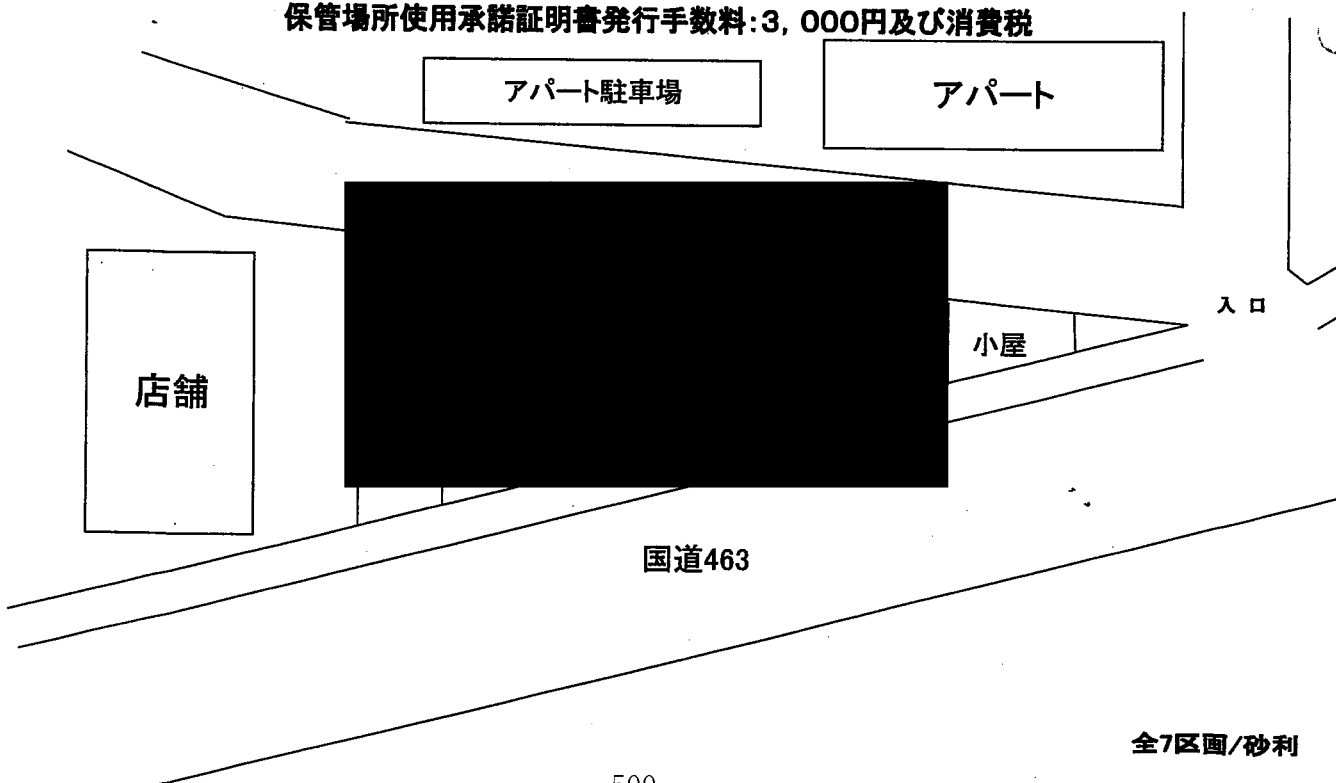
支払		
①	口座振替 (支払日: 毎月27日)	振替手数料お客様負担一律200円別途税 ※振替名義は「アットハーキング」になります。

↑本契約期間中の支払方法の変更は原則できません。予めご了承の上、ご選択ください。

契約締結日	2023年5月31日	利用開始日	2023年6月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2024年6月1日
サイン制限							
埼玉県所沢市東新井町 2 6 2 - 5							
P 所沢東新井町 - 0 1							
所在							
資産物件名称							
使用料等	月額: 7480 円 (税込)	契約区画			契約台数	1	
特記事項	区画 001、005 番は軽専用区画とする。区画 002 番は軽自動車および小型車専用区画とする。区画 008 番は車両 2 台まで駐車可能とし、1 台のみ利用の場合も料金の変更はないものとする。					更新料	3740 円(税込)

※ 本書の原本は甲の保管とする。乙丙は本書の複写を保管するものとする。	<table border="1"> <tr> <td>【甲】 質权人 [REDACTED]</td> <td>株式会社いんぎ野サードス 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11</td> </tr> <tr> <td>管理会社</td> <td> 丙：兼金代付 管理会社 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFビル3階 TEL 050-2018-3333 </td> </tr> </table>	【甲】 質权人 [REDACTED]	株式会社いんぎ野サードス 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11	管理会社	丙：兼金代付 管理会社 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFビル3階 TEL 050-2018-3333
【甲】 質权人 [REDACTED]	株式会社いんぎ野サードス 〒358-0026 埼玉県入間市小谷田4-6-11				
管理会社	丙：兼金代付 管理会社 〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFビル3階 TEL 050-2018-3333				

賃料:7,200円及び消費税/軽区画:6,800円及び消費税/月・台
 ※№8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税
 保管場所使用承諾証明書発行手数料:3,000円及び消費税



賃貸借契約書駐車場(新規)

1. 賃借の目的物

名称	P所沢東新井町-01	CD	
所在地	埼玉県所沢市東新井町262-5		

2. 契約期間

期 間	2023 年 03 月 10 日	期 間	2025 年 03 月 31 日
-----	------------------	-----	------------------

3. 賃料等

月額賃料	7,200 円 及び消費税	支払期日	毎月末日迄に翌月分を支払う
賃料の1ヶ月分及び消費税		振込	
更新手数料			
新賃料の1ヶ月分及び消費税			
保管場所使用承諾証明書発行手数料	3,000円及び消費税	署名	

4. 管理会社

名称	株式会社	住所	埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
店番	049-255-1711	店番	049-255-6522

5. 駐車場

車種		台数	
乗用車			
軽自動車			
バイク			

賃借人
貸借人
面談1階の賃借の目的物(以下本物件といいます)について、以下の条項により賃借契約を締結し、(以下甲といいます)と
その証として、本書3通を作成し各自記名押印のうえ、甲乙丙がそれぞれ各1通を保有するものとします。

西 暦 2023 年 3 月 10 日

賃 貸 人 (甲) 住 所 埼玉県所沢市東新井町262

氏名・商号

賃 借 人 (乙) 住 所 所沢市上安松864-4

氏名・商号

水木 篤弘 電話 04-2993-0080

緊急連絡先
(賃借人以外の方)

住 所

氏名・商号 電話 携帯 賃借人との関係

甲の代理人
および仲介人(丙)

住 所

免許番号 埼玉県知事 (9) 第 13577 号
埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
株式会社いるま野サービスほ台店
店長 谷澤 慶太

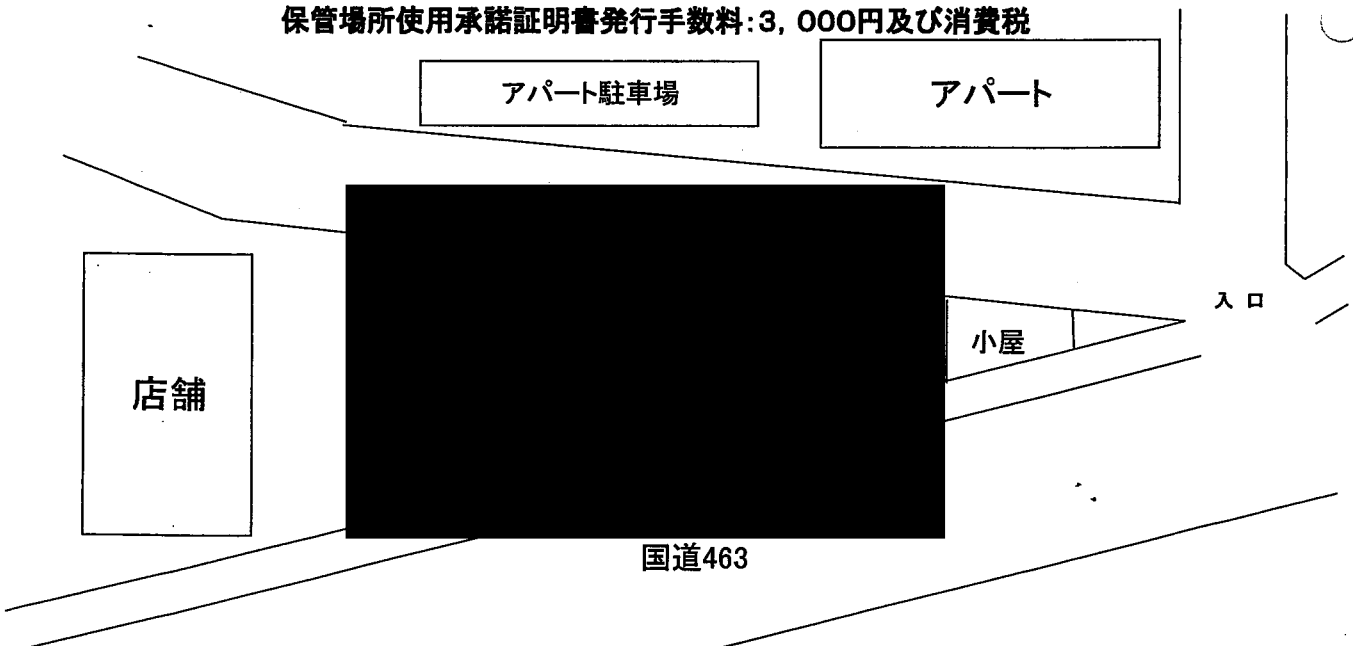
P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地:埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料:7,200円及び消費税/軽区画:6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税

保管場所使用承諾証明書発行手数料:3,000円及び消費税



整理番号

265

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年1月25日	支出額	105,336 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃 2 月分
-----	------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

$$117,040 \times 0.9 = 105,336$$

③事務所家賃 2月分

④様

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
06-01-25		通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N126	*116,600	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 06-01-25		
ヤマネ フミコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆ う ち ょ 銀 行 ——

※ 領収書は重ねて

※ 領収書を貼るス

(別紙には整理番号(校番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

第7条（賃料等の支払方法）
 乙は、甲に本契約第5条（賃料）、第6条（費用等）の支払いについて、毎月末日までに、甲が指定する下記金融機関の口座へ振り込みにて支払うものとする。なお、振り込みに要する費用は乙の負担とする。

甲は、下記のとおり建物の一部を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

所在地 埼玉県川越市脇田本町14番29号

構造 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付7階建

延床面積1612.63㎡(487.82坪)

(2) 貸貸借の場所及び面積（以下、貸室と称する。）

7階部分 702号室 契約面積43.81㎡(13.25坪)

これは、貸室を議員事務所の支店として使用するものとし、使用目的を変更する場合は予め甲の承諾を得なければならない。

本契約の期間は、2022年3月8日より2024年3月7日までの満2カ年とする。

1. 貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。

1. 貸貸借期間満了の場合は、甲乙協議の上、本契約を更新することができる。

2. 本契約が更新された場合には、法定更新・合意更新を問わず、乙は、甲に対し、新賃料の

1ヶ月分(別途消費税)を更新料として支払うものとする。

1. 貸室の賃料は、1ヶ月金106,000円也(消費税別)とする。

1. 賃金の資料は、1ヶ月金106,000円也(消費税別)とする。

とは、消費税率の変更が行われた場合は、当該月より税額を変更し、消費税込みの賃料を支払うものとする。なお、2022年3月8日現在、消費税金10,600円也を加え、1ヶ月金116,600円也とする。

2. 乙は、毎月末日までに、その翌月分の賃料を甲の指定する場所に持参または振込送金の上で支払うものとする。なお、持参、送金にかかる費用は乙の負担とする。

3. 1ヶ月未満の賃料の計算は、その月の日割計算により清算するものとする。

乙は、次の費用を支払うものとする。

管理費（共用部分の清掃費用、建物設備の維持費用等）は、本契約第5条1項の賃料に含むものとする。

口歴番号 :	
名義人 :	

1. 乙は、本契約成立と同時に、本契約により生ずる債務を担保するために、敷金として金318,000円を甲に預け入れるものとする。

金318,000円也を甲に預け入れるものとする。

2. この敷金は、甲が無利息でこれを預かり、乙は質料、費用、その他この契約に基づき生じた債務の弁済に充当すべきことを申し出ることはできないものとする。

3. 乙が本契約に基づき、甲に対する金銭債務の履行を怠ったときは、甲は乙に通告することなく甲の任意の方法で第1項の敷金を以って債務の弁済に充当することができる。

4. 前項の場合、乙は充當の通知を受けた日から5営業日以内に、第1項の敷金に達するまで敷金を補充しなければならない。

5. 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または債務の担保に供することはできないものとする。

1. 敷金は、本契約第12条の予告期間3ヶ月を超過し、且つ本契約第22条の貸室の返還が完全になされ本契約が終了した場合、その日より1ヶ月以内に本契約に基づき甲は乙に敷

金を返還するものとする。

2. 乙は、本契約に違反し、契約の解除となった場合、本契約第22条の貸金の返還が完全になされた日より1ヶ月以内に本契約に基づき、乙が負担すべき一切の債務を清算して甲は乙に残金を支払うものとする。

乙は、本契約時と同時に礼金として、賃料の1ヶ月分に消費税を加えた額を甲に支払うものとする。尚、乙は本契約締結後、甲に対し礼金の返還を求めることはできないものとする。

この都合により、第3条に定める貸室の引渡し以前に本契約を解約する場合には、乙は甲に対し違約金として、賃料および費用等の3ヶ月分相当額を甲に支払うものとする。

甲乙双方とも期間満了または中途解約により本契約が終了する場合、3ヶ月前に文書をもって予告しなければならない。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、各自記名捺印のうえ甲・乙は各1通を保有する。

令和4年3月 / 日

甲 (賃貸人) 住 所

氏 名

乙 (賃借人) 住 所

氏 名

川越市古市場460-6

山根史子

立 会 人

東京都知事免許 (1) 第102093号
東京都北区田端五丁目12番11号
西合不動産株式会社
代表取締役 高橋 英隆

埼玉県知事免許 (4) 第20077号
埼玉県川越市東田町8番46号
株式会社アセットホームサービス
代表取締役 内田 親也

■建物状況調査の結果の概要 (既存の住宅のとき) 該当あり (該当しないので説明を省略します。)	■建物状況調査の結果の概要 (1年以内に変更している場合) 有 無
建築物の耐震性の結果の概要	

■石綿使用記録調査	有・無
石綿使用調査の記録の有無	調査実施機関
調査記録がある場合	調査の範囲
調査記録が無い場合	調査年月日
	石綿使用の有無
	石綿使用の箇所
	補 足 情 報
	下記除く者のうち、今回(①)に石綿使用調査に関する記録を照会しました が、いずれからその記録の存在は確認できませんでした
	①所有者、②管理組合、③管理業者、④施工者、⑤その他()

■耐震診断調査	耐震診断の有無
耐震診断調査対象区分	右のとおり当該建築物 は耐震診断対象に 該当しません [該当しません]
耐震診断の有無	耐震診断が有る場合 耐震診断が無い場合
耐震診断の結果	添付「_____」に添付いたします。 下記除く者のうち、今回(一)に耐震診断調査に關 する記録を照会しましたが、いずれからその記録 の存在は確認できませんでした
	①所有者、②管理組合、③管理業者、④施工者、⑤その他()

■賃貸借条件等	貸室部分・契約面積	7階 702号室 43.81㎡ (13.25坪)	[添付契約書 第1条 参照]
使用目的	随員事務所の支店		[添付契約書 第2条 参照]
敷 金	金318,000円也 (月額賃料の3ヶ月分相当額)		[添付契約書 第8条 参照]
月 額 賃 料	金106,000円也 (消費税別除負担)		[添付契約書 第10条 参照]
月 額 管 理 費	金106,000円也 (消費税別除負担)		[添付契約書 第5条 参照]
賃借人は、次に定める諸費用を賃借人の指定する方法によって賃借人又は賃借人の指定人に支払 うものとする。	①賃料・管理費 ②経費 (電気・ガス・水道料金) ③電話・インターネット料金 ④火災保険料 (東日本火災短期保険) ⑤保証金 (日本セーフティ)	※毎月末迄に貸主指定の口座へ振込み ※別途経費 ※別途経費 ※別途経費 ※別途経費 ※別途経費 (任意)	[添付契約書 第6条 参照]
賃料管理費等の支払い方法 その他の費用負担	⑥賃料 ⑦賃料 ⑧その他賃借人の負担に属する費用	※別途経費 ※別途経費 ※別途経費 ※別途経費 ※別途経費 (任意)	[添付契約書 第6条 参照]

整理番号	213
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費																		
支出年月日	令和6年 / 月28日	支出額	72,119 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載																
使 途	事務所賃料 2月分																		
領収書等貼付欄		埼玉民主フォーラム 川口支部																	
・埼玉民主フォーラム川口支部 ・案分の積算方法		80,132 円 × 0.9 = 72,119 円																	
③事務所賃料 2月分		ご利用明細 イオン銀行 <table border="1"><tr><td>取扱店</td><td>205</td><td>8624</td><td>1.28</td><td>14:21</td><td>7055</td></tr><tr><td>銀行番号</td><td>0040</td><td>1</td><td colspan="3">***</td></tr></table> お振込み <table border="1"><tr><td>お取引金額</td><td>¥80,000</td></tr><tr><td>振込手数料</td><td>¥132</td></tr></table> お受取人 川口信用金庫 本町東支店 普通 #942379 カ)アイテアル 様 お振込依頼人 ウラネ タイスケ 様 お取扱日 2024年 1月28日 イオン銀行コールセンター ☎0120-13-1089 カードの紛失・盗難については、 専用ダイヤル03-6832-1234に至急に連絡ください。 年中無休24時間受付(通話料は有料となります。) ¥80,000 ¥132 2024年1月28日 ※ 領収書に 里 ※ 領収書を (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。) ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。		取扱店	205	8624	1.28	14:21	7055	銀行番号	0040	1	***			お取引金額	¥80,000	振込手数料	¥132
取扱店	205	8624	1.28	14:21	7055														
銀行番号	0040	1	***																
お取引金額	¥80,000																		
振込手数料	¥132																		

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名 称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】			棟	階	号室	
	所 在 地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7					
		登記簿	川口市朝日二丁目17番7					
	用 途	☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 店舗事務所 ☐ 倉庫 ☐						
	種 類	☐ マンション ☐ ビル ☐ 戸建 ☐ アパート ☒ 戸建の一部						
	構 造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建					戸 数	戸
	床面積	39.66㎡の一部26.44㎡		間取り				
建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を 年実施）・ ☐ 不詳							
附属施設	なし							

(2) 事業内容

政務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2023 年 5 月 1 日 から	4年間	目的物件の引渡しの時期
終期	2027 年 4 月 30 日 まで		年 月 日

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)		内 訳 等	
賃 料	月額 75,000 円	(内消費税等 7,500 円)	
共益費(管理費)	月額 5,000 円	(内消費税等 500 円)	
	共益費(管理費)には次のものを含む ☒ 上下水道使用料 ☐ 電気料 ☐ ガス料 ☐ その他 ()		
賃料・共益費(管理費)の支払期限		☐ 当月分を ☒ 翌月分を 毎月 末 日までに	
敷 金	円	賃料の ヶ月相当分	
保 証 金	円	その他一時金	円
附属施設使用料	円	火災保険料	円
敷引き・保証金償却規定			
その他			
賃料等の支払方法	☒ 振込 ☐ 口座振替 ☐ 持参 ☐		
	振込先金融機関名		預金
	口座番号	口座名義人	
	振込手数料負担者 ☒ 借主 ☐ 貸主 ☐ 持参先		
貸与する鍵と本数	鍵番号①	本	鍵番号②
		本	鍵番号③
			本

(5) 貸主および管理業者

貸主	氏名	株式会社 アイdeal		電話	048	(299)	8955
	住所	川口市坂下町一丁目8番16号モンパルテ202					
管理業者	商号または名称	株式会社 アイdeal		電話	048	(299)	8955
	所在地	川口市坂下町一丁目8番16号 モンパルテ202					
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣		第	号		
管理担当者	氏名						

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名		
	住所		

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名					年齢	歳
緊急連絡先	氏名			借主との関係		
	住所			電話	()	
	勤務先			電話	()	
	携帯	()				

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	☐ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の 月分を支払います
	☒ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)

敷地内駐車場は利用をしないでください。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主
署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2023年 4 月 30 日

貸主 住所 埼玉県川口市坂下町1-8-16
モンパルテ202

株式会社 アイデアル

氏名 代表取締役 佐野 恵輔

電話番号 048 (299) 8955

借主 住所

氏名

白根 大輔

電話番号

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☐ 媒介・☐ 代理

取引態様 ☐ 媒介・☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (2) 第 23268 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 川口市坂下町1丁目8番16号モンパルテ202

事務所所在地

商号 株式会社 アイデアル

号

代表者等 佐野 恵輔

代表者等

登録番号

登録番号

第

号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

印

印

整理番号

214

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分

(該当する経費の
番号を○で囲む)

【調査研究・政策立案活動費】

1:調査研究費 2:グループ活動費

【広聴・広報活動費】

3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費

【経常的経費】

6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費

9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日

令和6年 / 月28日

支出額

9,119 円

※ 政務活動費を充当した金額を記載

使

途

事務所駐車場賃料 2月分

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 10,132 円 × 0.9 = 9,119 円

③事務所

駐車場賃料

2月分

ご利用明細

取扱い店 振替 取引年月日 時刻 通番
205 8624 1.28 14:22 7056
銀行番号 店番号 科目・口座番号等
0040 1 *** *

イオン銀行

お振込み

お取引金額 ￥10,000
振込手数料 ￥132

¥10,000
¥132

お受取人

城北信用金庫
王子営業部
普通 #5073863
モリヤリソキ ヨウ(カ) 様

お振込依頼人

ウラネ タイスケ 様

お取扱日 2024年 1月28日

2024年1月28日

イオン銀行コールセンター

0120-13-1089

カードの紛失・盗難については、
専用ダイヤル03-6832-1234に緊急ご連絡ください。
年中無休24時間受付(通話料は有料となります。)

※ 領収書は電メ

※ 領収書を貼る人へ一人か足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場貸借契約書

賃貸人株式会社うめだ葬儀社を甲とし、賃借人白根大車庫を乙として、甲乙間に下記のとおり自動車駐車場の賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は下記表示の駐車場を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 駐車場の名称 朝日駐車場

(2) 駐車場の所在地 埼玉県川口市朝日27625番15

(3) 駐車場の区画番号 区画

第2条 乙は本駐車場を下記の車輛を駐車する目的にのみ使用し、これに反することはできない。

車輛番号

ただし、甲の了承を得た場合は前記車輛を変更することができる。

第3条 本契約の期間は、令和5年6月6日より令和6年5月31日までとする。ただし、期間満了の際、甲乙間で合意したときは契約を更新することができる。

第4条 賃借料は月額金 10,000円(消費税 円込み)

とし、乙は毎月 未 日までにその翌月分を甲に持参し、又は甲の指定する方法により支払うものとする。1月未済の賃借料は、月額の賃借料を日割した金額とする。

第5条 前条にかかわらず、公租公課の増額又は物価の高騰等の事情が生じたときは、双方の協議の上、賃借料の額を改訂することができる。

第6条 本契約締結と同時に、乙は敷金として金 10,000円を甲に支払う。この敷金は、本駐車場明渡時に存する延滞賃借料その他甲に対する金銭債務の弁済にあてるものとし、甲が清算するものとする。

第7条 乙は甲の定める管理規則に従い本駐車場を使用するものとする。

第8条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。

第9条 乙又は乙の関係者が本駐車場の施設又は車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならぬ。

第10条 天災、火災その他甲の責にやらない事故による車輛の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。

第11条 本駐車場の保全、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車輛の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

第12条 乙が次の各項の一に該当する場合は甲は催告その他何等の手段を要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを1月以上延滞したとき
- (2) 本駐車場上に甲に無断で建築物等をしようとしたとき
- (3) 乙が破産もしくは破産手続開始の決定を受けたとき
- (4) 本契約の定めの一に違反したとき

第13条

甲又は乙は1月以前に予告して本契約を解除することができる。ただし、乙は1月分の賃借料相当額の金員を甲に支払い即時に解約することができる。

第14条

乙は本契約終了後ただちに本駐車場を明渡すものとし、次の各項の一に該当する場合はその内容に従うものとする。

(1) 乙が本駐車場を甲に返還するとき、本駐車場上にある車輛および物品を一切取り除いた上甲に明渡すものとする。

(2) 乙が前項の義務を履行せず又は乙が置き去った車輛、その他物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものと見て、甲が適宜処分しても乙は後日異議を申し立てない。

(3) 乙が本契約終了後明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了まで賃借料相当額の2倍の損害金を支払わなければならない。

第15条

本契約に関する訴訟については、本駐車場所在地を管轄する裁判所を甲乙合意の裁判所とする。

第16条

本契約書に記載のない事項については民法および慣習に従い、甲乙誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

特約事項

本契約に対する特約事項として0.5月分を期限に納入手続きを完了のこと。

※賃借料振込みの場合、甲が指定する金融機関は下記のとおりとする。

[指定金融機関]

[口座名]

[口座No.]

上記契約の成立を証するため本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和5年6月1日

賃借人(甲)

住所

埼玉県川口市朝日27625番15
株式会社うめだ葬儀社
代表取締役 梅田修弘

氏名

賃借人(乙)

住所

埼玉県川口市朝日27625番15
白根大車庫

氏名

仲介業者

住所

東京都文京区本郷5丁目1番2-108号
守屋林業株式会社
代表取締役 守屋勝男

商号

氏名

TEL 03-3815-0556
FAX 03-3815-0558

整理番号

126

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024年1月29日
支 出 額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (2月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借 (更新) 契約 合意書

物件名 : タイびる航空公園

202 号室

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間	2021年5月1日	より	2024年4月30日	までとする。
2. 敷 金	210,000 円			
3. 賃 料	月額総額 77,000 円	(本体 70,000 円 消費税 7000 円)		
4. 管理・共益費	月額総額 5,500 円	(本体 5,000 円 消費税 500 円)		
5. 駐車場使用料	月額総額 0 円	(本体 0 円 消費税 0 円)		
6. 特 記 事 項				

1. 原契約の継続について、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとし、本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】(賃借不動産の譲渡)【賃借人の原状回復義務及び取去義務】(敷金)【一部滅失等による賃料の減額等】(債務の保証) (連帯保証人の適格額の設定)

令和3年 3月31日

貸主 (甲)

住所 : 埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名 : 株式会社セイワランドック

借主 (乙)

住所 : 所沢市上安松 864-4

氏名 : 水村 篤弘

印 TEL: 04-2913-0080

勤務先住所 : さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名 : 埼玉建設業会

勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

連帯保証人

氏名 :

印 TEL:

免許番号 : 埼玉県知事(3)第20719号

住所 : 埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名 : 株式会社セイワランドック

代表者 : 羽迫 務

取引主任者 :

登録番号 :

〒359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社
所沢市喜多町17-12
株式会社セイワランドック

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202
所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1
支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで

81,000 円

2019年10月分(9/27引落)以降

82,500 円

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落とされます。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円		77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円		5,500 円
合 計					82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL : 04-2920-3388

2019年11月分より
修繕金手数料 200 円

整理番号

228

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6 年(月 29 日	支出額	8,280 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場代 2月分 (辻 4丁目)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

17 06-01-29 | 振替

*9,200 | RKS(サイキョウホム |

内訳 (2月分賃料 9000円)
 (振替手数料 200円)

口座名義人: 木村勇夫

③事務所駐車場代 2 月分
 (辻 4 丁目)

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

24-03-28;11:49

貸貸借更新契約書

物件名:栗原辻4丁目駐車場

No. 3021-

所在地:埼玉県さいたま市南区辻4-12

契約者名:木村 勇夫 様

貸主及び借主は 2022年12月25日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2023年12月25日 より 2024年12月24日 までとする。
2. 敷 金 円
3. 賃 料 月額 総額 9,000 円 (本体 9,000 円 消費税 0 円)
4. 口座振替代 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
6. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 特 記 事 項 [更新事務手数料] 3,000円+消費税
その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

2023 年 11 月 16 日

貸 主

住所:

氏名:

借 主

住所:

氏名:

木村 勇夫

印

TEL:

勤務先住所: さいたま市浦和区高砂 3-15-1

勤務先名:

埼玉県庁

勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所:

氏名:

TEL:

住所:

氏名:

TEL:

仲介業者

免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号

住所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

会社名: 有限会社埼玉ホーム

代表者: 里中 宗一郎

宅地建物取引士:

登録番号:

1 / 1

整理番号

329

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

23,300 × 90%

支出年月日	6年1月29日	支出額	20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

18 06-01-29 振替

*23,300 DF. 5/13/3

③ 事務所倉庫費

【内訳】

・倉庫賃貸料 23,100 円
・振替手数料 200 円

宛名義: 木村勇夫

支払先: 株式会社平和不動産

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、
甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約 (以下、本契約という) を締結する。

第1条 (使用区分等)

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3 (レンタルコンテナ武蔵浦和・~~■~~)

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：4ヶタイプ

第2条 (使用目的及び範囲)

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条 (期間及び更新)

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条 (月額賃料)

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

(内訳：賃料 円・消費税 円)

第5条 (賃料の支払い方法)

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。
また、乙は口座振替手数料 (1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります) 及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

整理番号

134

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年1月29日	支出額	94,710 × 0.9 85,239 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------	-----	---

使途	事務所家賃 2月分
----	--------------------------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部

口座名義人: 野本 怜子

24--1-29 RKS(タイワフウカ)

94,710

$$94,710 \times 0.9 = 85,239$$

③ 事務所家賃 2月分

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12
グローバル県庁前 201

野本 怜子 様

発行日 2023年11月04日

株式会社大和不動産 管理経理係

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1

エイベックスタワー浦和オフィス西館7階

TEL : 048-833-4800

自動引落開始の御案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、表記の件につきまして下記の通り実施致したくお願い申し上げます。

敬具

毎月お引落額: 94,710 円

毎月 28 日(休日時は翌銀行営業日)

(初回お引落予定額: 94,710 円 初回引落し予定日 2023年11月28日)

内訳 (変動費除く)			金額	税額	税込額
グローバル県庁前	201	家賃	86,000 円	8,600 円	94,600 円
合計			86,000 円	8,600 円	94,600 円

口座振替手数料(消費税込)	110 円
---------------	-------

内訳 (変動項目)

引落日前日までに、引落口座の預金残高をご確認ください。
なお、印鑑相違などの書類不備により、お引落の手続きができない場合は、後日書類を改めてご記入いただくことがあります。また、上記記載の通り口座振替手数料がかかりますのでご了承ください。

請求金額: 口座振替手数料110円(うち、消費税額10円)適用税率10%

弊社のインボイス登録番号: T6030001004982

取引内容: 賃料等を口座振替にて支払う際の口座振替手数料

銀行	みずほ	支店	
口座種別	普通	口座番号	***
フリガナ	ノモ レイコ		
名義人	野本 怜子		

2023年9月17日

野本 拾子

様

下記の建物(以下「本物件」といふ)について、宅地建物取引業法第35条・同法第35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

宅地建物取引業者 主たる事務所 〒480-833-7868 TEL 048-833-7868 免許年月日 2021年7月23日 氏名 豊原 孝子 登録番号 豊原 孝子 業務に従事する 事務所名 株式会社大和不動産 浦和店 事務所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エーベックス 〒118-0001 浦和区高砂1-2-1エーベックス TEL 048-824-1161 貸賃借 媒介	宅地建物取引業者 主たる事務所 〒480-833-7868 TEL 048-833-7868 免許年月日 2021年7月23日 氏名 豊原 孝子 登録番号 豊原 孝子 業務に従事する 事務所名 株式会社大和不動産 浦和店 事務所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エーベックス 〒118-0001 浦和区高砂1-2-1エーベックス TEL 048-824-1161 貸賃借 媒介
名称 株式会社大和不動産 代表者氏名 豊原 孝子 主たる事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番 エーベックスタワー浦和中央館 TEL 048-833-7868 免許年月日 2021年7月23日 氏名 豊原 孝子 登録番号 豊原 孝子 業務に従事する 事務所名 株式会社大和不動産 浦和店 事務所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エーベックス 〒118-0001 浦和区高砂1-2-1エーベックス TEL 048-824-1161 貸賃借 媒介	名称 株式会社大和不動産 代表者氏名 豊原 孝子 主たる事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目2番 エーベックスタワー浦和中央館 TEL 048-833-7868 免許年月日 2021年7月23日 氏名 豊原 孝子 登録番号 豊原 孝子 業務に従事する 事務所名 株式会社大和不動産 浦和店 事務所所在地 埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1エーベックス 〒118-0001 浦和区高砂1-2-1エーベックス TEL 048-824-1161 貸賃借 媒介

1. 登記簿に記載された事項	所有権に関する事項(甲区画)	所有権にかかっている権利に関する事項	所有権以外の権利に関する事項(乙区画)
氏名: 有限会社グローバル・アイ 住所: 埼玉県さいたま市浦和区仲町2-2-7	所有権にかかっている権利に関する事項	無	添付登記情報参照

2. 抵当権の補足説明
本物件に抵当権(借主が設定されている場合、その抵当権(借主が設定されている場合、その抵当権)が実行され、競売により買受人から所収しを求められたときには、6ヶ月以内に明渡されなければなりません。この場合、貸主に預けた敷金(保証金)についての精算は、買受人に求めることは出来ません。また買受人より明渡を求められない場合においても、買受人より新たに賃貸借契約の締結を求められ、新たに敷金(保証金)の預託を求められることがあります。

3. 契約期間及び更新に関する事項	
契約期間	年 10 月 01 日 から 2026 年 09 月 30 日 までの 3 年間
更新に関する事項	1. 更新料として新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。かつ、更新事務手数料として新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)をお支払い頂きます。(賃貸借契約書第3条参照)

4. 賃料及び賃料以外に受取られる金額	項目	金額	別途消費税	項目	金額	別途消費税
賃料	月額 86,000 円	8,600 円	仲介手数料	68,800 円	6,880 円	
共益費	月額 0 円	0 円	保証金	430,000 円	非課税	
ー	月額 ー 円	ー 円	礼金	86,000 円	8,600 円	
ー	月額 ー 円	ー 円	保証金の償却	無		
支払方法	振込または口座振替 毎月 末日までに翌月分を支払うものとします(お振替のため、振込み費用等は借主負担)		賃貸保証委託料	無		
			更新保証委託料	無		

5. 水道・電気・ガス・暖房の設備状況	項目	金額	別途消費税
上水道	さいたま市水道局電費受付センター	048-665-3220	
電気	東京電力エナジーパートナー(株式会社東京電力)	0120-995-441	
ガス	無し		
下水道(排水)	本下水		

6. 本物件の設備の整備状況	設備	備	考	設備	備	考
エレベーター	1基					
オートロック	深夜電力で稼働を断り、前日までに電力契約必須					
オール電化	自動火災報知設備					
消火栓	建物使用時間 24時間使用可能					
建物使用時間	24時間使用可能					
TVアンテナ	アイビー GAW-2MK					
遠方送電設備	INAX CM-D11 2020年製					
給湯キッチン	出クッキングヒーター					
電気温水器	CH-11B INAX BHPN-H13N1					
エアコン(冷暖房)	エプソン F40TSXP-W 2009年					
照明器具付(電球は借主負担)	洋×4					
火災警報器	電気 電灯(電三)100V 専用モニター					
水道 専用モニター	2ヶ所					
火災報知器 感知器	2ヶ所					
ニモアンプ	1台					
給湯室 換気扇	1台					
事務所用 換気扇	1台					
トイレ 換気扇						
トイレ 洋式						

7. 建物建築の工事完了時における形状、構造等(未完成物件のとき記入)	完成物件につき該当なし
-------------------------------------	-------------

8. 契約の解除に関する事項	借主の解約予告	通知をしなければなりません。
1. 借主が賃貸借期間の途中で賃貸借契約を解約しようとするときは、貸主に対し解約日の 3ヶ月前迄に書面により解約する旨の通知をしなければなりません。		
2. 借主は、前号の通知に代えて、貸主に対し賃料の 3ヶ月前相当額の金銭を支払うことにより、即時に賃貸借契約を解約することができます。		
賃貸借契約書第26条参照。		

9. 借主が賃貸借期間の途中で賃貸借契約を解約しようとするときは、貸主に対し解約日の 3ヶ月前迄に書面により解約する旨の通知をしなければなりません。		
--	--	--

10. 借主は、前号の通知に代えて、貸主に対し賃料の 3ヶ月前相当額の金銭を支払うことにより、即時に賃貸借契約を解約することができます。		
--	--	--

賃貸借契約書第26条参照。		
---------------	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

20. 敷金・保証金の精算に関する事項
賃貸借契約書第10条参照
敷金・保証金は本契約終了後、賃借人が貸借を完全に明け渡し、賃借人の賃貸人に対する一切の債務に充当したあと、なお残額があれば、賃貸人はこれを賃借人に60日以内に返還します。

22. 管理地の受託先	株式会社大和不動産 管理課
氏名 (商号又は名称)	
住所(主たる事務所の所在地)・TEL	さいたま市南区高砂1丁目2-1エバンクワラ 浦和中央館202
ワンストップ管理業務の受託先となること、	0120-319-208
登録年月日及び登録番号	

23. 注釈事項

1. 賃料・共益費・仲介手数料・その他課税対象となる諸費用については、別途消費税を各自負担いたします。
2. 本契約に基づいて借主が借主に支払う賃料・共益費・その他諸費用等につき、消費税法第2条により課税される消費税は、借主の負担とし、借主はその法定税率に従い賃料・共益費・その他諸費用等に計算して借主へ支払うものとする。なお、契約期間中に税率に改定があつた場合にはその改定後の新消費税を各自負担して頂きます。
3. 借主のその用途に於いて、消防署などから指摘された事項は、借主の費用負担にて対処して下さい。
4. 本物件の用途地地区は 商業地域 です。
5. 本契約の運用保証の恒産額は 3,405,600円 です。
6. 借主は本契約の締結前に先立ち、民法465条の10第1項各号に規定する、借主の財産状況等に関する情報を連帯保証人により提供して下さい。
7. 表記の契約面積は実測面積ではなく、万一実測した面積と異なつた場合であっても、そのことに起因する借主の権利は発生しません。

8. 借主はその使用目的のために専ら戸、消防署、警察署、保健所等へ許可または届け出が必要の場合には、借主は費用負担し責任において行う必要があります。
9. 借主は貸付借契約から生じる貸主への債務を担保する為に、借家人賠償責任の移付の火災保険へ加入する義務があります。
10. 借主は解約・解除に際し、本契約が終了し退去する日までに添付の「原状回復仕様書」に従い、原状回復工事を施工し本物件を貸主へ明け渡してください。なお、その費用は退年劣化や自然損耗に陥らず全て借主の負担です。
11. 賃貸物の修繕・交換の保証は無し。賃貸物の撤去・処分は賃貸人もしくは管理会社に報告・承諾の後行ってください。
12. 特約事項は、賃貸借契約書参照してください。

(以下、注意事項余白。)

住所 さいたま市浦和区神明1-24-18

借主名 野村 怜子

1. 床水回り改修工事

2. 全館事項証明書(登記事項証明書)

3. 貸主の登記事項証明書

4. 地図

5. さいたま市都市計画図

以上の重要事項について、宅地建物取引士より宅地建物取引士証を提示のうえ説明を受け、重要事項説明書及び付属書類を受領しました。また、前記仲介手数料を支払うことを承諾しました。

西暦 2023 年 9 月 25 日

整理番号

333

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

8,910 × 90%

支出年月日	6 年 1 月 30 日	支出額	8,019 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場代 2月分 (白中番6丁目)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰ってください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10404	06-01-30	15:25
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認 証
円 千 円 千 円		円

お振込明細またはご案内

電信

おサイタマリソナ
受ムサツウラ
取普通 5207769
人カ)ツツ"コウサン様
登録番号 0007
キムラ イサオ様

ご依頼人
電話番号 
取扱番号 300002

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

③ 事務所
駐車場代 2月分
(白中番6丁目)

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書 (更新)
《 駐車場名 : 第4ベストパーク 》

※駐車位置 NO.

●所 在	さいたま市南区白幡6丁目1384、1385番
●賃 料	1ヶ月 金7,500円也 (別途消費税10% 750円)
●管理料	1ヶ月 金 500円也 (別途消費税10% 50円)
	月額合計 金8,800円也
●敷 金	金8,250円也
●駐車車両	車種: / 台ナンバー: ナンバープレート:

貸主(甲)と借主(乙)は、下記各事項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間) 期間は、令和6年1月10日より令和7年1月9日迄向う1年間とする。
但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新することが出来るものとする。
第2条 (賃料) 賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万一1ヶ月以上滞納した場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
第3条 (敷金) 乙は、賃料の支払いを担保するため頭金として甲に預託するものとする。
第4条 (通知義務) 乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車両を変更する場合には、予め甲に申し出て承認を得なければならない。乙は車両変更後、停泊無く甲に車検証の写しを提出しなければならない。又、賃借物の搬送及び転貸は絶対にしてはならない。
第5条 (善管注意義務) 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
第6条 (免責) 乙の車に場内他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び管理会社は乙に対し一切責任を負わないものとする。
第7条 (損害賠償) 乙又はその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によつて駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
第8条 (賃料改定) 甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車事情の変動等により値上げできるものとする。
第9条 (解約予告) 甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、2ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。解約時の日割り計算は行わないものとする。尚、乙が明渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
第10条 (管理料) 管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、乙は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。尚、振込手数料については、乙の負担とする。
第11条 (駐車位置) 駐車位置はNO. となる。(現状有姿)
第12条 (禁止事項) 駐車場内での駐車中のアイドリングは禁止とする。
第13条 (税法改正) 税法改正等により、消費税の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、改正が実施されたその日より適用されるものとする。
第14条 (放置車両) 賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。

注 意 事 項

- 当社の管理の駐車場につきましては、普通・小型乗用車・軽乗用車及び、トラック・ライフトン(幅2.3m×長さ4.8m以下の車両に限る)のみとさせていただきますのでその旨ご注意下さい。
- 1以外の車両、改造車(騒音の原因となるもの)、通常より車高が低く入口を出入りできない車等でのご利用はお断りさせていただきますのでその旨ご了承下さい。
- 車庫証明をとらねばならない場合、当社の管理印が必要となりますので、必要の際は当社までご連絡下さい。又、発行の際に手数料として2,000円(別途消費税)をいただきますので、その旨ご了承下さい。
- ご契約者のご住所・お電話番号等のご連絡先、お車の車種やナンバー等に変更が生じた場合には、必ず当社までご連絡下さいようお願い申し上げます。

反社会的勢力でないことの確約事項

- (反社会的勢力の排除)
第1条 甲及び乙は、
(1) 自ら又はその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を含む。)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させないこと。本契約を締結するものでないこと。
(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為を行わないこと。
①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
第2条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
(1) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
(2) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは粗悪な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、反社会的勢力の付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(3) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力の入出をさせること。
(4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力の入出をさせること。
(契約の解除)
第3条 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
(1) 第1条の確約に反する事象が判明した場合
(2) 本契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当した場合
(3) 甲は、この一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
1. 解除すること。2. 解除すること。

貸主(甲) 連絡請求書発行事業者登録番号 T5810477315536

令和 5 年 12 月 25 日

住 所

氏 名

借主(乙) ※乙は別添【駐車場における個人情報のお取扱いについて】にも同意したものである。

住 所

氏 名

電 話

緊急連絡先
※電話と別番号を記入
緊急連絡先 統制【 】

(媒介・代理) 業者

国土交通大臣免許
埼玉県知事免許
(10) 第12100号

所在地 さいたま市南区根岸5丁目18番15号
宅建取引士(記名捺印)
取引士登録番号

商号 株式会社 興産
代表者 代表取締役 大野 時範
氏名

整理番号

117

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年1月31日	支出額	72,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 2月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

②(80,000+ 440) × 90%

③事務所賃料2月分

⑤口座名義:オガワヒサシ

ご利用明細票

本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060131	059	040040	0133	#
種別	店舗番号	口座番号	番号	
09		***		
お取引内容		お取引金額		
お支払		¥80,440		
お取引時刻		お取引後残高		
10:13		*****		
依頼人 オガワヒサシ 様				
振込日 06-01-31				
振込金額 ¥80,000				
振込手数料 ¥440				
0131005				
印紙税等納付につき大宮 税務署承認済				

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

※ 領収書は重ねて貼付しない。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	フアインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-719-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡(登記簿上面積 160.0㎡)

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年	0ヶ月
----	-------------	----	-------------	----	-----

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所	氏名	電話番号
管理委託先	住所	氏名	電話番号
		貸主管理	電話番号

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	住所	氏名	電話番号
緊急時の連絡先	住所	氏名	電話番号
	小川 寿士	小川 寿士	090-8564-7909
		借主との関係	本人

(6) 賃料・その他の受取される金銭

賃料	月額	75,000円	権利金	(別途消費税)	-円
管理費及び共益費	月額	5,000円	礼金	(別途消費税)	-円
修繕料 (区分No.)	月額	付無料円	敷金	賃料の0ヶ月分	-円
	月額	(別途消費税)	保証金	賃料の3ヶ月分	225,000円
	月額	(別途消費税)	保証金償却	償却時期	
	月額	(別途消費税)	更新料	更新時	新賃料の1ヶ月(別途消費税)

(7) 支払方法

支払方法	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。
支払期限	振込先 金融機関名 (振込料借主負担)

(8) 連帯保証人及び家賃債務保証会社の利用について

保証形態	個人による連帯保証	家賃債務保証会社による保証
連帯保証人	住所	氏名
保証会社		

(特約条件) 本契約の特約については、下記の通りとする。

- (1) 乙は更新する際、更新料として新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。なお、賃料の改定に伴い、保証金に差額が生じた場合は、その差額を預入又は返金するものとする。
- (2) 第9条第1項の相当の期間は3ヶ月とする。
- (3) 第11条第1項にかかわらず、原状回復をこの負担で行うものとする。
- (4) 外看板を使用する際は、使用料が発生します。
- (5) 平成22年11月の新規賃貸借契約の直後に、甲と乙は借主名義を「小川ひさしと歩む会」から小川寿志に変更した。平成23年の更新時に、借主の名義と敷金預託の名義を変更する。なお、連帯保証人は、借主の名義と敷金預託の名義を「小川ひさしと歩む会」の使用時からとする。

本物件登記簿に記載された現在事項の前契約時からの変更	口有	口無
変更内容		

下記賃主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約各条項及び特約条件を確認の上、締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年9月13日

賃主(甲) 住所

代理人 東京都町田市森野1-8-3 朝日リビング株式会社 代表取締役 田代 雅司

借主(乙) 住所

氏名 小川 寿士 電話番号

契約更新業務代行業者

国土交通大臣免許(13)第2135号 東京都町田市森野1-8-3 朝日リビング株式会社 代表取締役 田代 雅司 担当営業所 朝日リビング株式会社 営業担当者

整理番号

99

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1: 調査研究費	2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3: 広聴費	4: 要請・陳情等活動費
	5: 広報費	
	【経常的経費】	
	6: 人件費	7: 事務所費
	8: 事務費	9: 資料購入・作成費
	10: 交通費	

支出年月日	令和6年1月31日	支出額	180,488 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所賃料 2 月分 225,610×0,8=180,488		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

口座名義: 辻 浩司

【使途】
事務所賃料 2 月分

【振込先】

口座名義:

06-01-31 .送金

✓ *225,500

ATM

06-01-31 .手数料

✓ *110

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

(物件表示)

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	8号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13	
構 造	重量鉄骨	3階建の内 1階
賃貸借面積	69.29 m ²	

(原契約の表示)

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、2021年10月23日より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は 次の通りとする。

新契約期間	2022年1月20日 ～ 2025年1月19日
-------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。

以上

2021年12月28日

甲（賃貸人） 住所

氏名

乙（賃借人） 住所

氏名

辻 浩司

電話

更新事務取扱業者

所在地

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREV

商号

スターツピタットハウス株式会社

店長 佐藤 史明



整理番号

337

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年1月31日	支出額	$(106,500 + 106) \times 90\%$ 95,945 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	--

使 途	事務所賃借料(2月分)
-----	-------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		****
取扱店	お取引日	時刻
10405	06-01-31	12:53
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,378	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証 (優待)
お振込明細またはご案内		電信
お取引人	サイタマリナ ムサツウラフ 普通 1438189 1) ハックアップ様 登録番号 0002	
ご依頼人	キムラ イサオ様 電話番号 [REDACTED] 取扱番号 310003	
		印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済

③ 事務所賃借料 2月分

【内訳】

・事務所賃貸料 106,500 円
~~400,000 円~~
 ・水道代 3,878 円

内、賃貸料分

振込手数料

$$110 \times \frac{106,500}{110,378} \approx 106$$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ (以下「甲」という。)(と借主 木村 勇夫 (以下「乙」という。))は、以下
の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	バックアップ 室	1階101号
所在地	(住居表示) さいたま市南区白幡6-12-1 (登記簿) さいたま市南区白幡六丁目1294番地12	
構造	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸	
種類	店舗・事務所	新築年 昭和57年11月
面積	33.81㎡	月
附属施設		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年7月1日 から 2025年6月30日 まで (2年間)
目的物件の引渡し時期 平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額95,000円 (別途消費税相当額9,500円)	管理・ 共益費	月額9,819円 (別途消費税 196円 (受領済))
家財 保険料	28,430円	敷金	196円 (賃料 カ月分)
附属 施設料	月額 (別途消費税相当額 円)	保証金	
償却			
その他の条件			
貸与する健康 No.			
賃料等の支払時期	翌月分を毎月	日まで	
賃料等の支払 方法	口座振込 持参先 委託会社名		

頭書(5) 借主緊急連絡先

事業用賃貸借契約書(事務所)1/10

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 22.05

(氏名)	木村 勇夫
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	068-827-2111
(携帯)TEL	
(会社名・部署名)	埼玉屋 片

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 (有)バックアップ
住所	さいたま市南区文蔵4-29-13

管理業者	商号又は名称 (有)バックアップ
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13
TEL	048-839-8806
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の空費である場合に記載

管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。	

所有者	氏名

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	氏名	住所	極度額	家賃債務保証業者名	主たる事務所 所在地	家賃債務保証業者登録 番号
				円	日本セーラー株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル1 9階	国土交通大臣(2) 第8号

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分(税別)を甲に支払うものとする。

事業用賃貸借契約書(事務所)2/10

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 22.05

整理番号

94

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年 2月 1日	支出額	89,383 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	2月分 事務所家賃		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 2月分 事務所家賃として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

$$99,000 + 314(\text{口座振替手数料}) = 99,314$$

$$99,314 \times 0.9 = 89,383$$

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

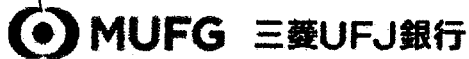
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

94-1



照会口座 支店 普通
照会期間 2024年2月1日
絞り込み 全取引

2024年2月24日 21時52分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2024年 2月1日	99,314円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通 お預り金額合計: 円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

賞書

質貸人 〇〇〇〇 (以下「甲」という。)と質借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の質貸借契約 (以下「原契約」という。)について、次のとおり合意し、本覚書締結の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各書通を保有する。

所在地：埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名：第一粕谷ビル 1階

甲及び乙は、2023年7月（2023年6月末支払い賃料）より乙が支払う賃料について、月額99,000円（税込）に減額することに合意する。

甲及び乙は、2023年5月1日より指定用途を政務活動事務所として変更することを合意する。

甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本覚書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、原契約の定めに従うものとし、原契約に定めのない事項については、民法その他の法令及び慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上
531

氏名 扶桑管理サービス株式会社

氏名 泉津 京子

物件名		第一粕谷ビル 1 階	
所在地		埼玉県入間市豊岡 3-10-1	
甲	賃貸人	所在地 社 名	
	賃貸人代理	所在地 社 名	東京都昭島市昭和町 1-13-10 扶桑管理サービス株式会社
乙	旧賃借人	所在地 社 名	せんつい京子後援会
丙	新賃借人	所在地 社 名	泉津井 京子
丁	連帯保証人	所在地 氏 名	

地 位 承 継 覚 書

賃貸人（以下「甲」という。）と旧賃借人（以下「乙」という。）により 2023 年 2 月 15 日締結の賃貸借契約書（以下原契約という。）における、乙の賃借人たる一切の権利義務を 2023 年 5 月 1 日を以って、新賃借人（丙）に継承することを合意した。

尚、敷金の取り扱いに関して、甲、乙、丙、は、以下の通り合意した。

1. 原契約等の開始時に乙が甲に対して預託した敷金 321,000 円を丙が甲に預託すべき敷金に充当する。
2. 原契約等が終了した時は、原契約書の貸借契約約款第 6 条の定めに従い、甲は丙に敷金を返還する。

以下、本書締結の証として本書を 3 通作成し、甲乙丙各自署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

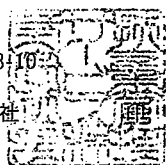
2023 年 5 月 1 日

（甲）

住 所
氏 名

（賃借人代理）

住 所 東京都昭島市昭和町 1-13-10
社 名 扶桑管理サービス株式会社



（乙）

住 所
氏 名 せんつい京子後援会



（丙）

住 所
氏 名 泉津井 京子



（丁）

住 所
氏 名



賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約について、2023年9月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一粕谷ビル 1階

【賃料等内訳】

賃	料	/	99,000 円
口座振替手数料	/		314 円
合	計	/	99,314 円

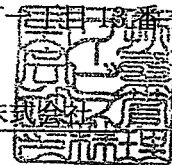
以上

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目13番10号

氏名 扶桑管理サービス株式



整理番号

95

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1: 調査研究費	2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3: 広聴費	4: 要請・陳情等活動費
	5: 広報費	
	【経常的経費】	
	6: 人件費	7: 事務所費
	8: 事務費	9: 資料購入・作成費
	10: 交通費	

支出年月日	R6年 2月 1日	支出額	8,203 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	2月分 事務所駐車場料金		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 2月分 事務所駐車場料金として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

$$8,800 + 314(\text{口座振替手数料}) = 9,114$$

$$9,114 \times 0.9 = 8,203$$

詳細は別紙添付

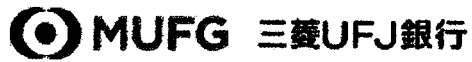
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



照会口座 支店 普通

照会期間 2024年2月1日

絞り込み 全取引

2024年2月24日 21時52分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2024年 2月1日	9,114円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通

お預り金額合計:

円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

駐車場（自動車保管場所） 契約書

所在地	埼玉県入間市豊岡3-806-1			建物に付随していない駐車場は地番で表記している場合があります。
名称	豊岡第1スカイパーク駐車場			駐車位置 No.
契約期間	2023年 6月12日 ~ 2025年 6月11日 まで 2年間			
車種	ナンバー・車体色			
月 額	駐車料 8,800 円	契約時一時金 0 円	(無利息の約定)	
	口座振替手数料 314 円	金 0 円	本契約締結後は返還されません。	
	(上記の駐車料・口座振替手数料は消費税10%を含む)			
更新料	0ヶ月分	更新事務手数料	新賃料の1ヶ月分	
契約当初預り金	0 円	借主の解約権	1ヶ月 をもって発生する。	
賃料の支払方法並びに支払期限	引落	銀行名: 口座種別: 口座番号:	支店名: 口座種別: 口座番号:	引落金額合計 9,114 円
	当月分を毎月 1 日までに当月払 振込・引落手数料は借主負担とする。			

- 第1条 (甲) と借主 (乙) は、下記事項を双方承諾の上本契約を締結する。
- 1 賃貸借契約期間及び支払方法は、賃貸記載の通りとし、支払期日までに賃料を支払うことにより口座振替を継続する意思があるものとする。尚、賃料や更新料等の支払に関する振込手数料及び口座振替手数料は乙負担とする。また、賃料が1ヶ月に満たない場合は当月の日数で日割計算とする。支払期日が金融機関休業日の場合はその前日に支払うこと。
- 2 支払の預金は金融機関の振込票等をもって証とし、甲及び仲介人は領収証・請求書を発行しない。
- 3 賃料等が滞延した場合は (口座振替が行えなかった場合も含む)、乙は仲介人に賃貸記載の滞延事務手数料を、甲へ年14.6% (1年を365日とする) の割合による滞延損害金を支払うこと。
- 4 乙は賃料等の支払いを、期間満了日または解約日に属する月1ヶ月分の賃料を支払うこと。
- 甲は契約期間中であっても公租公課、雑物税、社会情勢の変動あるいは契約事象の変更等により、1ヶ月の予告期間をもって賃料の増額を請求することが出来る。
- 2 乙は契約更新の際には契約書面の書換え、変更事項の告知を行い、賃貸の更新料 (または更新事務手数料) を、甲 (または仲介人) へ支払うこと。手続きは期間満了日の1ヶ月前までに行うこと。
- 3 乙は更新時に賃料その他の債務がある場合は、期間満了日までに精算すること。なお、合意更新・法定更新にかかわらず、乙は所定の更新料及び更新事務手数料支払うものとする。万一、期間満了日までに更新手続き完了の場合、契約期間満了日をもって本契約は終了するものとし、乙は駐車車両を撤去の上即日明渡すること。
- 4 仲介人の口座振替システムを利用する場合、更新月に賃料と更新料を引落すことにすめ乙は了承のこと。万一、引落が出来ない場合は仲介人の指定期日迄に振込にて支払うこと。
- 5 乙は期間満了にて解約をする場合も1ヶ月前までに解約通知を甲 (または仲介人) に提出すること。
- 敷金は賃貸の金額とする。甲は契約時に乙より受領した敷金について、本契約終了し乙が甲に本物件を完全に明渡した場合に限り、明渡し後1ヶ月以内に、債務を差引いた残金を返金して乙に返金する (返金の際の振込手数料は乙負担)。また、乙は、甲の書面による承諾無くして、敷金返還請求を第三者に譲渡することは出来ない。なお、この敷金をもって返還賃料等の債務と相殺することはできない。
- 1 駐車場の乙車両の管理及び第三者の無断駐車排除・事故・盗難・物損・除雪・落雪等は乙の責任において最寄の警察署等に連絡を行い対応することとし、甲及び仲介人は乙に対し何らの責任を負わない。
- 2 駐車場の位置は甲が任意に指定・変更できる。
- 乙は駐車場の施設に損害を与えた場合、直ちに甲又は仲介人に連絡を行い、甲に対し速やかにその損害を賠償しなければならない。
- 乙は下記を行ってはならない (禁止事項)。
- ①本駐車場内及び出入口で他車出入の妨げ、駐車場利用者・近隣に迷惑をかける行為をすること。
- ②頭等に記載の無印車を駐車すること。改造車・事故車両・故障車を駐車すること。
- ③消防法により危険物に指定されている物品を駐車場内に持ち込むこと。
- ④第三者に賃借権の譲渡・転貸・名義貸しを行うこと。また、動産や固定物を置くこと。
- ⑤政治団体等・宣伝カー・トラック及び駐車位置以上の大きさの車を駐車すること。
- 1 甲または乙が本契約を解約する場合は書面にて、1ヶ月前までに相手方に対し通知し、通知後1ヶ月 (1ヶ月以上の場合はその指定した日) をもって乙は本駐車場を明渡すものとする。また、乙は1ヶ月分の賃料を支払うことにより即時解約することができる。

第9条 2 乙が本契約を「する際、指定の「解約通知書」に記名・捺印、必要箇所を記入の上提出のこと。

乙において、入居しつづける事由が生じたとき、甲は通知・催告をせず直ちに本契約を解除できる。

1 甲は乙が賃料の支払を1ヶ月なりと怠った場合、乙が本契約に定める条項の一つでも違反した場合、乙が申込書及び本契約書に記載の内容に虚偽がある場合、その際は違約金として預託の敷金及び日割賃料は返金しない。

2 乙が賃料の支払を2回連続して遅延した場合 (口座振替の場合2回連続し引落が出来ない場合)、賃料の支払能力が無いものとなり、本契約を解除できる。

3 未払い賃料を督促したにもかかわらず指定期日までに未払い賃料全額を支払わなかった場合。

4 乙が解散し、または破産・民事再生・会社整理・会社更生法の申し立てがあったとき。

5 乙が後見開始、保佐開始の審判を受け、または刑事事件に関する等社会的信用が失墜したとき。

6 乙が暴力団もしくは極左・極右等の反社会的暴力集団 (以下「暴力団」という) の構成員、又はこれらの支配下にある者 (関係者) と判明したとき。

1 乙は本契約が終了した場合、即日本駐車場から自動車等の一切の動産を撤去し明渡すこと。

2 乙は甲からの明渡しに際し、甲又は仲介人に対し立退き料その他名目の如何を問わず一切の金員の支払を請求できない。

3 乙は本契約が終了したにもかかわらず本駐車場を甲に明渡さない場合、乙は明渡し完了までの賃料の倍額を甲に賠償し且つ甲の受けた損害を賠償すること。また甲はこの費用で本物件上のこの自動車等の動産を撤去・処分できる。乙はこのような場合、本駐車場にあるこの自動車等の一切の動産について所有権を予め放棄するものとし、甲がこれを処分することに一切異議申し立てしない。

乙は下記記載の車輛以外本駐車場を使用してはならない。万一買い替え等で変更の際は、予め甲、又は仲介人に事前に書面にて変更事項の情報を申請をし承諾を得なければならぬ。また、自動車検査証の写しを提出すること。なおこの住所、連絡先等変更の場合は3日以内に甲に届出ること。

本契約書では車庫証明の発行は行いません。車庫証明の発行を希望する場合、乙は甲の承諾並びに発行手数料として3,300円を支払うこと (発行手続きは仲介人で行います)。

第13条 本契約が期間中、乙が契約区画の変更を希望する際は、甲の承諾後に本契約を解約の上、新規に駐車場契約を締結するものとし、区画の変更に伴う駐車場所新契約の事務手数料として3,300円を支払うものとする。尚、区画の変更に伴う解約に限り、本契約書の第8条1項を適用外とするが、新契約開始期日前日までの日割り賃料を負担するものとする。

第14条 特約条項

本契約更新時 (合意更新・法定更新を問わず) は、乙は、所定の更新事務手数料を支払うものとする。税法の改正により消費増税等の税率が変動した場合、乙が甲に支払うべき駐車料並びに更新事務手数料、車庫証明の発行手数料、区画の変更に伴う事務手数料について、改正以降の消費増税等相当額は変動後税率により計算する。

2 下記貸人 (甲) と借人 (乙) は、本物件について上記のとおり賃貸借契約を締結したことを証明するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2023年 6月 10日

貸主 (甲)	住所 〒	氏名	TEL
	〒	氏名	
借主 (乙)	住所 〒	氏名	
	〒	氏名	
仲介業者			
免許番号	東京都知事 (3) 第91243号	所在地	東京都昭島市昭和田1丁目1番10号
商号	扶桑管理サービス株式会社	代表者	中村 重昭
電話番号	0670-003-230	電話番号	042-546-4500
登録番号	宅建建物取引士	登録番号	宅建建物取引士
氏名		氏名	

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023年6月12日に締結した下記物件に関する甲乙間の駐車場契約について、2023年9月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡 3-806-1

物件名 : 豊岡第1スカイパーク駐車場

【賃料等内訳】

駐 車 料	/	8,800 円
口座振替手数料	/	314 円
合 計	/	9,114 円

以上

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] 印

整理番号

126

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	26年2月2日	支出額	100157 × 0.8 80.126 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	---

使 途	事務所家賃 2 月分
-----	------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第1支部

口座名義人:細川 威

2024年02月02日	105,000円	送金 IB	
2024年02月02日	165円	手数料	

③事務所家賃 2 月分

④

【内訳】

事務所家賃 100,000円
円

《振込手数料》

$$165 \times \frac{100,000}{105,000} \div 157$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物(駐車場付)賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という)と賃借人細川威(以下乙という)は以下の通り建物(駐車場付き)賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物(駐車場付)の占有部分(以下本物件という)を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢2-4-2
名称 岡田医院
専用駐車場(2台分)

(賃貸借期間)

第2条 本契約の期間は令和5年5月1日から令和7年4月30日までとし、期間満了の2ヶ月前までに更新しないこと意思表示がない場合は自動的に2年間更新されるものとする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金 10 万円(消費税込み)とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

(賠償債務)

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(現状引き渡し等)

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のままで引き渡すものとする。本物件の通常の使用では発生する修繕費用は乙の負担とし、瑕疵のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

(甲の免責事項)

第6条 不可抗力、第3者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の事面等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第7条 甲及び乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。

(別協議事項)

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上の通り契約が成立したことを証するため本書 2 通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その 1 通を保持する。

令和5年5月23日

賃借人(甲)

住所

氏名

賃借人(乙)

住所

氏名

細川 威

整理番号

126

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	R6 年 2 月 15 日	支出額	10,049 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所セキュリティ (1月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人: 町田皇介

06-02-15	送金	*11,000	IB さいとうかんざい
06-02-15	手数料	*165	

$$11,165 \times 0.9 = 10,049$$

③ 事務所セキュリティ (1月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請求明細書

362-0036
上尾市宮本町10-26

太陽管財株式会社

代表取締役 齊藤 敏雄

〒331-0823 埼玉県さいたま市北区日進町1-8

TEL 048-663-6166 FAX 048-663-6167

振込先 武蔵野銀行 宮原西口支店

普通預金 NO.0077229

登録番号：T1030001005250

町田 皇介

様

下記の通り御請求申し上げます。

※振込手数料は、貴社負担でお願い申し上げます。

お客様コード	日付	締日	請求書番号	伝票枚数	お支払予定日
	2024/01/31	末	0143	1	

前回御請求額	今回御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
	11,000	0	0	10,000	1,000	11,000

日付	伝票番号	取引区分	商 品 名	数 量	単 価	金 額
2024/01/31	106771	掛売上 現場	機械警備料(1月分) まちだ皇介事務所	1.00ヶ月 (税率10%)	10,000 [御買上額] [消費税等]	10,000 10,000 1,000

セキュリティ契約内容書

お客様：住所 上尾市宮本町10-26

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地

太陽管財株式会社 警備部

氏名 町田 多行様

契約内容確認日 令和5年5月1日

業務対象施設	名 称	上尾市宮本町10-26		
	所在地	上尾市宮本町 10-26		
商 品 名	機 器 費 備	プラン	() お買い上げ・(✓) レンタル	
業務開始予定日	5 年 5 月 1 日	業務遂行期間	業務開始から 5 年 0 ヶ月間	
	区 分	金 額	金 額(消費税込)	
契 約 料 金	月額サービス料金	10,000 円	11,000 円	
	機 器 費	円	円	
	工 事 費	円	円	
支払の期限	1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 年 月 日までに支払うものとします。			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費		それ以降のサービス料金	
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・銀行口座振込		口座振替	
	銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。			

整理番号 128

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦ 事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年2月15日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃(3月分)
-----	------------

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

06-02-15 .送金
06-02-15 .手数料

*110,000 IB
*165

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

③ 事務所家賃(3月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 佐藤ビル (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル	1階 1
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26	区画番号
登記簿	(登記簿)	
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
種類	店舗	新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡(現況概算)	
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3カ月分)	水道代	2,000円
その他の条件	賃料No. 本 本 本		
貸与する建物の敷金	賃料等	賃料等	賃料等
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	口座振込 口座引落	持参 委託会社名	

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)町田 皇介
(自宅)TEL	
(勤務先)TEL	(会社名・部署名)
(携帯)TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	貸主自主管理	
所在地		TEL

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円進帯保証人	氏名	住所	極度額	3,960,000円(月額賃料総額×36カ月)
	円家賃債務保証業者の提供	円家賃債務保証業者	主たる事務所の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL: 03-6327-6840 問合せ窓口 0570-01-1083	
	円証書提供	円証書提供	円証書提供	円証書提供	
	円証書提供	円証書提供	円証書提供	円証書提供	

頭書(8) 再契約に関する事項

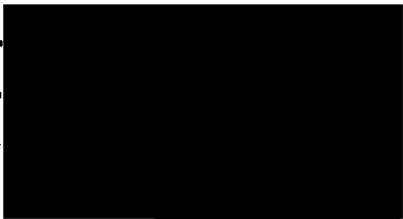
借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。
本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所等出資シ(営業用)については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に入社しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は残置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

各 位

貸主名義変更により、2023 年 10 月振り込み(11 月分)
から下記に変わります。

・
・
・
・
・名義 



今後とも宜しくお願い致します。

整理番号 130

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年2月20日	支出額	10,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所駐車場 3月分
-----	------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

06-02-20	.送金	*12,000	IB	
06-02-20	.手数料	*165		

$$12165 \times 0.9 = 10,949$$

③ 事務所駐車場 3月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

/30- /

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

町田 皇介様

振込先変更のお知らせ

来月分（9月分）の駐車料金より、下記の口座に変更をお願い致します。

なお、振込期限は8月31日までをお願い致します。

記

埼玉縣信用金庫

口座番号

口座名義

2023年8月21日

ヤマハパーキング
宮本町8-8

パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村 田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町 田 皇 介 とは、
次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8					
2	駐車場 区 画	[REDACTED]番					
3	車 両	車 名	登録 番号	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレイル赤)		
		ポジョー ステーション ワゴン 青	[REDACTED]				
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 1台	支 払 方 法	当月末翌月分前納 指定銀行への振込	特 約 2ヶ月分滞納の 時は無催告解除	
5	期 間	自 2019 年 10 月 9 日 至 2020 年 10 月 8 日	特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする			
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担		賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし			
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止			特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 米/ヶ月前予告 解約可能 賃借人 米/ヶ月前予告 解約可能					
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還					
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。					

契約日	2019 年 10 月 9 日	
貸主	住所 (所在地)	村 パーキング
	氏名 (名称)	村 田 春 雄
	電話番号	上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番
借主	住所 (所在地)	町 田 皇 介
	氏名 (名称)	〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
	電話番号	048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号 154

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年2月20日	支出額	89,139円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	事務所家賃(令和6年3月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(93,500円+振込手数料330円)×0.95=89,139円

③事務所家賃(令和6年3月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
取扱い店	お取引日	時刻
79303	06-02-20	12:09
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥93,500	¥330
お取引後の残高(円)		おつり
		¥170
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		
円 円 円 円 円		

振込金受取書 お受取人 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 3852306 カ) タ"イワフ"ウサノ様 タケタ"カス"ヒロ様	電話番号 0486889898 取扱番号 200065
--	--------------------------------

※ 領収書

※ 領収書

(別紙

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済
ること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

貸借人(甲) 有限会社イースト商事		貸借人(乙) 武田 和浩	
契約 要 目 表			
内 容			
(1)	賃 室	名 称 イーストコート 所 在 地 埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1 構造規模 鉄骨造 陸屋根 地下0階付 地上2階建 用 途 事務所 業 種 職員事務所 区 画 1 階 (00D 号室) 契約面積 37.20 m ² (11.25 坪)	
(2)	賃貸借期間	2020年5月1日 から 2025年4月30日 までの 5 年間	
(3)	賃 料	85,000 円 (別途消費税 8,500 円) 月額計 93,500 円 0 円 (別途消費税 0 円) 月額計 0 円	
(4)	共益費	1 円 (別途消費税 1 円) 月額計 1 円	
(5)	その他の乙が甲へ支払う月間固定費	名 目: 1 月額計 1 円	
(6)	保証金	170,000 円 非課税	
(7)	保証金償却	無	
(8)	賃料等支払先	金融機関名 口座番号 口座名義	
(9)	更新費用	型月分を毎月 末 日迄に上記の口座へ振込みにて支払う。 乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税) 乙が甲へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0 ヶ月分(別途消費税)	
(10)	解約予告	甲が甲へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税) 甲が甲へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税) 甲が甲へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税) 甲が甲へ支払う更新事務手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)	
(11)	添付書類	1. 「原状回復に関する事項」	

貸借人(以下「甲」という。)と貸借人(以下「乙」という。)とは、甲が契約要目表(1)欄記載の賃室を乙に賃貸することに基づき、この契約を締結し、その証として、契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有する。

西 暦

2020 年 5 月 10 日

貸借人(甲)

住所

氏名

電話番号

貸借人(乙)

住所

氏名

電話番号

連帯保証人(丙)

日本総合保証株式会社 別紙「賃貸保証委託契約書」による。

仲介人

【宅地建物取引業者】

免許証番号: 埼玉県知事(11)第8048号

所在地: 埼玉県さいたま市浦和区大宮2番1号

商号・名称: 株式会社 大和不動産

代表者: 代表取締役 小山 剛

【宅地建物取引士】

登録番号:

氏名:

整理番号 155

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	2024年2月20日	支出額	15,989円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使途	来客等駐車場賃借料(令和6年3月分 駐車スペース2台分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(16,500円+振込手数料330円)×0.95=15,989円

③来客等駐車場賃借料(令和6年3月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
取扱店	お取引日	時刻	
79303	06-02-20	12:11	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥16,500	¥330	
お取引後の残高(円)		おつり	
		¥170	
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)			
円 円 円 円 円			
振込金額受取書内 電信			
お受取人			
タケタ カス ヒロ様			

※ 領収
※ 領収
(別

電話番号 0486889898
取扱番号 200003

印紙税申告納
付済
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

（以下「甲」という。）と借主 武田和浩事務所 （以下「乙」という。）は、
頭書きに表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書き(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市見沼区風越町4-346-8	No. ■■■
	名称	松井様駐車場	No. ■■■

車庫形式	来客用（事務所使用者）	登録番号	■■■■
------	-------------	------	------

頭書き(3) 契約期間

契約期間	令和5年 3月 7日 まで
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書き(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	18,000円(税込) × 2台 = 16,500円
敷金	0円
支払期限	毎月 月末 までに翌月分を支払う

頭書き(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称	水村商事株式会社
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前4-4番地3	TEL 048-684-8641
賃貸住宅管理業特許制度登録番号	国土交通大臣(2)第 8016 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	4354	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 ■■■■)

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

頭書き(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	住所	電話番号
	氏名	住所	電話番号

頭書き(7) 更新に関する事項

・契約期間は2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別途)を媒介業者へ支払うものとする。

頭書き(8) 特約事項

・相続が生じ土地の明け渡しが必要な場合は速やかに立ち退くものとする。
・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名	住所	TEL
乙・借主 (法人の場合)	商号	代表者名	TEL
乙・借主 (個人の場合)	氏名	住所	TEL
丙	氏名	住所	TEL
連帯保証人	氏名	住所	TEL
土地賃取業者	商号(名称)	水村商事株式会社	代表者 水村 光一
	事務所所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前4-4-3	TEL 048-684-8641
土地賃取業者	登録番号	国土交通大臣(2)第 8016 号	
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	4354	
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 ■■■■)	

※印は実印

整理番号

292

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2014年 2月 22日	支出額	105,336 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所家賃 3月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

117,040×0.9 =105,336

③ 事務所家賃 3月分

④ [REDACTED]

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
06-02-22	[REDACTED]	通帳送金
記 号	番 号	
*****	***[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
218	*116,000	
	残高	
	[REDACTED]	
金料金 *440円		
振込予定日 06-02-22		
ネ フミコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ う ち ょ 銀 行 —

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約更新合意書

貸主： [REDACTED] と借主： 山根 史子 の間で 2022 年 3 月 1 日 付締結の貸室賃貸借契約（以下「原契約」という）について、下記物件の賃貸借契約を下記条件により更新することを貸主・借主は双方合意した。その証として本合意書 2 通を作成し、貸主・借主は記名押印の上各自 1 通保有する。

賃貸物件	所在地	埼玉県川越市脇田本町 1 4 番 2 9 号				
	物件名称	杉田ビル 7階702号室				
	種類	事務所	専有面積	43.81㎡ (13.25坪)		
	構造	SRC・RC造	7 階建	7 階部分	築年	1989年6月4日
	駐車場					
賃貸条件	更新期間	2024年3月8日 ~ 2026年3月7日 (2 年間)				
		新賃料 (税込)		内、消費税	税率	契約締結時預り敷金
	賃料	月額	116,600 円	10,600 円	10%	継続金額 318,000 円
	共益費	月額	— 円	— 円	—	償却 — %
	その他	月額	— 円	— 円	—	更新料 新賃料の 1 ヶ月分
	合計	月額	116,600 円	10,600 円	10%	※新賃料は 2024年3月 分よりとする
	賃料等振込先	[REDACTED]				
	入居者名簿	氏名	生年月日	役職	性別	連絡先
※本合意書に定めのない事項については、原契約によるものとする						

2024年 3 月 / 日

貸主

主

所在地
名称

登録番号 T6810913490132

借主

主

住所 〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町14-29 杉田ビル702

氏名 山根 ふ み 子

電話 TEL049-257-6582 FAX049-257-6683

登録番号 T

立会人

東京都北区田端 5 - 1 2 - 1 1

西台不動産 株式会社

電話 03-5834-7218

登録番号 T3011501023659

整理番号

193

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年 2月 22日	支出額	19,998 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	来客用駐車場代 3月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

22,220 × 0.9 = 19,998

- ③ 来客用駐車場代 3月分
④ 株式会社 新香園 カ)シンカエン

ご利用明細

お取扱日	店 番	お 取 引 金 額
06-02-22		通 金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N224	*22,000	
	残高	
埼玉りそな銀行 川越南支店 普通 4493644 カ)シンカエン		
送金料金 *220円 振込予定日 06-02-22 ヤマネ フミコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ う ち ょ 銀 行 —

場合は、別紙を使用すること。
(すこと。)

※ 領

うな

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

「〇〇代として」など何に支出されたか分かるよ
一部記載がない場合は、余白に補記すること。

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	川越市勝田本町 19-25
車種及びナンバー・色	
賃料 総額	毎月金 20,000円也 (別途消費税)
敷金	金 20,000円也 (無利息の約定)
備考	※この書を敷金の預かり書とする。

貸主 (甲) と借主 (乙) は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

- 第1条 賃貸借の期間は 2014年 2月 / 日より 2025年 1月 31日迄
向う 各々年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新
することも出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末 日までに翌月分を乙は甲方又は甲の指定した者に振込み
にて支払うこと。万一各ヶ月なりとも滞納した場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は
何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げな
いこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にし
てはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約すること
が出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されてい
る物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為
を一切しないこと。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発
生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。
- 第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又
はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければな
らない。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 各々月前に互いに通告し期間満了と同
時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項 (契約書に)、又は訂正した事項)

・乙の都合により本物件を解除する時は、各々月以前に甲に通告し通告無き時は翌月各々月 分の駐車料金を支払うものとする。
・甲が駐車場の閉鎖を希望する時は各々月以前にその旨を乙に通知し解約できるものとする その場合には移転保証等に類する金銭的請求は絶対にしない事。
・契約車は乗用車のみとする。
・車庫証明発行について解約時には一切責任を負いません。
・乙は、指定された区画に無断駐車車両等があった場合、甲又は仲介業者は乙に対し責任を負わないものとする。

<賃料振込先>

埼玉県りそな銀行 川越南支店
普通 通 号 N o . 4 4 9 3 6 4 4
株式会社 新香園 (株) シカエ

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。
2014年 1月 11日

貸主 (甲) 住 氏 所 名	川越市勝田本町 15-17 シカエビル 1F	株式会社 新香園
代理		
借主 (乙) 住 氏 所 名	川越市市川 460-6	川越市勝田本町 14-29 新香園ビル 1F
氏 名	山根 史子	
電話番号	049-239-1687	

更新時は新賃料の 0.5ヶ月分 (消費税) を更新事務手数料として申し受けます。

仲介業者

公益社団法人 埼玉県各地建物取引業協会会員 埼玉県知事免許(12) 第 7087 号
 住 所 埼玉県川越市勝田本町 15-17 シカエビル 1F
 商 号 株式会社 新香園
 電話番号 049-243-9492
 代表者 新井 武士
 各地建物取引士 登録番号 号 氏名

整理番号

143

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024年2月22日
支 出 額	15,400×90%=13,860円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(3月分)
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借契約書駐車場(新規)

1. 賃借の目的物

所在地	P所沢東新井町-01	CD	
2. 契約期間	埼玉県所沢市東新井町262-5		

3. 賃料等	2023年03月10日	2025年03月31日
--------	-------------	-------------

賃料	7,200円及び消費税	毎月末日迄に翌月分を支払う
更新事務手数料	賃料の1ヶ月分及び消費税	振込
更新料の1ヶ月分及び消費税	更新事務手数料	
保管場所使用承諾証明書発行手数料	3,000円及び消費税	
その他		

4. 管理会社	株式会社いづま野サービス台店	埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
5. 駐車場	049-255-1711	049-255-6522

賃借人	水村 篤弘	(以下用いいます)と
賃借人	水村 篤弘	(以下用いいます)とは
西暦	2023年3月10日	
賃借人(甲)		
賃借人(乙)		

賃借人(甲) 氏名・商号 所 所沢市上安松864-4

賃借人(乙) 氏名・商号 所 水村 篤弘

緊急連絡先 (賃借人以外の方) 氏名・商号 所 埼玉県知事 (9) 第13577号

甲の代理人 および仲介人(丙) 氏名・商号 所 埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6

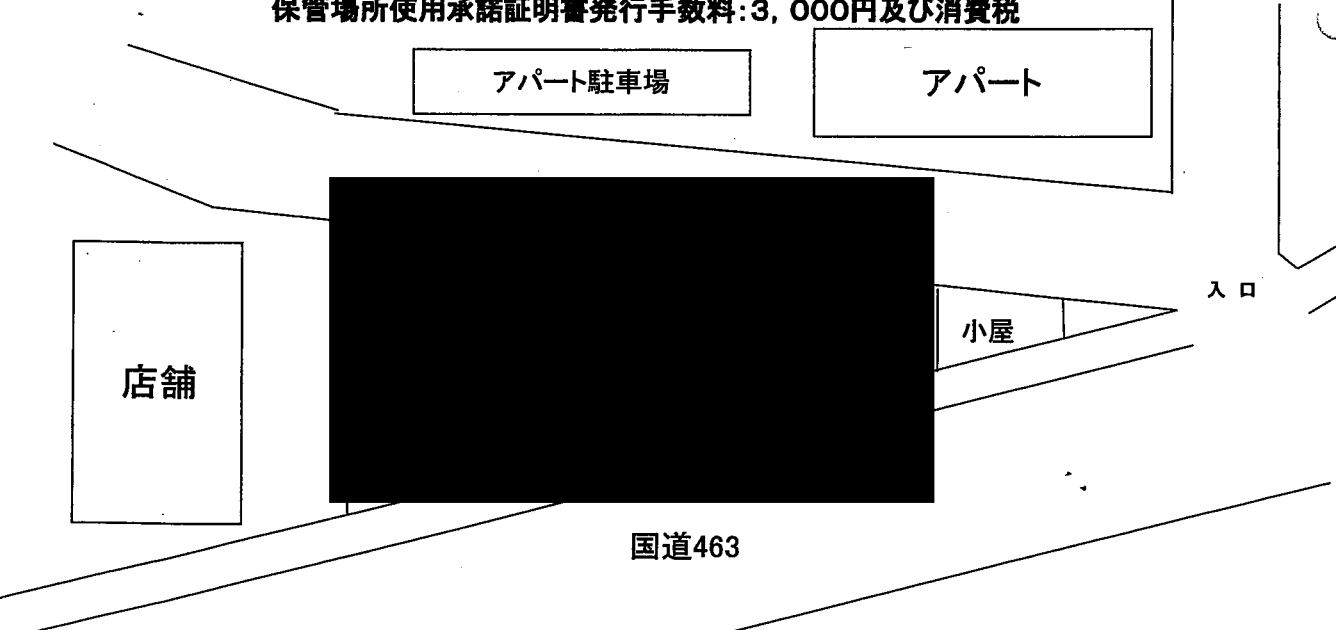
P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地: 埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料: 7,200円及び消費税/軽区画: 6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税

保管場所使用承諾証明書発行手数料: 3,000円及び消費税



整理番号

149

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024年2月27日
支 出 額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (3月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘



賃貸借 (更新) 契約 合意書

物件名 : タイびる航空公園

202 号室

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、 2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを 双方合意した。

1. 期 間	2021年5月1日	より	2024年4月30日	までとする。
2. 敷 金		210,000 円		
3. 賃 料	月額総額	77,000 円	(本体 70,000 円 消費税 7000 円)	
4. 管理・共益費	月額総額	5,500 円	(本体 5,000 円 消費税 500 円)	
5. 駐車場使用料	月額総額	0 円	(本体 0 円 消費税 0 円)	
6. 特 記 事 項				

1. 原契約の継続について、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書 2通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとし、本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定事項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】(賃借人の原状回復義務及び除去義務)【敷金】【一部滅失等による賃料の減額等】(債務の保証)【連帯保証人の極度額の設定】

今ね3年 3月31日

貸主(甲) 住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名: 株式会社セイワランドック

借主(乙) 住所: 所沢市上安松 86-4

氏名: 水村 篤弘 印 TEL: 04-2913-0080

勤務先住所: さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名: 埼玉県建設業会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

連帯保証人

管理会社

住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名: 免許番号: 埼玉県知事(3)第20719号

住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名: 株式会社セイワラ

代表者: 羽迫 務

取引主任者: 登録番号:

〒359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社

所沢市喜多町17-12

株式会社セイワランドック

2019年8月31日

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで	81,000 円
--------------------	----------

2019年10月分(9/27引落)以降	82,500 円
---------------------	----------

※賃料等に合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円		77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円		5,500 円
合 計					82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL: 04-2920-3388

2019年11月分より
税込賃料 220 円

整理番号

233

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和6年2月27日	支出額	72,119 円
			※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 3月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 80,132 円 × 0.9 = 72,119 円

③事務所賃料
3月分

ご利用明細				イオン銀行	
取扱店	機番	取引年月日	時刻	通番	
206	2824	2.27	18:36	5002	
銀行番号	店番号	科目・口座番号等			
0040		1 *** *		*	

お振込み	
お取引金額	¥80,000
振込手数料	¥132

お受取人	
川口信用金庫	
本町東支店	
普通	#942379
カ)アイテ"アル	様

お振込依頼人	
ツラネ	タ"イスケ 様

お取扱日 2024年 2月27日

イオン銀行コールセンター
☎0120-13-1089
カードの紛失・盗難については、
専用ダイヤル03-6832-1234に至急に連絡ください。
年中無休24時間受付（通話料は有料となります。）

※ 領収書は事

※ 領収書に記された、ハンコや印は、別紙に貼付すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名 称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】		棟	階	号室	
	所 在 地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7				
		登記簿	川口市朝日二丁目17番7				
	用 途	☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 店舗事務所 ☐ 倉庫 ☐					
	種 類	☐ マンション ☐ ビル ☐ 戸建 ☐ アパート ☒ 戸建の一部					
	構 造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建				戸 数	戸
	床 面 積	39.66㎡の一部26.44㎡	間 取				
建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を 年実施）・ ☐ 不詳						
附属施設	なし						

(2) 事業内容

政務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2023 年 5 月 1 日 から	4年間	目的物件の引渡し of 時期
終期	2027 年 4 月 30 日 まで		年 月 日

(4) 賃料等

賃料・共益費(管理費)		内 訳 等	
賃 料	月額 75,000 円	(内消費税等 7,500 円)	
共益費(管理費)	月額 5,000 円	(内消費税等 500 円)	
	共益費(管理費)には次のものを含む ☒ 上下水道使用料 ☐ 電気料 ☐ ガス料 ☐ その他 ()		
賃料・共益費(管理費)の支払期限		☐ 当月分を ☒ 翌月分を 毎月 末 日までに	
敷 金	円	賃料の ヶ月相当分	
保 証 金	円	その他一時金	円
附属施設使用料	円	火災保険料	円
敷引き・保証金償却規定			
そ の 他			
賃料等の支払方法	☒ 振込 ☐ 口座振替 ☐ 持参 ☐		
	振込先金融機関名		預金
	口座番号	口座名義人	
	振込手数料負担者	☒ 借主 ☐ 貸主 ☐ 持参先	
貸与する鍵と本数	鍵番号①	本	鍵番号②
		本	鍵番号③
			本

(5) 貸主および管理者

貸主	氏名	株式会社 アイdeal		電話	048	(299)	8955
	住所	川口市坂下町一丁目8番16号モンパルテ202					
管理者	商号または名称	株式会社 アイdeal		電話	048	(299)	8955
	所在地	川口市坂下町一丁目8番16号 モンパルテ202					
賃貸住宅管理者登録制度登録番号		国土交通大臣		第	号		
管理担当者	氏名						

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名		
	住所		

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名					年齢	歳
緊急連絡先	氏名			借主との関係		
	住所			電話	()	
	勤務先			電話	()	
	携帯	()				

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	☐ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の ヶ月分を支払います
	☒ 上記(3) 契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)

敷地内駐車場は利用をしないでください。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主
署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2023年 4 月 30 日

貸主 住所 埼玉県川口市坂下町1-8-16
モンパルテ202

株式会社 アイデア
氏名 代表取締役 佐野 恵輔

電話番号 048(299)8955

借主 住所

氏名

白根大輔

電話番号

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☐ 媒介・☐ 代理

取引態様 ☐ 媒介・☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (2) 第 23268 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 川口市坂下町1丁目8番16号モンパルテ202

事務所所在地

商号 株式会社 アイデア

号

代表者等 佐野 恵輔

代表者等

登録番号

登録番号

第

号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

印

印

整理番号

360

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年2月27日	支出額	23,300 × 90% 20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義人 = 木村 勇夫

6-06-02-27 | 振替

*23,300 | DF. 金融リヨ

③ 事務所倉庫費

【内訳】

- ・倉庫賃貸料 23,100 円
- ・振替手数料 200 円

口座名義人: 木村 勇夫
 支払先: 株式会社
 平和不動産

- ※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない
(別紙には整理番号(枝番)を付)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、
甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・）

レンタルボックス番号：号

レンタルボックスタイプ：4帖 タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。

ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。

2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。

3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。

2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。
また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：



整理番号	134
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年2月28日	支出額	72,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃料 3月分		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部
---------	------------------------

②(80,000 + 440) × 90%

別紙

⑤口座名義: 小川寿士

③ 事務所賃料 3月分

ご利用明細票

※本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060228	059	020029	0133#	
種別	店舗番号	口座番号	振込番号	
09		***		
お取引内容	手数料	お取引金額		
お支払		¥80,440		
お取引時刻	お取引後残高			
10:07	*****			

依頼人 オカワ ヒサシ 様
振込日 06-02-28
振込金額 ¥80,000
振込手数料 ¥440
0228004

印紙税等納
付につき大宮
税務署承認済

※ 領収書は重ねて貼
※ 領収書を貼るスペース
(別紙には整理紙)

＜ご注意＞
○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行
員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、〇〇代として)など何に支出されたか分かるよう
な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	フアインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町 1-7 19-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	対象面積 48.6㎡(登記簿上面積 160.0㎡)

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年 0ヶ月
----	-------------	----	-------------	--------

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所	[REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	電話番号 [REDACTED]
管理委託先	住所	〒 [REDACTED]	
	氏名	貸主管理	電話番号 [REDACTED]

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	住所	小川 寿士	電話番号 [REDACTED]
緊急時の連絡先	住所	〒 [REDACTED]	電話番号 090-8564-7909
	氏名	[REDACTED]	借主との関係 本人

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額 (別途消費税)	75,000円	権利金	(別途消費税)	-円
	月額 (別途消費税)	-円	礼金	(別途消費税)	-円
管理費及び共益費	月額 (別途消費税)	5,000円	敷金	(別途消費税)	-円
	月額 (別途消費税)	-円	賃料の0ヶ月分	-円	
敷金料 (区画No.~)	月額 (別途消費税)	付無料円	賃料の3ヶ月分	225,000円	
	月額 (別途消費税)	-円	保証金償却	償却時期	
	月額 (別途消費税)	-円	保証金償却	償却率	無96 (別途消費税)
	月額 (別途消費税)	-円	更新料	更新時 新賃料の1ヶ月 (別途消費税)	

(7) 支払方法

支払方法	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。
支払期限	振込先 (振込料借主負担)
	[REDACTED]

(8) 連帯保証人及び家賃債務保証会社の利用について

保証形態		個人による連帯保証	家賃債務保証会社による保証
連帯保証人	住所 〒 [REDACTED]		
	氏名 [REDACTED]		
保証会社	[REDACTED]		

(特約条件) 本契約の特約については、下記の通りとする。

- (1) 乙は更新する際、更新料として新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。なお、賃料の改定に伴い、保証金に差額が生じた場合は、その差額を預入又は返還するものとする。
- (2) 第9条第1項の相当の期間は3ヶ月とする。
- (3) 第11条第1項にかかわらず、原状回復をこの負担で行うものとする。
- (4) 外置版を使用する際は、使用料が発生します。
- (5) 平成22年11月の新規賃貸借契約の直後に、甲と乙は借主名義を「小川ひさしと歩む会」から小川寿志に変更した。平成25年の更新時に書面の借主名義と敷金預託の名義を変更する。なお、連帯保証人は[REDACTED]とし、借主の原状回復義務は小川ひさしと歩む会の使用時からとする。

本物件登記簿に記載された現在事項の前契約時からの変更	□有	■無
変更内容	[REDACTED]	

下記貸主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約各条項及び特約条件を確認の上、締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年9月13日

貸主(甲) 住所 〒 [REDACTED]

代理人 東京都町田市森野1-8-3
朝日リビング株式会社 代表取締役 田代 雅司

借主(乙) 住所 〒 [REDACTED]

氏名 小川 寿士
電話番号 [REDACTED]

契約更新業務代行業者
国土交通大臣免許(13)第2135号
東京都町田市森野1-8-3
朝日リビング流通事業本部
業務担当者 [REDACTED]
担当営業所 朝日リビング大宮営業所

整理番号

105

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年2月28日	支出額	5,822 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所賃料 3 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第2支部

口座名義: 辻 浩司

【使途】
事務所賃料 3 月分

※ 3月1日~31日のうち1日分のみ充当

 $(225,610 \div 31 \times 1) \times 0.8 = 5,822 \text{ 円}$

【振込先】

口座名義:

06-02-28	送金	*225,500	ATM
06-02-28	手数料	*110	

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約更新合意書

成約CD

賃貸人（以下「甲」という）と賃借人（以下「乙」という）は、次表示の建物賃貸借契約（以下「原契約」という）について、原契約を一部改定し、建物賃貸借契約を更新することに合意した。
その証として、本合意書を作成し、当事者署（記）名捺印のうえ、各1通を保有する。

〈物件表示〉

名 称	ヴェルエール・メゾン店舗	B 号室
所 在 地	埼玉県越谷市千間台西1丁目9-13	
構 造	重量鉄骨	3 階建の内 1 階
賃貸借面積	69.29 m ²	

〈原契約の表示〉

原契約締結日	2019年1月20日
--------	------------

記

第1条 本更新より、賃料、共益費、その他の支払い条件は、次の通りとする。

賃 料	月 額	190,000 円	別途消費税等	19,000 円
共 益 費	月 額	15,000 円	別途消費税等	1,500 円
更 新 料	新賃料の 1 ヶ月相当額			
	月 額	円	別途消費税等	円
	月 額	円	別途消費税等	円

なお、本条件は、2021年10月23日 より適用する。

第2条 本更新後の賃貸借契約期間は 次の通りとする。

新 契 約 期 間	2022年1月20日 ～ 2025年1月19日
-----------	-------------------------

第3条 敷金・保証金額は、原契約の預かり分から変更しない。

第4条 乙は、甲に対し、本更新時に更新料として新賃料の1か月分相当額190,000円（別途消費税19,000円）を支払う。

第5条 本合意書に定めなき事項は原契約の通りとする。

以上

2021 年 12 月 28 日

甲（賃貸人） 住所

氏名

乙（賃借人） 住所

氏名

電話

更新事務取扱業者

所在地
商号

埼玉県越谷市千間台西1-4-4 T・K PREVIEW
スターツピタットハウス株式会社
店長 佐藤 史明



せんげん台店

整理番号

361

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年2月28日	支出額	9,200 × 90% 8,280 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場代 3月分 (辻4丁目)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

口座名義人: 木村 勇夫

06-02-28 | 振替

*9,200 | RKS(サイエフォー)

③ 事務所駐車場代 3月分 (辻4丁目)

内訳 {

- ・ 3月分賃料 9,000円
- ・ 振替手数料 200円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸貸借更新契約書

物件名: 栗原辻4丁目駐車場

No. 3021-

所在地: 埼玉県さいたま市南区辻4-12

契約者名: 木村 勇夫 様

貸主及び借主は 2022年12月25日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを双方合意した。

1. 期 間 2023年12月25日 より 2024年12月24日 までとする。
2. 敷 金 円
3. 賃 料 月額 総額 9,000 円 (本体 9,000 円 消費税 0 円)
4. 口座振替代 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
6. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 特 記 事 項 [更新事務手数料] 9,000円 + 消費税
その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

2023 年 11 月 16 日

貸 主

住所:

氏名:

借 主

住所:

氏名:

木村 勇夫

印

TEL:

勤務先住所: さいたま市浦和区高砂 3-15-1

勤務先名: 埼玉県庁

勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所:

氏名:

TEL:

住所:

氏名:

TEL:

仲介業者

免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号

住所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

会社名: 有限会社埼玉ホーム

代表者: 里中 宗一郎

宅地建物取引士:

登録番号:

24-03-28;11:49

1 / 1

整理番号

165

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	9:資料購入・作成費
	10:交通費	

支出年月日	R6年2月28日	支出額	94.710×0.9 85,239 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	----------	-----	--

使途	事務所家賃 3月分
----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部

口座名義人: 野本 怜子

24--2-28 RKS(タイワフウカン)

94,710

$$94.710 \times 0.9 = 85.239$$

③ 事務所家賃 3月分

④ (株)大和不動産

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12
グローバル県庁前 201

野本 怜子 様

発行日 2023年11月04日

株式会社大和不動産 管理経理係

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1

エイペックスタワー浦和オフィス西館7階

TEL : 048-833-4800

自動引落開始の御案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、表記の件につきまして下記の通り実施致したくお願い申し上げます。

敬具

毎月お引落額: 94,710 円

毎月 28 日(休日時は翌銀行営業日)

(初回お引落予定額: 94,710 円 初回引落し予定日 2023年11月28日)

内訳 (変動費除く)			金額	税額	税込額
グローバル県庁前	201	家賃	86,000 円	8,600 円	94,600 円
合計			86,000 円	8,600 円	94,600 円

口座振替手数料(消費税込)	110 円
---------------	-------

内訳 (変動項目)

引落日前日までに、引落口座の預金残高をご確認ください。
なお、印鑑相違などの書類不備により、お引落の手続きができない場合は、後日書類を改めてご記入いただくことがあります。また、上記記載の通り口座振替手数料がかかりますのでご了承ください。

請求金額: 口座振替手数料110円(うち、消費税額10円) 適用税率10%
弊社のインボイス登録番号: T6030001004982
取引内容: 賃料等を口座振替にて支払う際の口座振替手数料

銀行	みずほ	支店	
口座種別	普通	口座番号	****
フリガナ	ノモトレコ		
名義人	野本 怜子		

【建物 普通借家契約】

()

燕

下記の建物(以下「本項」)
この内容は重要です

商号	又は名称 代表者氏名
主たる事務所	
TEL.	
免許証番号	免状年月日
氏名	登録番号
業務に従事する 事務所名	
事務所所在地	
TEL.	
貸賃借	

宅地建物取引業 保証協会の名称 及び所在地	宅地建物取引業 保証協会の支部 名称及び所在地	弁済業務保証金の 供託所及び その所在地
-----------------------------	-------------------------------	----------------------------

名称	
所在地	
種類	
構造・規模	
用途制限	
貸主	氏名
	住所
登記名義人と貸主が	

建物	1.登記簿に記載された	
	氏名: 有有限会社	住所: 埼玉県さ

本物件に抵当権（根拠）
6ヶ月以内に明渡され、
また買受人より明渡を要
される場合があります。

度

更新に関する事項

金額

項目	
資料	
共益費	
-	
-	
支払方法	振替

5. 水道・電気・ガスの

上水道
電気
ガス
下水道(排水)

6. 本物件の設備の整

エルピーシー オートボック	燃料使用時間 24時間 パンク・ローブ 適水洗浄可能 経路表示機能	電気温水器 ジョウロポンプ・クーラ	防災器具付(電灯は有) エマコバ(後運動)	火災警報機 感知器 火災警報機(庫)3100V 水道 専用クーラー 三ツパチン 緑油塗 鉄気筒 事務用 鉄気筒 車脚 鉄気筒 メソ洋式
------------------	--	----------------------	--------------------------	--

7. 建物建築の工事完

完成物件につき該当

8. 契約の解除に関する

借主の解約予告

1. 借主が賃貸借期通知をしなけれは
2. 借主は、前号の通知ができるものとしま

賃貸借契約書第265頁

9. 損害賠償額の予定または推定は、債務の履行に関する事項
1. 借主は、借主又はその同居人の故意又は過失により本物件を毀損若しくは汚損し、又は第三者に損害を与えたときは、直ちにこれを賠償するものとします。
2. 契約解除通知後の明渡し期日の遅延による貸主の損害は借主が責めを負うものとします。
- 賃貸借契約書第12条、第19条、第24条、第28条、第29条参照。

10. 法令に基づき制限の概要	法令名	内容
新住宅市街地開発法	無	新住宅市街地開発法第21条1項、新住宅市街地開発事業の工事完了の公告の日翌日から起算して10年間は、造成地等やその上に造成された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
新都市基盤整備法	無	新都市基盤整備法第11条1項、敷地処分後の公告の日翌日から10年間は、開発新築地区内の土地に、集団的建設行為が行われるべき土地を除くまたはその土地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければなりません。
流通業都市街地整備法	無	流通業都市街地の整備に関する法律第30条1項、流通業都市街地造成事業にかかると工事完了の公告の日翌日から起算して10年間は、造成敷地等またはその上に建築された流通業施設や公益的施設に関する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者は、都道府県知事の承認を受けなければなりません。
農地法	無	農地法第34条1項、国から農用地等の売買を受けた者が、開設を完了すべし時期から9年を経過する前において、その売買を受けた土地等につき所有権の移転や利益権の設定・移転をする場合には、当事者は都道府県知事の許可を受けなければなりません。

11. 支払金または預り金の保全措置の概要	保全措置を講じるかどうか		講じません。	
12. 本物件が造成宅地防災区域に否か	造成宅地防災区域		区域外	
13. 本物件の存する区域	土砂災害警戒区域		区域外	
14. 本物件が津波災害警戒区域に否か	津波災害警戒区域		区域外	
15. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地建築物の所在地	水害ハザードマップの有無		洪水 雨水出水(内水) 高潮	
16. 石地使用調査内容	調査結果記載の有無		別添ハザードマップ参照	
調査実施の有無	無			
調査年月日				
使用の有無				
備考	本物件のうち建物について、アスベスト(石綿)使用の有無に関する調査結果の記録が保存されているかについて貸主に問い合わせたと、記録は無いと回答されております。			

20. 敷金・保証金の精算に関する事項
- 敷金・保証金は本契約締結の日に、賃借人が賃金を完全に明け渡し、賃借人の賃借人に対する一切の債務に充当したあと、なお残額があれば、賃貸人はこれを賃借人に60日以内に返還いたします。
21. 金銭の貸借のあつせん
- あつせんの有無 業者によるあつせんはありません。

22. 管理の委託先	氏名(商号又は名称)	株式会社大和不動産 管理課
住所主たる事務所の所在地・TEL	さいたま市浦和区常盤1丁目2-1エッセイブリーフ浦和中央館202	0120-319-208
連絡先(TEL)及びFAX番号	連絡先(TEL)及びFAX番号	

23. 注意事項
1. 賃料・共益費・仲介手数料・その他諸費用等については、別途消費税込で負担いたします。
2. 借主の負担として、借主が賃主を支払う賃料・共益費・その他諸費用等につき、消費税法等により簡略される消費税・地方消費税は、借主の負担とし、借主はその法定税率に便宜、賃料・共益費・その他諸費用等に計算して賃主へ支払うものとします。なお、契約期間中に税率に改定があった場合にはその改定後の新消費税率を負担して頂きます。
3. 本物件の用途地域は、商業地域 3,400.600㎡です。
4. 本物件の用途保証の範囲は、必ず提供してください。
5. 本物件の用途保証の範囲は、必ず提供してください。
6. 本物件の用途保証の範囲は、必ず提供してください。
7. 表記の契約面積は実測面積ではなく、万一実測した面積と異なっていた場合であっても、そのことに起因する賃料等の増減はありません。
8. 借主は、その使用目的のために、官公庁、消防署、警察署、保健所等へ許可または届け出が必要なる場合には、借主は賃主と協同して、賃主において行う必要があります。
9. 借主は、賃主と協同して、賃主において行う必要のある事項は、借主の責任で負担して頂きます。
10. 借主は、賃主と協同して、賃主において行う必要のある事項は、借主の責任で負担して頂きます。
11. 賃主は、賃主と協同して、賃主において行う必要のある事項は、借主の責任で負担して頂きます。
12. 賃主は、賃主と協同して、賃主において行う必要のある事項は、借主の責任で負担して頂きます。

24. 添付書類	6. 水害ハザードマップ
1. 原状回復仕様書	
2. 全部事項証明書(登記事項証明書)	
3. 賃主の登記事項証明書	
4. 地図	
5. さいたま市都市計画図	

以上の重要事項について、宅地建物取引士より宅地建物取引士証を提示のうえ説明を受け、重要事項説明書及び付属書類を受領し、また、前記仲介手数料を支払うことを承諾しました。

住所 さいたま市浦和区神明1-24-18 西暦 2023年 9月 25日

借主名 野本 怜子

整理番号

366

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費																																									
	8.910×90%																																									
支出年月日	6年2月29日	支出額	8,019 円																																							
		※ 政務活動費を充当した金額を記載																																								
使 途	事務所駐車場代 3月分 (白幡6丁目)																																									
領収書等貼付欄		埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部																																								
キャッシュサービスご利用明細 毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行 お持ち帰りください。 RESONA <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>取引銀行</td> <td>取引店</td> <td>口座番号</td> </tr> <tr> <td>0017</td> <td></td> <td>***</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>お取引日</td> <td>時刻</td> </tr> <tr> <td>10405</td> <td>06-02-29</td> <td>11:55</td> </tr> <tr> <td>お取引内容</td> <td>お取引金額(円)</td> <td>手数料</td> </tr> <tr> <td>振込</td> <td>¥8,800</td> <td>¥110</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引後の残高(円)</td> <td>おつり</td> </tr> <tr> <td colspan="2">*****</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">お取引現金内訳 (1万円) (6千円) (1千円)</td> <td>生体認証</td> </tr> <tr> <td colspan="2">お振込明細またはご案内</td> <td>電信</td> </tr> <tr> <td colspan="3">お受取人 サイトマリツナ ムサウラフ 普通 5207769 カ) ツツ" コウサン様 登録番号 0007 キムラ イサオ様</td> </tr> <tr> <td>ご依頼人</td> <td>電話番号</td> <td>取扱番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>290021</td> </tr> </table> 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済				取引銀行	取引店	口座番号	0017		***	取扱店	お取引日	時刻	10405	06-02-29	11:55	お取引内容	お取引金額(円)	手数料	振込	¥8,800	¥110	お取引後の残高(円)		おつり	*****			お取引現金内訳 (1万円) (6千円) (1千円)		生体認証	お振込明細またはご案内		電信	お受取人 サイトマリツナ ムサウラフ 普通 5207769 カ) ツツ" コウサン様 登録番号 0007 キムラ イサオ様			ご依頼人	電話番号	取扱番号			290021
取引銀行	取引店	口座番号																																								
0017		***																																								
取扱店	お取引日	時刻																																								
10405	06-02-29	11:55																																								
お取引内容	お取引金額(円)	手数料																																								
振込	¥8,800	¥110																																								
お取引後の残高(円)		おつり																																								

お取引現金内訳 (1万円) (6千円) (1千円)		生体認証																																								
お振込明細またはご案内		電信																																								
お受取人 サイトマリツナ ムサウラフ 普通 5207769 カ) ツツ" コウサン様 登録番号 0007 キムラ イサオ様																																										
ご依頼人	電話番号	取扱番号																																								
		290021																																								
※ 領収書は重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。) ※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。																																										

③事務所
駐車場代 3月分
(白幡6丁目)

駐車場賃貸借契約書 (更新)
《 駐車場名 : 第4ベストパーキ 》
※駐車位置 NO.

Table with 2 columns: Item (所, 資, 管理料, 敷金, 駐車車両) and Amount/Details (さいたま市南区白幡6丁目1384, 1ヶ月 金7,500円也, etc.)

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

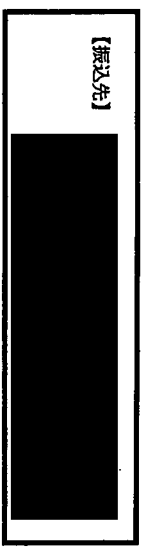
- 第1条 (契約期間)期間は、令和6年1月10日より令和7年1月9日迄向う1年間とする。
第2条 (賃料)賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万1ヶ月以上滞り続けた場合は、敷金の有無に関わらず甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
第3条 (敷金)乙は、賃料の支払いを担保するため頭金として甲に預託するものとする。
第4条 (通知義務)乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。
第5条 (損害賠償)駐車場は常に清潔に保たれ、近隣迷惑となるような行為を一切しないこと。
第6条 (免責)乙の車に場内での事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び管理会社は乙に対し一切責任を負わないものとする。
第7条 (損害賠償)乙又はその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によつて駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。
第8条 (賃料改定)甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車場事情の変動等により値上げできるものとする。
第9条 (解約予告)甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、2ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。
第10条 (管理料)管理料については、管理会社により支払われるものとする。
第11条 (住所)住所は指定口座に振り込むものとする。
第12条 (禁止事項)駐車場内での駐停車中のドライバーは禁止とする。
第13条 (税法改正)税法改正等により、消費税率の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、(放置車両)賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。
第14条

注意事項

- 1. 当管理の駐車場につきましては、普通・小型乗用車・軽乗用車及び、トラック・ライトバン(幅2.3m×長さ4.8m以下の車両に限る)のみとさせていただきますのでその旨ご注意下さい。
2. 1以外の車両、改造車(騒音の原因となるもの)、通常より車高が低く入口を出入りできない車等でのご利用はお断りさせていただきますのでご了承下さい。
3. 車庫証明をとりながらの場合、当社の管理印が必要となりますので、必要の際は当社までご連絡下さい。又、発行の際に手数料として2,000円(別途消費税)をいただきますので、その旨ご了承下さい。
4. ご契約者のご住所・お電話番号等のご連絡先、お車の車種やナンバー等に変更が生じた場合には、必ず当社までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

反社会的勢力でないことの確約事項

- 第1条 (反社会的勢力の排除) 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
(1) 自ら又はその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者又はその構成員)が暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させないこと。
(3) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いた行為
② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
第2条 (禁止事項) 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。
(1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
(2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
(3) 本物件を反社会的勢力の周辺に居住する住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入させること。
第3条 (契約の解除) 甲又は乙は、この各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方に対し、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
(1) 第1条の確約に反する事実が判明した場合
(2) 本契約締結後に自ら又はその役員が反社会的勢力に該当した場合
(3) 甲は、第2条の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。



令和 5 年 12 月 25 日

貸主(甲) 連絡請求書発行事業者登録番号 T5810477315536
住所
氏名
借主(乙) ※乙は別添【駐車場における個人情報のお取扱いについて】にも同意したものである。
住所
氏名
電話
(媒介・代理) 業者 国土交通大臣免許 (10) 第12100号 埼玉県知事免許
所在地 さいたま市南区根岸5丁目18番15号 宅建取引士(記名捺印) 取引士登録番号
商号 株式会社 興産 代表者 代表取締役 大野 時範 氏名

整理番号

367

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年2月9日	支出額	106,610 × 90% 95,949 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃借料(3月分)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10405	06-02-29	11:54
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥106,500	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

お受取人
サイタマリツナ
ムサウラワ
普通 1438189
1) ハツクアツフ様
登録番号 0002
キムラ イサオ様

ご依頼人
電話番号 [REDACTED]
取扱番号 290004

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。→

【内訳】

- ・事務所賃貸料 106,500 円
- ・水道代 円

内、賃貸料分

振込手数料

× ——— ÷

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるよう
な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ (以下「甲」という。)と借主 木村勇夫 (以下「乙」という。)は、以下
の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	バックアップビル		1階101号
所在地	(住居表示) さいたま市南区白樺6-12-1		
建物	(登記簿) さいたま市南区白樺六丁目1294番地12		
種類	木造/瓦葺/鉄骨/2階建/全4戸	新築年	昭和57年11月
面積	店舗・事務所	月	
附属施設	33.81㎡		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2023年7月1日 から 2025年6月30日 まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額95,000円	管理・共益費	月額18,190円
家賃	(別途消費税相当額9,500円)	敷金	(別途消費税相当額190,000円)
保険料	28,430円	保証金	(賃料1ヶ月分)
附属施設料	月額 (別途消費税相当額 円)		
償却			
その他の条件	貸与する鍵 鍵No. 本数		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月	日まで	
賃料等の支払方法	口座振込	持参先	
	口座引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

事業用賃貸借契約書(事務所)1/10 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会 22.05

(氏名)	木村 勇夫		
(自宅)TEL			
(勤務先)TEL	068-8224-2111	(会社名・部署名)	有3里庁
(携帯)TEL			

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 (有)バックアップ
住所	さいたま市南区文蔵4-29-13

管理業者	商号又は名称 (有)バックアップ
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理担当者 (氏名) (賃貸不動産経営管理士：登録番号)

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
-----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	□連帯保証人	氏名	
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□担保保証人	住所	
	担保額	証書番号	
	証書名称	主たる事務	日本セーラー株式会社
	証書の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階	
	証書登録番号	国土交通大臣(2) 第8号	

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分(税別)を甲に支払うものとする。

事業用賃貸借契約書(事務所)2/10 ©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会 22.05

整理番号

146

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年3月/日	支出額	100157 × 0.8 80,126 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	---------	-----	---

使 途	事務所家賃 3 月分
-----	------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 越谷第1支部

口座名義人:細川 威

2024年03月01日	105,000円	送金 IB	
2024年03月01日	165円	手数料	

③事務所家賃 3 月分

④

【内訳】

事務所家賃 100,000円

円

《振込手数料》

$$165 \times \frac{100,000}{105,000} \div 157$$

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

建物(駐車場付)賃貸借契約書

賃貸人[氏] 田中 誠(以下甲という)と賃借人細川 威(以下乙という)は以下のとおり建物(駐車場付き)賃貸借契約(以下本契約という)を締結する。

(目的)

第1条 甲は乙に対し下記記載の建物(駐車場付)の占有部分(以下本物件という)を事務所として、本契約に記載の条件で賃貸する。

記

所在地 埼玉県越谷市東大沢2-4-2

名称 岡田医院

専用駐車場(2台分)

(賃貸借期間)

第2条 本契約の期間は令和5年5月1日から令和7年4月30日までとし、期間満了の2ヶ月前までに更新しないことの意味表示がない場合は自動的に2年間更新されるものとする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金 10 万円(消費税込み)とし乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。ただし振込み手数料は乙の負担とし、1ヶ月に満たない期間の賃料は日割り計算をした額とする。

(賠償債務)

第4条 乙は、来訪者その他の関係者が故意または過失によって本件建物及び駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、乙の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

(現状引き渡し等)

第5条 甲は乙に対しは本物件を現状のままで引き渡すものとする。本物件の通常の使用では発生する修繕費用は乙の負担とし、疑義のある場合は甲乙協議のうえ決定する。

(甲の免責事項)

第6条 不可抗力、第3者の行為、その他甲の責に帰すべき事由以外の事由により乙の車両等に生じた損害については、甲は一切責任を負わないものとする。

(解約)

第7条 甲及び乙は、いずれかの一方から本契約の解約を申し入れることができる。

(別協議事項)

第8条 本契約期間中に係る電気・水道・ガスの使用料金等については別途協議して決定する

(協議)

第9条 甲および乙は本契約に定めのない事項が生じたときや本契約各条項の解釈につき疑義が生じたときは、信義誠実の原則に従い円満に解決を図るものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため本書2通を作成し甲乙各自署名押印のうえ甲乙各自その1通を保持する。

令和5年5月23日

賃借人(甲)

住所

氏名

賃借人(乙)

住所

氏名

田中 誠

整理番号

303

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年 3月 1 日	支出額	105,336 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所 賃貸借更新契約に係る 更新料		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

$$(116,600 + 440) \times 0.9 = 105,336$$

(振込手数料)

③ 事務所 賃貸借更新契約に係る更新料
④ 様

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
06-03-01		通帳送金
記 号		番 号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N087	*134,600	
	残高	
三菱UFJ銀行		
駒込支店		
普通 501187		
ニシティフトウサン(カ)		
送金料金 *440円		
振込予定日 06-03-01		
ヤマネ フミコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆ う ち ょ 銀 行 —

※ 領収

※ 領収

すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

請求書 / INVOICE

請求NO. 18000 - 000024
DATE. 2024年2月10日
登録番号 T3011501023659

山根 史子 様

次の通りご請求申し上げます。

ご請求金額	¥134,600
振込先	三菱UFJ銀行 駒込支店（普通）NO. 0501187 西台不動産株式会社 / シタ イド ヲウゴ
お支払期日	2024年3月5日迄

振込手数料は別途負担をお願いします。

西台不動産株式会社
〒114-0014
東京都北区田端 5-12-11
TEL 03-5834-7218
FAX 03-5834-7228
担当:



項目	単価	数量	軽減税率	税率	税抜金額	消費税額	請求金額（税込）
杉田ビル702号室の貸室賃貸借更新契約に係る更新料として	¥106,000	1		10%	¥106,000	¥10,600	¥116,600
損害保険料（借家人賠償保険付）2年間	¥18,000	1		—	¥18,000	—	¥18,000
				合計	¥124,000	¥10,600	¥134,600

課税対象項目（内訳）

税率区分	消費税	金額（税抜）
10%対象	¥10,600	¥106,000
8%対象	—	—

※印は軽減税率対象です。

備考

貸室賃貸借契約更新合意書

貸主： [REDACTED] と借主： 山根 史子 の間で 2022 年 3 月 1 日 付締結の貸室賃貸借契約（以下「原契約」という）について、下記物件の賃貸借契約を下記条件により更新することを貸主・借主は双方合意した。その証として本合意書 2 通を作成し、貸主・借主は記名押印の上各自 1 通保有する。

賃貸物件	所在地	埼玉県川越市脇田本町 1 4 番 2 9 号				
	物件名称	杉田ビル 7階702号室				
	種類	事務所	専有面積	43.81㎡ (13.25坪)		
	構造	SRC・RC造	7 階建	7 階部分	築年	1989年6月4日
	駐車場					
賃貸条件	更新期間	2024年3月8日 ～ 2026年3月7日 (2 年間)				
		新賃料 (税込)		内、消費税	税率	契約締結時預り敷金
	賃料	月額	116,600 円	10,600 円	10%	継続金額 318,000 円
	共益費	月額	— 円	— 円	—	償却 — %
	その他	月額	— 円	— 円	—	更新料 新賃料の 1 ヶ月分
	合計	月額	116,600 円	10,600 円	10%	※新賃料は 2024年3月 分よりとする
	賃料等振込先	[REDACTED]				
	入居者名簿	氏名	生年月日	役職	性別	連絡先
※本合意書に定めのない事項については、原契約によるものとする						

2024年 3 月 / 日

貸

主

所在
名称

登録番号 T6810913490132

借

主

住所 〒350-1123 川越市脇田本町14-29 杉田ビル702

氏名 山根ふみ子

電話 TEL049-257-6582 FAX049-257-6683

登録番号 T

立 会 人

東京都北区田端 5 - 1 2 - 1 1

西台不動産 株式会社

電話 03-5834-7218

登録番号 T3011501023659

整理番号	105
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費 【経常的経費】 6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費
-------------------------------------	---

支出年月日	R6年 3月 1日	支出額	89,383 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	3月分 事務所家賃		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 入間支部

③ 3月分 事務所家賃として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

 $99,000 + 314 (\text{口座振替手数料}) = 99,314$
 $99,314 \times 0.9 = 89,383$

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

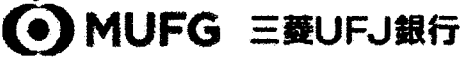
※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

105-1



照会口座 支店 普通
照会期間 2024年3月1日
絞り込み 全取引

2024年4月1日 19時19分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2024年 3月1日	99,314円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通 お預り金額合計: 円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

物件名		第一粕谷ビル 1階	
所在地		埼玉県入間市豊岡 3-10-1	
甲	賃貸人	所在地	
		社 名	
	賃貸人代理	所在地	東京都昭島市昭和町 1-13-10
		社 名	扶桑管理サービス株式会社
乙	旧賃借人	所在地	
		社 名	せんつい京子後援会
丙	新賃借人	所在地	
		社 名	泉津井 京子
丁	連帯保証人	所在地	
		氏 名	

地 位 承 継 覚 書

賃貸人（以下「甲」という。）と旧賃借人（以下「乙」という。）により 2023 年 2 月 15 日締結の賃貸借契約書（以下原契約という。）における、乙の賃借人たる一切の権利義務を 2023 年 5 月 1 日を以って、新賃借人（丙）に継承することを合意した。

尚、敷金の取り扱いに関して、甲、乙、丙、は、以下の通り合意した。

1. 原契約等の開始時に乙が甲に対して預託した敷金 321,000 円を丙が甲に預託すべき敷金に充当する。
2. 原契約等が終了した時は、原契約書の賃貸借契約約款第 6 条の定めに従い、甲は丙に敷金を返還する。

以下、本書締結の証として本書を 3 通作成し、甲乙丙各自署名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

2023 年 5 月 1 日

（甲）

住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]

（賃借人代理）

住 所 東京都昭島市昭和町 1-13-10
社 名 扶桑管理サービス株式会社



（乙）

住 所 [REDACTED]
氏 名 せんつい京子後援会



（丙）

住 所 [REDACTED]
氏 名 泉津井 京子



（丁）

住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]



賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023年2月15日に締結した下記物件に関する甲乙間の賃貸借契約について、2023年9月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡三丁目10番1号
物件名 : 第一粕谷ビル 1階

【賃料等内訳】

賃	料	/	99,000 円
口座振替手数料	/	314 円	
合	計	/	99,314 円

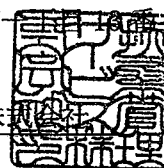
以上

賃貸人 (甲) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

賃貸人代理 住所 東京都昭島市昭和町一丁目10番10号

氏名 扶桑管理サービス株式



整理番号

106

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年 3月 1日	支出額	8,203 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	3月分 事務所駐車場料金		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 人間支部

③ 3月分 事務所駐車場料金として

④ 扶桑管理サービス株式会社

⑤ 泉津井 京子

$$8,800 + 314(\text{口座振替手数料}) = 9,114$$

$$9,114 \times 0.9 = 8,203$$

詳細は別紙添付

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。



照会口座 支店 普通
照会期間 2024年3月1日
絞り込み 全取引

2024年4月1日 19時19分現在

日付	お支払い	お預かり	お取引内容	差引残高
2024年 3月1日	9,114円		口座振替3 MHF)フソウカンリス	

支店 普通

お預り金額合計: 円

通帳コピー(入出金明細)が必要な場合は、この画面を印刷してご利用ください。
不要な部分はお手数ですが、黒塗りをお願いいたします。

Copyright(c) 2024 MUFG Bank, Ltd. All rights reserved.

賃料等内訳確認証

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という。)と賃借人 泉津井 京子 (以下「乙」という。)は、
2023 年 6 月 12 日に締結した下記物件に関する甲乙間の駐車場契約について、2023 年 9 月
分より発生した賃料等の内訳を甲は以下の通り証するものとする。

記

所在地 : 埼玉県入間市豊岡 3-806-1
物件名 : 豊岡第 1 スカイパーク駐車場

【賃料等内訳】

駐 車 料	/	8,800 円
口座振替手数料	/	314 円
合 計	/	9,114 円

以上

賃貸人 (甲) 住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

印

整理番号 242

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和6年3月5日	支出額	9,000 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使途	事務所駐車場賃料 3月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 10,000 円 × 0.9 = 9,000 円

③事務所駐車場
賃料3月分

ご利用明細				イオン銀行	
取扱店	機番	取引年月日	時刻	通番	
206	2824	3. 5	13:05	6280	
銀行番号	店番号	科目・口座番号等			
0040	1	****	*		

お振込み
お取引金額 ￥10,000
振込手数料 ￥0

お受取人
城北信用金庫
王子営業部
普通 #5073863
モリヤリツキ ヨウ(カ) 様

お振込依頼人
ウラネ タイスケ 様

お取扱日 2024年 3月 5日

イオン銀行コールセンター
0120-13-1089
カードの紛失・盗難については、
専用ダイヤル03-6832-1234に至急ご連絡ください。
年中無休24時間受付(通話料は有料となります。)

※ 領収書を重

※ 領収書を貼る際は、へがれつけないように、糊紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書

賃借人株式会社うめだ葬儀社を甲とし、貸借人白根大車庫を乙として、甲乙間に下記のとおり自動車駐車場の賃貸借契約を締結する。

第1条 甲は下記表示の駐車場を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

(1) 駐車場の名称 朝日駐車場

(2) 駐車場の所在地 埼玉県川口市朝日2丁目25番15

(3) 駐車場の区画番号 区画

第2条 乙は本駐車場を下記の車輛を駐車する目的にのみ使用し、これに反することはできない。

車輛番号

ただし、甲の了承を得た場合は前記車輛を変更することができる。

第3条 本契約の期間は、令和5年6月6日より令和6年5月31日までとする。ただし、期間満了の際、甲乙間で合意したときは契約を更新することができる。

第4条 賃借料は月額金 10,000円 (消費税 円込み)

とし、乙は毎月 未 日までにその翌月分を甲に持参し、又は甲の指定する方法により支払うものとする。1月未済の賃借料は、月額賃借料を日割した金額とする。

第5条 前条にかかわらず、公租公課の増額又は物価の高騰等の事情が生じたときは、双方の協議の上、賃借料の額を改訂することができる。

第6条 本契約締結と同時に、乙は敷金として金 10,000円を甲に支払う。この敷金は、本駐車場明渡時に存する延滞賃借料その他甲に対する金銭債務の弁済にあてるとし、甲が清算するものとする。

第7条 乙は甲の定める管理規則に従い本駐車場を使用するものとする。

第8条 乙は本駐車場を他人に転貸してはならない。

第9条 乙又は乙の関係者が本駐車場内の施設又は車輛等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第10条 天災、火災その他甲の責にやらない事故による車輛の損失又は盗難については甲は一切その責任を負わない。

第11条 本駐車場の保全、防火その他やむを得ない事由があるとき、甲は車輛の移動その他必要な措置をとることができるものとする。

第12条 乙が次の各項の一に該当する場合は甲は催告その他何等の手続きを要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 賃料の支払いを1月以上延滞したとき
- (2) 本駐車場上に甲に無断で建築造成をしようとしたとき
- (3) 乙が破産もしくは破産手続開始の決定を受けたとき
- (4) 本契約の定めの一に違反したとき

第13条 甲又は乙は1月以前に予告して本契約を解除することができる。ただし、乙は1月分の賃借料相当額の金銭を甲に支払い即時に解約することができる。

第14条 乙は本契約終了後直ちに本駐車場を明渡するものとし、次の各項の一に該当する場合はその内容に従うものとする。

(1) 乙が本駐車場を甲に返還するとき、本駐車場上にある車輛および物品を一切取り除いた上甲に明渡するものとする。

(2) 乙が前項の義務を履行せず又は乙が置き去った車輛、その他物品があるときは、乙がその所有権を放棄したものであるとして、甲が適宜処分しても乙は後日異議を申し立てない。

(3) 乙が本契約終了後明渡さなないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了まで賃借料相当額の2倍の損害金を支払わなければならない。

第15条 本契約に関する訴訟については、本駐車場所所在地を管轄する裁判所を甲乙合意の裁判所とする。

第16条 本契約書に記載のない事項については民法および慣習に従い、甲乙誠意をもって協議し円満な解決を図るものとする。

特約条項

本契約書に於けるが通期間として0.5月分を期限迄に納入手続きを完了のこと。

※賃借料振込みの場合、甲が指定する金融機関は下記のとおりとする。

〔指定金融機関〕

〔口座名〕

〔口座No.〕

上記契約の成立を証するため本証書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和5年6月1日

賃借人(甲)

住所

川口市本郷5丁目1番4号
株式会社うめだ葬儀社

氏名

梅田修弘

賃借人(乙)

住所

埼玉県川口市朝日ニ-47-7
白根大車庫

氏名

白根大車庫

中介業者

住所

東京都文京区本郷5丁目1番2-102号
守屋林業株式会社

商号

代表取締役 守屋勝男

TEL 03-3815-0556
FAX 03-3815-0568

氏名

整理番号

155

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年3月15日	支出額	10,949 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所 駐車場(4月分)
-----	--------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

06-03-15 送金

*12,000

IB

06-03-15 手数料

*165

$$12,165 \times 0.9 = 10,949$$

③ 事務所 駐車場(4月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

整理番号

155- 1

領 収 書 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

町田 皇介様

振込先変更のお知らせ

来月分（9月分）の駐車料金より、下記の口座に変更をお願い致します。

なお、振込期限は8月31日までをお願い致します。

記

埼玉縣信用金庫

口座番号

口座名義

2023年8月21日

ヤマハパーク
宮本町 8-8

パーキング 駐車場賃貸契約書

貸主 村 田 春 雄 上尾市宮本町7番15号 電話(771)2311番 と借主 町 田 皇 介 とは、
次の通り、駐車場賃貸契約を締結します。

1	場 所	上尾市 宮本町 8-8						
2	駐車場 区 画	[黒塗り]番						
3	車 両	車 名	プロジョー ステーション マゼン 青	登 録 番 号	[黒塗り]	特 約	登録車両以外 無断駐車厳禁 (日産エクストレル赤)	
4	賃 料	1 ヶ 月	12,000円 1台	支 払 方 法	当月末翌月分前納 指定銀行への振込		特 約	2ヶ月分滞納の 時は無催告解除
5	期 間	自 2019 年 10 月 9 日 至 2020 年 10 月 8 日			特 約	期間後は賃料支払により1ヵ月 ごとの自動更新とする		
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 車両相互間当事者負担				賃借人損害負担 施設内賃貸人賠償義務なし		
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止				特 約	違反のときは 無催告解除	
8	解 約	賃貸人 *1ヶ月前予告 賃借人 *1ヶ月前予告				解約可能 解約可能		
9	保証金	金 12,000円也 契約終了時明渡完了と同時に諸費用控除返還						
10	その他	賃貸人の定める管理規定によるほか賃貸人の指示による。						

契約日	2019 年 10 月 9 日
貸主	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号
借主	住所 (所在地) 氏名 (名称) 電話番号

村 パーキング
村 田 春 雄
上尾市宮本町7番15号
電話(771)2311番

町 田 皇 介
〒362-0036 埼玉県上尾市宮本町10-26
048-729-6272 佐藤ビル102

整理番号 151

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6 年 3 月 15 日	支出額	10,049 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所 セキュリティー 2月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

06-03-15 .送金	*11,000	IB タイヨウカンサイ
06-03-15 .手数料	*165	

$$11165 \times 0.9 = 10049$$

③ 事務所 セキュリティー 2月分

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

セキュリティ契約内容書

お客様：住所 上尾市宮本町10-26
氏名 町田多介様

埼玉県さいたま市北区日進町3丁目8番地
太陽管財株式会社 警備部

契約内容確認日 令和5年5月/日

業務対象施設	名 称	上尾市宮本町10-26		
	所在地	上尾市宮本町 10-26		
商 品 名	機 器 費 備	プラン	() お買い上げ・(✓) レンタル	
業務開始予定日	5 年 5 月 / 日	業務遂行期間	業務開始から 5 年 0 ヶ月間	
	区 分	金 額	金 額(消費税込)	
契 約 料 金	月額サービス料金	10,000 円	11,000 円	
	機 器 費	円	円	
	工 事 費	円	円	
支払の期限	1期12ヶ月間(ただし、第1期は、業務を開始した日から業務を開始した日の属する月の末日まで及び業務を開始した日の翌月1日から11ヶ月間とします。)のサービスに係るサービス料金(1ヶ月に満たない期間に係るサービス料金については、日割りとします。)を当該期間の最初の月の前月末日までに支払うものとします。ただし、第1期のサービスにかかるサービス料金並びに機器費及び工事費については、 年 月 日までに支払うものとします。			
支払の方法	第1期のサービス料金、機器費及び工事費		それ以降のサービス料金	
	金融機関預金口座自動振替・クレジットカード・銀行口座振込		口座振替	
	銀行口座振込の場合、振込手数料はお客様の負担とします。			

整理番号

153

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年3月15日	支出額	99,149 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃(4月分)
-----	------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 上尾・伊奈支部

口座名義人:町田皇介

06-03-15 .送金
06-03-15 .手数料

*110,000
*165

IB

$$110,165 \times 0.9 = 99,149$$

⑦ 事務所家賃(4月分)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 町田皇介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	佐藤ビル	1階 1号
所在地	(住居表示)埼玉県上尾市宮本町10-26	区画番号()
登記簿	(登記簿)	
構造	鉄筋コンクリート造/陸屋根/3階建/全4戸	
種類	店舗	新築年月 昭和45年11月
面積	約33㎡ (現況優先)	
附属施設	公営水道・東京電力	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県議会会派支部事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年7月1日 から 令和6年6月30日まで (3年間)
目的物件の引渡し時期 令和元年7月1日

(契約終了の通知をすべき期間) 令和5年7月1日から令和5年12月31日まで

頭書(4) 賃料等

賃料	月額110,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 (別途消費税相当額 円)
敷金	330,000円 (賃料3ヵ月分)		水道代 2000円
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月25日まで		
賃料等の支払方法	口座振込 持参先 口座引落 委託会社名		

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (氏名)町田 皇介
緊急連絡先 (自宅)TEL (勤務先)TEL (会社名・部署名)
(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主 氏名 住所
管理業者 貸主自主管理 所在地 TEL

頭書(7) この借物の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円連帯保証人 氏名 住所 極度額 3,960,000円 (月額賃料総額×36ヵ月)
円家賃債務保証業者の提供 する保証 円家賃債務保証業者 全保連株式会社	主たる事務所の所在地 東京都新宿区西新宿1-24-1 16F TEL: 03-6327-5840 問合せ窓口 0570-01-1083
	家賃債務保証業者 登録番号 国土交通大臣 () 第 号

頭書(8) 再契約に関する事項

借主は再契約を行う場合は再契約料として新賃料1ヶ月分を支払うものとする。本物件は老朽化につき入居時より10年目以降再建築の予定あり。

頭書(9) 特約事項

- 賃料は指定口座に振り込むものとする。
- 店舗又は事務所等出すゴミ (営業用廃棄物) については、乙が費用を負担し、責任をもって処理すること。
- 乙は、乙の責任において消防法・その他法令に関する法律を遵守する事とし各監督官庁への届出・許可等を申請しなければならない。
- 退去時において、借主は貸主に対して借主により設置された造作設備等の買取請求は一切行わないものとする。
- 契約期間中に本契約を解除するときは、貸主は6ヶ月前までに借主は3ヶ月前までに、それぞれの相手方に対し書面にて申し入れること。借主は明け渡しの際、移転料・立退き料の請求をしてはならない。
- 乙は、甲が指定する火災保険・保証会社に加入しなければならない。なお、再計算の際も同様とする。
- 自動ドア・照明・換気扇等は設置物の為、メンテナンス・交換は借主負担とする。

各 位

貸主名義変更により、2023 年 10 月振り込み(11 月分)
から下記に変わります。

・
・
・
・名義 



今後とも宜しくお願い致します。

整理番号 170

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年3月19日	支出額	89,139円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使 途	事務所家賃(令和6年4月分)
-----	----------------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部

按分の積算方法

(93,500円+振込手数料330円)×0.95=89,139円

③事務所家賃(令和6年4月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
取 扱 店	お 取 引 日	時 刻
79304	06-03-19	11:16
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥93,500	¥330
お取引後の残高(円)		お っ り
		¥6,170
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		
円 円 円 円		

振込金受取書 電信

お受取人
埼玉りそな銀行
浦和中央支店
普通 3852306
カ) タ イ フ ト ウ サ ン 様

タケタ カス ヒロ 様

電話番号 0486889898
取扱番号 190035

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

※ 領収

※ 領収書

(別

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借契約書

賃貸人(甲) 有限会社イースト商事		賃借人(乙) 武田 和浩	
契約要目表			
種 項	条 項	摘 要	
(1) 貸 室	第1条 第2条	本 物 件 名 称 イーストコーポ 所 在 地 埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1 構造規模 鉄骨造 陸屋根 地下0階付 地上2階建 用 途 事務所 業 種 賃貸事務所 区 画 1 階 (00D 号室) 契約面積 37.20 m ² (11.25 坪)	
(2) 賃貸借期間	第4条	2020年5月1日 から 2025年4月30日 までの 5 年間	
(3) 賃 料	第5条	85,000 円 (別途消費税 8,500 円) 月額計 93,500 円	
(4) 共益費	第7条	0 円 (別途消費税 0 円) 月額計 0 円	
(5) その他の乙が甲へ支払う月額固定費	第7条	名 目: 一 円 (別途消費税 一 円) 月 額 計 一 円	
(6) 保証金	第6条	170,000 円 非課税	
(7) 保証金償却	第6条	無	
(8) 賃料等支払先	第8条	金融機関名 口座番号 口座名義	
賃料等支払方法		翌月分を毎月 末 日迄に上記の口座へ振込みにて支払う。 乙が甲へ支払う更新料: 新賃料の 1 ヶ月分(別途消費税)	
(9) 更新費用	第4条	乙が甲へ支払う更新手数料: 新賃料の 0 ヶ月分(別途消費税) 甲が甲へ支払う更新手数料: 新賃料の 0.25 ヶ月分(別途消費税)	
(10) 解約予告	第4条、22条	満期、中途にかかわらず本契約を 甲から乙への通知は解約日の 6 ヶ月前迄 締結する場合の事前通知: 乙から甲への通知は解約日の 3 ヶ月前迄 1.「原状回復に関する事項」	
(11) 添付書類			

賃貸人(以下「甲」という。)と賃借人(以下「乙」という。)とは、甲が契約要目表(1)欄記載の貸室を乙に賃貸するにつき、乙が甲と賃貸借契約を締結し、その証として、契約書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、甲、乙各1通を保有する。

西 暦

2020 年 5 月 10 日

賃貸人(甲)

住所

埼玉県さいたま市見沼区東門前73-1
有限会社イースト商事

印

氏名

代表取締役 浅子 達

電話番号

賃貸人(乙)

住所

武田 和浩

氏名

電話番号

連帯保証人(丙)

日本総合保証株式会社 別紙「賃貸保証委託契約書」による。

仲介人

【宅地建物取引業者】

免許証番号: 埼玉県知事(11)第8048号
所在地: 埼玉県さいたま市浦和区大宮1-2番1号
エイベックスタワー10F 賃貸管理センター
商号・名称: 株式会社 大和不動産
代表者: 代表取締役 小山 康

【宅地建物取引士】

登録番号: [印]
氏名: [印]

整理番号	171
------	-----

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年3月19日	支出額	15,989円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	来客等駐車場賃借料(令和6年4月分 駐車スペース2台分)		

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市見沼区支部
---------	-------------------------

按分の積算方法
(16,500円+振込手数料330円)×0.95=15,989円

③来客等駐車場賃借料(令和6年4月分)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
取扱店	お取引日	時刻
79304	06-03-19	11:11
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥16,500	¥330
お取引後の残高(円)		おつり
		¥3,200
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) (硬貨)		
万円 千円 円		

お受取人
ご依頼人

振込金額受取書
タケタ カスヒロ様
電話番号 0486889898
取扱番号 190002

印紙税申告納付済
付印済
税務署承認済

※

※

使用すること。

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場使用契約書

（以下「甲」という。）と借主 武田和浩事務所 （以下「乙」という。）は、
頭書きに表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書き(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	さいたま市見沼区風越町4-346-8	No. ■■■
	名称	松井様駐車場	No. ■■■

車庫形式	来客用（事務所使用者）	登録番号	
------	-------------	------	--

頭書き(3) 契約期間

契約期間	令和5年 3月 7日 まで
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書き(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	18,000円(税込) × 2台 = 16,500円
敷金	0円
支払方法	現金・振込
支払期限	毎月 月末 までに翌月分を支払う

頭書き(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所	
管理業者	商号又は名称	水村商事株式会社	
所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前4-4番地3	TEL 048-684-8641	
賃貸住宅管理業登録制度登録番号	国土交通大臣(2)第 8016 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	4354		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士：登録番号 ■■■)	

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

頭書き(6) 連帯保証人

連帯保証人	氏名	住所	
	氏名	住所	
	氏名	住所	

頭書き(7) 更新に関する事項

・契約期間は2年間とし、更新を行う場合には、更新事務手数料として一台2,000円(消費税別途)を媒介業者へ支払うものとする。

頭書き(8) 特約事項

・相続が生じ土地の明け渡しが必要な場合は速やかに立ち退くものとする。
・駐車場内でのアイドリングは禁止とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名	住所	TEL
乙・借主 (法人の場合)	商号	代表者名	TEL
乙・借主 (個人の場合)	氏名	住所	TEL
丙	氏名	住所	TEL
連帯保証人	氏名	住所	TEL
土地賃取業者	商号(名称)	水村商事株式会社	代表者 水村 光一
			事務所所在地・TEL 048-684-8641
			免許取得番号 埼玉県知事 (14) 4120 号
土地賃取業者	氏名	登録番号	登録番号 ■■■
	業務に従事する事務所名	水村商事株式会社	
	事務所所在地	埼玉県さいたま市見沼区東門前4-3	
	TEL	048-684-8641	

※印は実印

整理番号

157

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
--	---

支出年月日	2024年3月24日
支 出 額	15,400×90%=13,860円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部の駐車場賃料 2台分(4月分)
支 出 先	株式会社ハッチ・ワーク

上記のとおり支出しました。

支出者名

水 村 篤 弘

月極駐車場一時使用契約同意書 (個人用)

賃借人は、下記月極駐車場の賃貸物件の利用に際し、所轄の月極駐車場一時使用契約の締結を希望する。その旨を十分に理解の上、

2023年6月1日の月極駐車場一時使用契約の締結は、2023年6月1日より、この同意書に添付の「月極駐車場一時使用契約」の締結を希望する。賃借人は、賃借人として、この同意書に添付の「月極駐車場一時使用契約」の締結を希望する。賃借人は、賃借人として、この同意書に添付の「月極駐車場一時使用契約」の締結を希望する。賃借人は、賃借人として、この同意書に添付の「月極駐車場一時使用契約」の締結を希望する。

※同意書は、内務省認定の「月極駐車場一時使用契約」の締結を希望する。その旨を十分に理解の上、

※2023年6月1日より、この同意書に添付の「月極駐車場一時使用契約」の締結を希望する。賃借人は、賃借人として、この同意書に添付の「月極駐車場一時使用契約」の締結を希望する。

※この同意書は、内務省認定の「月極駐車場一時使用契約」の締結を希望する。その旨を十分に理解の上、

以下の「色」の箇所を全て記入の上、ご返送下さい

フリガナ	スズキ サツキ	印	同意書 No. []
お名前	水村 篤弘	電話番号	04-2993-0080
メールアドレス	※今般のご連絡 (緊急時や万一の際に) に利用させていただきます。必ず記入ください。 atsuhiko @ mizuura.org		
〒359-0025	埼玉県所沢市上安松864-4		
住所	※上記住所が設置がある場合、新しい住所を以下に記入ください。		

支払方法	① 口座振替 (支払日: 毎月27日) 振替手数料がお客様負担 (一律200円別途税) ※振替名義は「サツキ」になります。
② 現金支払 (支払日: 毎月27日) 振込手数料がお客様負担 (最大880円)	

↑本契約期間中の支払方法の変更は随時できます。予めご了承ください。

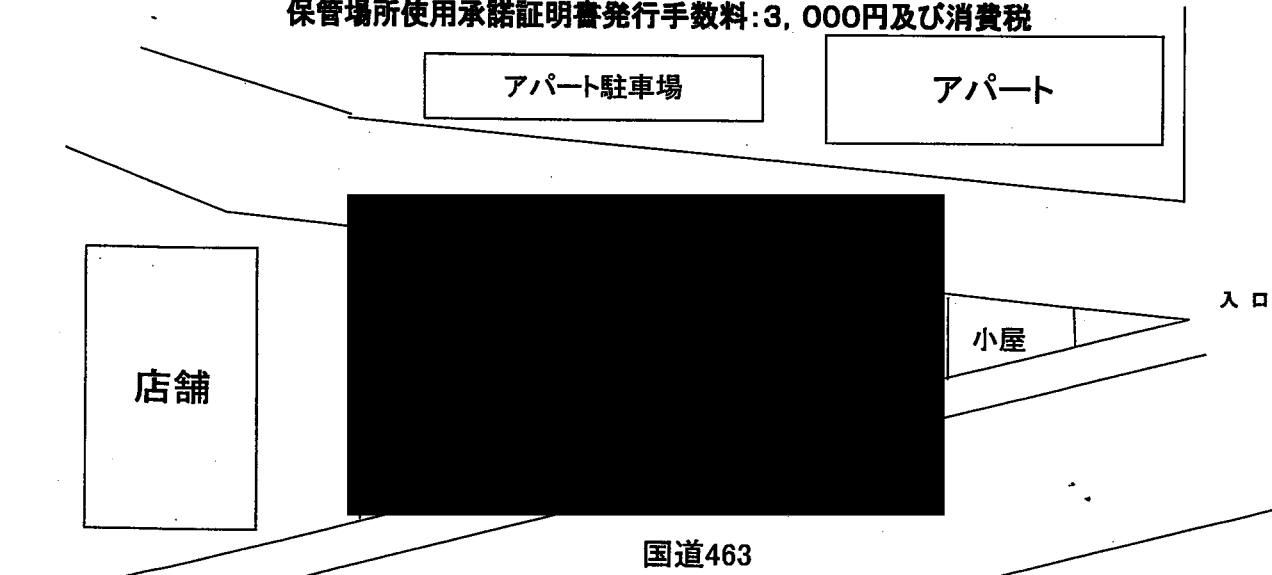
契約締結日	2023年5月31日	利用開始日	2023年6月1日	契約期間	1年間	次回更新日	2024年6月1日
サイズ制限	埼玉県所沢市東新井町262-5						
所在物件名	P所沢東新井町-01						
使用料等	月額: 7480 円 (税込)	契約区画	[]	契約台数	1		
特記事項	区画 001, 005 番は軽専用区画とする。区画 002 番は軽自動車および小型専用区画とする。区画 008 番は車両2台まで駐車可能とし、1台のみ利用の場合に料金の変更はないものとする。						
		更新料	3740 円 (税込)				

賃貸人 (甲)	株式会社いんま野サ-ビス 株式会社いんま野サ-ビス 株式会社いんま野サ-ビス
管理会社	〒358-0026 埼玉県所沢市小谷田4-6-11
丙: 兼金代行 管理会社	株式会社「サツキ」 株式会社「サツキ」 株式会社「サツキ」
	〒107-0062 東京都港区南青山2-2-8 DFCビル 東京都港区南青山2-2-8 DFCビル 東京都港区南青山2-2-8 DFCビル
	TEL 050-2018-3333 TEL 050-2018-3333 TEL 050-2018-3333

※ 本書の原本は甲の保管とする。乙丙は本書の複写を保管するものとする。

P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地: 埼玉県所沢市東新井町262-5
 賃料: 7,200円及び消費税/軽区画: 6,800円及び消費税/月・台
 ※No8 (縦列駐車可能) のみ賃料14,400円及び消費税
 保管場所使用承諾証明書発行手数料: 3,000円及び消費税



賃貸借契約書駐車場(新規)

1. 賃借の目的物

名称	P所沢東新井町-01	CD	
所在地	埼玉県所沢市東新井町262-5		

2. 契約期間

期 間	2023 年 03 月 10 日	2025 年 03 月 31 日
-----	------------------	------------------

3. 賃料等

月額賃料	7,200 円 及び消費税	毎月末日迄に翌月分を支払う
管理費	賃料の1ヶ月分及び消費税	振込
更新事務手数料	更新賃料の1ヶ月分及び消費税	
保管場所使用承諾証明書発行手数料	3,000円及び消費税	
その他		名義

4. 管理会社

名称	株式会社いるま野サービスほ台店	埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6
店舗ID	049-255-1711	049-255-6522

5. 駐車車両

車種		
台数		

賃借人 水村 篤弘
 賃借人 代表者の賃借の目的物(以下本物件といいます)について、以下の条項により賃貸借契約を締結し、
 (以下甲といいます)と
 (以下乙といいます)とは
 その証として、本書3通を作成し各自記名押印のうえ、甲・乙・丙がそれぞれ各1通を保有するものとします。

西 暦 2023 年 3 月 10 日

賃 貸 人 (甲) 住 所 埼玉県所沢市東新井町262

氏名・商号

賃 借 人 (乙) 住 所 埼玉県所沢市東新井町864-4

氏名・商号 水村 篤弘 電話 04-2993-0080

連絡先 電話番号 04-2993-0080

緊急連絡先 (賃借人以外の方)

氏名・商号 電話番号

免許番号 埼玉県知事 (9) 第 13577 号

甲の代理人 および仲介人(丙) 住 所 埼玉県富士見市西みずほ台1-19-6

名 称 株式会社いるま野サービスほ台店 店長 谷澤 慶太

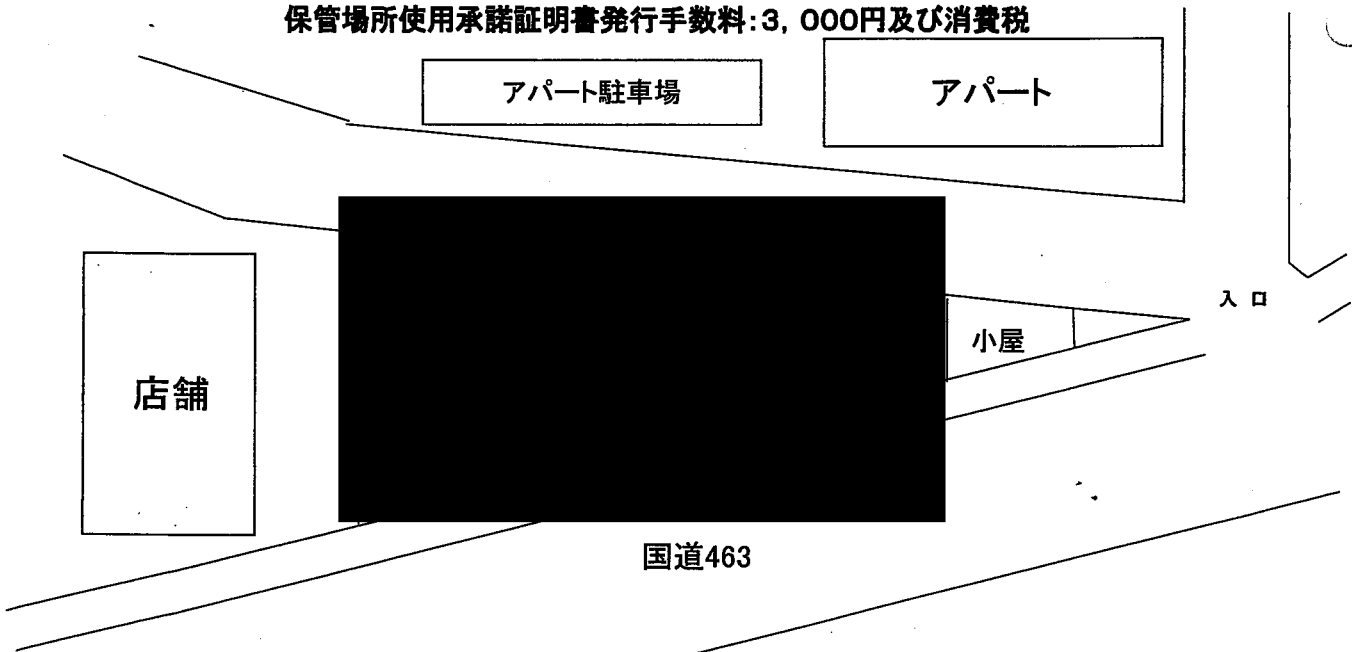
P所沢東新井町-01配置図 物件CD:

所在地: 埼玉県所沢市東新井町262-5

賃料: 7,200円及び消費税/軽区画: 6,800円及び消費税/月・台

※No8(縦列駐車可能)のみ賃料14,400円及び消費税

保管場所使用承諾証明書発行手数料: 3,000円及び消費税



整理番号

314

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
6:人件費 7:事務所費 8:事務費	
9:資料購入・作成費 10:交通費	

支出年月日	2024年3月26日	支出額	19,998 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	来客用駐車場代 4 月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

22,220 × 0.9 = 19,998 (賃料22,000円 + 送金料金 220円)
= 22,220円

- ③ 来客用駐車場代 4 月分
④ 株式会社 新香園 カ)シンカエン

⑤ 山根史子

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
06-03-26		通帳送金
記 号	番 号	
*****	*****	
取扱番号		
N044		00
		残高
埼玉りそな銀行 川越南支店 普通 93644 カ)シンカエン		
送金料金	220円	
振込予定	03-26	
ヤマネ		

ご利用いただきありがとうございます
ちよ銀行

※ 領収書は重ねて貼付し

※ 領収書を貼るスペース

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	川越市脇田本町 19-25
名称 (大野 駐車場)	内 第 号
車種及びナンバー、色	
賃料 総額	壹ヶ月金 20,000円也 (別途消費税)
敷金	金 20,000円也 (無利息の約定)
備考	※この書を敷金の預かり書とする。

貸主 (甲) と借主 (乙) は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃貸借の期間は 2024年 2月 / 日より 2025年 1月 31日迄 向う 壹ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することも出来る。

第2条 賃料の支払いは毎月 末 日までに翌月分を乙は甲方又は甲の指定した者に振込みにて支払うこと。万一壹ヶ月なりとも滞納した場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の持込をしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。

第7条 この車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならぬ。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は 壹ヶ月前に互いに通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

特約条項 (契約書に追)又は訂正した事項)

・乙の都合により本物件を解除する時は、壹ヶ月以前に甲に通告し、無き時は翌月壹ヶ月分の駐車料金を支払うものとする。
・甲が駐車場の閉鎖を希望する時は壹ヶ月以前にその旨を乙に通知し解約できるものとする
その場合には移転保証等に類する金銭的請求は絶対にしない事。
・契約車は乗用車のみとする。
・車庫証明発行について解約時には一切責任を負いません。
・乙は、指定された区画に無断駐車車両等があった場合、甲又は仲介業者は乙に対し責任を負わないものとする。

<賃料振込先>	埼玉りそな銀行 川越南支店
	普通 No. 4493644
	株式会社 新香園 (株) シカエ

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。
 2024年 12月 11日

貸主 (甲) 住所氏名	川越市脇田本町 15-17 シカエビル1F 株式会社 新香園
代理	
借主 (乙) 住所氏名	川越市新香園 14-29 新香園ビル1F 氏名 山根 史子 電話番号 049-235-1687

更新時は新賃料の0.5ヶ月分 (消費税) を更新事務手数料として申し受けます。

仲介業者

公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会会員 埼玉県知事免許(12) 第7087号	住 所 埼玉県川越市脇田本町 15-17
商 号 株式会社 新香園	電話番号 049-243-9492
代表者 新井 武士	宅地建物取引士 登録番号 氏名

整理番号

315

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	2024年3月26日	支出額	105,336 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使 途	事務所家賃 4月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川越支部

117,040 × 0.9 = 105,336

(116,600 + 440 = 117,040円)

賃料

送金料金

③ 事務所家賃 4月分

④ 様

ご利用明細票

お取扱日	店 番	お取引内容
06-03-26		通帳送金
記 号		

取	お取	
N		*116
		残高
埼玉 銀行		
川越		
普通		
送金	*440円	
振込予	06-03-26	
ヤマネ フミ		

ご利用いただきありがとうございます。

ゆきよ 銀行

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

貸室賃貸借契約更新合意書

貸主： [REDACTED] と借主： 山根 史子 の間で 2022 年 3 月 1 日 付締結の貸室賃貸借契約（以下「原契約」という）について、下記物件の賃貸借契約を下記条件により更新することを貸主・借主は双方合意した。その証として本合意書 2 通を作成し、貸主・借主は記名押印の上各自 1 通保有する。

賃貸物件	所在地	埼玉県川越市脇田本町 1 4 番 2 9 号				
	物件名称	杉田ビル 7階702号室				
	種類	事務所	専有面積	43.81㎡ (13.25坪)		
	構造	SRC・RC造	7 階建	7 階部分	築年	1989年6月4日
	駐車場					
賃貸条件	更新期間	2024年3月8日 ～ 2026年3月7日 (2 年間)				
		新賃料 (税込)		内、消費税	税率	契約締結時預り敷金
	賃料	月額	116,600 円	10,600 円	10%	継続金額 318,000 円
	共益費	月額	— 円	— 円	—	償却 — %
	その他	月額	— 円	— 円	—	更新料 新賃料の 1 ヶ月分
	合計	月額	116,600 円	10,600 円	10%	※新賃料は 2024年3月 分よりとする
	賃料等振込先	[REDACTED]				
	入居者名簿	氏名	生年月日	役職	性別	連絡先
※本合意書に定めのない事項については、原契約によるものとする						

2024年 3 月 / 日

貸主

所在

[REDACTED]

名称

登録番号 T6810913490132

借主

住所

〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町14-29 杉田ビル702

氏名

山根ふみ子

電話 TEL049-257-6682 FAX049-257-6683

登録番号 T

立会人

東京都北区田端 5 - 1 2 - 1 1

西台不動産 株式会社

電話 03-5834-7218

登録番号 T3011501023659

整理番号

146

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	令和6年3月27日	支出額	72,396 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
-------	-----------	-----	-------------------------------

使 途	事務所賃料 4月分
-----	-----------

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市北区支部

② (80,000 + 440) × 90%

※別紙

③ 事務所賃料 4月分

ご利用明細票

⑤口座名義：オガワヒサシ

※本日はご来店いただきありがとうございます。

年 月 日	取扱店番号	機械	処理番号	銀行番号
060327	059	010074	0133#	
種別	店舗番号	口 座 番 号		
09		***		
お取引内容	手数料	お 取 引 金 額		
お支払		¥80,440		
お取引時刻	お 取 引 後 残 高			
10:39	*****			
依頼人 オカワヒサシ 様 振込日 06-03-27 振込金額 ¥80,000 振込手数料 ¥440 0327010				
				印紙税等納 付につき大宮 税務署承認済

※ 領収書は重ねて貼付しない
 ※ 領収書を貼るスペースがない
 (別紙には整理番号(枝番))

<ご注意>

○暗証番号は他人に絶対知られないようご注意ください。銀行
 員が電話などで暗証番号をおたずねすることはありません。

武蔵野銀行

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(な記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

るよう

建物賃貸借契約書 (店舗・事務所用) (更新)

(1) 物件の表示

名称	フアインスカイ大宮	住戸番号	102
登記簿上所在地	さいたま市北区植竹一丁目 719番地15、719番地8、719番地9、719番地14		
住居表示	埼玉県さいたま市北区植竹町1-719-9		
構造	鉄骨造	地上3階建	内装面積 48.6㎡(登記簿上面積 160.)

(2) 業種及び使用目的

業種	事務所	使用目的	店舗・事務所
----	-----	------	--------

(3) 契約期間

始期	2022年11月15日	終期	2025年11月14日	3年	0ヶ月
----	-------------	----	-------------	----	-----

(4) 賃貸人及び管理人

貸主	住所	[REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]		
管理委託先	住所	〒 [REDACTED]		
	氏名	[REDACTED]		
貸主管理		電話番号 [REDACTED]		

(5) 賃借人及び緊急時の連絡先

借主名	小川 寿士	電話番号	[REDACTED]
住所	〒 [REDACTED]	電話番号	090-8564-7909
緊急時の連絡先	氏名 [REDACTED]	借主との関係	本人

(6) 賃料・その他の授受される金銭

賃料	月額 (別途消費税)	75,000円	権利金	(別途消費税)	-円
	月額 (別途消費税)	-円	礼金	(別途消費税)	-円
管理費及び共益費	月額 (別途消費税)	5,000円	敷金	賃料の0ヶ月分	-円
	月額 (別途消費税)	-円	賃料の3ヶ月分	225,000円	-円
建修料 (区別No. -)	月額 (別途消費税)	付無料円	償却時期	償却率	無%
	月額 (別途消費税)	-円	更新料	更新時 新賃料の1ヶ月 (別途消費税)	-円
	月額 (別途消費税)	-円	保証金償却	償却率	無%
	月額 (別途消費税)	-円	更新料	更新時 新賃料の1ヶ月 (別途消費税)	-円

(7) 支払方法

支払方法	翌月分を毎月 末 日までに振込にて支払う。
支払期限	振込先 (振込料借主負担)
	[REDACTED]

8) 連帯保証人及び家賃債務保証会社の利用について

保証形態	[] 個人による連帯保証 [] 家賃債務保証会社による保証	
連帯保証人	住所 氏名 [REDACTED]	
保証会社	氏名 [REDACTED]	

(特約条件) 本契約の特約については、下記の通りとする。

- (1) 乙は更新する際、更新料として新賃料の1ヶ月分を支払うものとする。なお、賃料の改定に伴い、保証金に差額が生じた場合は、その差額を預入又は返金するものとする。
- (2) 第9条第1項の相当の期間は3ヶ月とする。
- (3) 第11条第1項にかかわらず、原状回復をこの負担で行うものとする。
- (4) 外置板を使用する際は、使用料が発生します。
- (5) 平成22年11月の新築賃貸借契約の直後に、甲と乙は借主名義を「小川ひさしと歩む会」から小川寿志に変更した。平成25年の更新時に、借主名義と敷金預託の名義を変更する。なお、連帯保証人は [REDACTED] とし、借主の原状回復義務は小川ひさしと歩む会の使用時からとする。

本物件登記簿に記載された現在事項の前契約時からの変更	□有	■無
変更内容		

下記賃主(甲)と借主(乙)は、本物件について上記のとおり賃貸借契約各条項及び特約条件を承認の上、締結したことを証するため、本契約書2通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有する。

2022年9月13日

貸主(甲) 住所 氏名 [REDACTED]

代理人 東京都町田市森野1-8-3 朝日リビング株式会社 代表取締役 田代 雅司

借主(乙) 住所 氏名 [REDACTED]

小川 寿士

契約更新業務代行業者

国土交通大臣免許(13)第2135号
東京都町田市森野1-8-3
朝日リビング株式会社 営業所 朝日リビング株式会社 担当営業所 朝日リビング株式会社 営業所

整理番号	159
------	-----

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	2024年3月27日
支 出 額	82,720×90%=74,448円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使 途	埼玉民主フォーラム 所沢支部事務所の 賃料及び集送金手数料 (4月分)
支 出 先	株式会社セイワランドック

上記のとおり支出しました。	
支出者名	水 村 篤 弘 

賃貸借 (更新) 契約 合意書

物件名 : タイびる航空公園 202 号室

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

貸主及び借主は、 2015年5月1日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを 双方合意した。

1. 期 間	2021年5月1日	より	2024年4月30日	までとする。
2. 敷 金	210,000 円			
3. 賃 料	月額総額 77,000 円	(本体)	70,000 円	消費税 7000 円)
4. 管理・共益費	月額総額 5,500 円	(本体)	5,000 円	消費税 500 円)
5. 駐車場使用料	月額総額 0 円	(本体)	0 円	消費税 0 円)
6. 特 記 事 項				

1. 原契約の継続について、賃貸人(甲)と賃借人(乙)間の協議が成立したので、本合意書 2. 通を作成し各々署名捺印のうえ、賃貸人と賃借人各一通保有するものとし、本合意書に定めなき事項については原契約の各約定および特定条項を継承するものとします。
2. 2020年4月の民法改正に伴い、改正後は新しい民法が適用となります。以下、一部抜粋【賃借物の修繕】(賃借不動産の修繕)【賃借人の原状回復義務及び除去義務】(敷金)【一部滅失等による賃料の減額等】(債務の保証)【連帯保証人の極度額の設定】

今ね3年 3月31日

貸主(甲) 住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12

氏名: 株式会社セイワランドック

借主(乙) 住所: 埼玉県上野松 86-4

氏名: 水村 篤弘 印 TEL: 04-2913-0080

勤務先住所: サリタキテ浦和区高砂3-15-1

勤務先氏名: 埼玉県議会 勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所: [REDACTED] TEL: [REDACTED]

連帯保証人

氏名: [REDACTED] 印 TEL: [REDACTED]

管理会社 免許番号: 埼玉県知事(3)第20719号

住所: 埼玉県所沢市喜多町17-12

会社名: 株式会社セイワランドック

代表者: 羽迫 務

取引主任者: [REDACTED] 登録番号: [REDACTED]

〒359-0034

埼玉県所沢市東新井町256-1

タイびる航空公園202

水村 篤弘 様

管理会社
所沢市喜多町17-12
株式会社セイワランドック

2019年8月31日

消費税率改定に伴う賃料変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご周知の通り2019年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなりました。それに伴い、貴殿との賃貸借契約におきまして新税率が適用になります旨ご通知申し上げます。

つきましては下記のとおり、お支払い頂きますようお願い申し上げます。
ご質問等ございましたら、下記連絡先へお問い合わせ下さい。

何卒 ご理解の程、お願い申し上げます。

敬具

記

物件名 : タイびる航空公園 No. 202

所在地 : 埼玉県所沢市東新井町256-1

支払方法 : 口座振替(前家賃)

2019年9月分(8/27引落)まで 81,000 円

2019年10月分(9/27引落)以降 82,500 円

※賃料等と合算して口座振替手数料が引落となります。手数料は11月分より10%へ引き上げとなります。

<税率改定後 内訳>

賃料	70,000 円	消費税	7,000 円	77,000 円
管理費 共益費	5,000 円	消費税	500 円	5,500 円
合 計				82,500 円

以上

ご不明点等のお問い合わせは下記へご連絡下さい。

2019年11月分より
株式会社セイワランドック 220 円

◆連絡先

株式会社セイワランドック TEL: 04-2920-3388

整理番号 377

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

23,300 × 90%

支出年月日	6年3月27日	支出額	20,970 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所倉庫費		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

06-03-27	振替	*23,300	DF.チンリョウ
06-03-27	振替	23,300	DF.チンリョウ

口座名義人: 木村勇夫

内訳 {

- ・ 倉庫賃料 23,100円
- ・ 振替手数料 200円

③ 事務所倉庫費

④ 株式会社 平和不動産

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

レンタルボックス賃貸借契約書

賃 貸 人 株式会社 平和不動産 (以下、甲という)

賃 借 人 木村 勇夫 (以下、乙という)

緊急連絡先人 別紙記載 (以下、丙という)

乙が甲のレンタルボックスを使用するため、緊急連絡先人を指定し、下記の通り、
甲乙間においてレンタルボックス賃貸借契約（以下、本契約という）を締結する。

第1条（使用区分等）

所在地：埼玉県さいたま市南区白幡6丁目18-3（レンタルコンテナ武蔵浦和・)

レンタルボックス番号： 号

レンタルボックスタイプ：475タイプ

第2条（使用目的及び範囲）

乙は本コンテナを動産の保管場所として使用するものとし、住居事務所、作業所等の目的外の使用をしてはならない。また使用の範囲はあくまでコンテナ内部のみとし、外部及び通路に一切の物品を置いてはならない。

第3条（期間及び更新）

1. 契約期間は平成29年7月21日から平成30年7月末日までとする。
ただし、契約期間満了の日の1カ月前までに契約当事者双方より解約の申し出がなく、乙が本契約の内容を遵守している場合、更に1年間この契約を更新するものとし、その後も同様の措置とする。
2. 前項更新の際、乙は甲に更新料として賃料の1カ月分を支払うものとする。
3. 但し、乙が更新に至る迄、賃料の未納及び遅延及び乙が保管する動産によるトラブル等が1度でもなかった場合、更新料は「サービス」するものとする。

第4条（月額賃料）

賃料は、消費税込み 月額 23,100 円とする。

（内訳：賃料 円・消費税 円）

第5条（賃料の支払い方法）

1. 乙は本契約締結時、甲に対し当月、翌月及び翌々月分の賃料を支払う。
2. 乙は上記1の支払い後、乙の銀行口座より振替の方法で毎月27日迄に翌月分として賃料を支払う。

但し、金融機関の銀行口座振替手続き等に遅れが生じ、振替が出来なかった場合、甲は乙に通知し、乙は速やかに下記記載の甲の銀行口座へ振込の方法で支払うものとする。
また、乙は口座振替手数料（1回200円で、口座残高不足による振替が不能時でも必要となります）及び振込の際の手数料を負担する。

賃料の振込口座：

整理番号

378

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】	
	1:調査研究費	2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】	
	3:広聴費	4:要請・陳情等活動費
	5:広報費	
	【経常的経費】	
	6:人件費	7:事務所費
	8:事務費	
	9:資料購入・作成費	10:交通費

支出年月日	6年3月28日	支出額	8,280 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場代 4月分 (辻4丁目)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

06-03-28 振替 *9,200 RKS(サイタマフォーラム)

06-03-28 振替

9,200 RKS(サイタマフォーラム)

口座名義人: 木村 勇夫

③ 事務所駐車場 4月分 (辻4丁目)

内訳 {

- ・ 4月分賃料 9,000 円
- ・ 振替手数料 200 円

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

賃貸借更新契約書

物件名:栗原辻4丁目駐車場

No. 3021

所在地:埼玉県さいたま市南区辻4-12

契約者名: 本村 勇夫 様

貸主及び借主は 2022年12月25日 付賃貸借契約書記載の条件を次の通り更新することを
双方合意した。

1. 期 間 2023年12月25日 より 2024年12月24日 までとする。
2. 敷 金 円
3. 賃 料 月額 総額 9,000 円 (本体 9,000 円 消費税 0 円)
4. 口座振替代 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
5. 共 益 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
6. 付属施設料 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
7. 雑 費 月額 総額 円 (本体 円 消費税 円)
8. 特 記 事 項 [更新事務手数料] 3,000円 + 消費税
その他事項は原賃貸借契約書の内容をそのまま継承する。

2023 年 11 月 16 日

貸 主

住所:

氏名:

借 主

住所:

氏名:

本村 勇夫

印

TEL

勤務先住所: さいたま市浦和区高砂3-15-1

勤務先名: 埼玉県庁

勤務先TEL: 048-824-2111

緊急連絡先

住所:

氏名:

TEL:

住所:

氏名:

TEL:

仲介業者

免許番号: 埼玉県知事 (9) 第12149号

住所: 埼玉県さいたま市南区白幡3-12-15

会社名: 有限会社埼玉ホーム

代表者: 里中 宗一郎

宅地建物取引士:

登録番号:

整理番号

382

政務活動費 領収書等貼付用紙

経 費 区 分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年3月28日	支出額	$(106,500 + 106) \times 90\%$ 95,945 円 ※ 政務活動費を充当した金額を記載
使 途	事務所賃借料(4月分)		

領 収 書 等 貼 付 欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10403	06-03-28	16:33
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥110,378	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		備 認 証
円 円 円		円
お振込明細またはご案内		
電信		
サイタマリソナ		
ムサウラワ		
普通 1438189		
1) ハックアップ様		
登録番号 0002		
キムラ イサオ様		
ご依頼人	電話番号	印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済
	取扱番号 280002	

③ 事務所賃借料4月分

【内訳】

- ・事務所賃貸料 106,500 円
- ・水道代 3,878 円

内、賃貸料分

振込手数料 106,500

$$110 \times \frac{106,500}{110,378} \approx 106$$

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

更新 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社バックアップ (以下「甲」という。)と借主 木村勇夫 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	バックアップ 室	1階101号
所在地	(住居表示) さいたま市南区白鶴6-12-1 (登記簿) さいたま市南区白鶴六丁目1294番地12	
建造物	木造/亜鉛メッキ鋼板葺/2階建/全4戸	
種類	店舗・事務所	新築年 昭和57年11月
面積	33.81㎡	月
附属施設		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

2023年7月1日 から 2025年6月30日 まで (2年間)	
目的物件の引渡し時期	平成29年7月1日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 95,000 円	管理・共益費	月額 18,190 円
家財保険料	28,430 円	敷金	196,000 円
附属施設料	月額 (別途消費税相当額 円)	保証金	(賃料 カ月分) 円
償却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 数		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月	日まで	
賃料等の支払方法	口座振込	持参先	
	口座振引落	委託会社名	

頭書(5) 借主緊急連絡先

事業用賃貸借契約書(事務所)1/10

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '22.05

(氏名)	木村 勇夫
緊急連絡先(担当者)	(自宅)TEL [REDACTED]
(勤務先)TEL	048-822-2111 (会社名・部署名) 巧三屋 片
(携帯)TEL	[REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 (有)バックアップ
住所	さいたま市南区文蔵4-29-13

管理業者	商号又は名称 (有)バックアップ
所在地	さいたま市南区文蔵4-29-13 TEL 048-839-8806
「賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。	※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

所有 者 氏名 [REDACTED]

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	□連帯保証人	氏名	
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	□連帯保証人	住所	
		担保額	円
		家賃債務保証業者名	日本セーフティ株式会社
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1江戸堀センタービル19階
		家賃債務保証業者登録番号	国土交通大臣(2)第8号

頭書(8) 更新に関する事項

1. 契約条項第2条第2項の通りとする。
2. 更新時、乙は更新料として新家賃の1ヶ月分(税込)と更新事務手数料として新家賃の4分の1ヶ月分(税別)を甲に支払うものとする。

事業用賃貸借契約書(事務所)2/10

©公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 '22.05

整理番号

384

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	6年3月8日	支出額	8,910 × 90% 8,019 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			
使 途	事務所駐車場代 4月分 (白幡6丁目)		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム さいたま市南区支部

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。  埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017		***
取扱店	お取引日	時刻
10403	06-03-28	16:32
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥8,800	¥110
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		生体認証
円 円 円		円

お振込明細またはご案内

電信

おサイタマリソナ
受ムサツウワ
取普通 5207769
人カ)ツツ"コウサン様
登録番号 0007
キムラ イサオ様

電話番号

取扱番号 280006

印紙税申告納
付につき浦和
*税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

- ※ 領収書に貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

駐車場賃貸借契約書 (更新)
《 駐車場名 : 第4ベストパーキ 》

※駐車位置 NO

●所 在	さいたま市南区白樺6丁目1384, 1385番
●賃 料	1ヶ月 金7,500円也 (別途消費税10% 750円)
●管理料	1ヶ月 金 500円也 (別途消費税10% 50円)
	月額合計 金8,800円也
●敷 金	金8,250円也
●駐車車両	車種: / 7 ナンバープレート:

貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上、本契約を締結する。
その証としてこの契約書2通を作成して各自1通を所持する。

- 第1条 (契約期間) 期間は、令和6年1月10日より令和7年1月9日迄向う1年間とする。
但し、期間満了時、甲による駐車場の用途の変更(建物建設等)及び売却が無い場合、本契約を更新することが出来るものとする。
第2条 (賃料) 賃料の支払は毎月末日迄に翌月分を乙は指定口座に振り込むこととし、万一1ヶ月以上滞り続けた場合は、敷金の有無に関わらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。尚、賃料の支払いは担保のため頭金として甲に預託するものとする。
第3条 (敷金) 乙は、敷金返還の振込手数料については、敷金から差し引くものとする。
第4条 (通知義務) 乙は、甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。契約車両を変更する場合には、予め甲に申し出て承認を得なければならない。又、借主権の譲渡及び転賃は絶対禁止とする。提出しなればならない。又、消火設備の設置、消防法その他の法令等により危険物として指定(警備注意義務)駐車場は常に清潔に保たれ、境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切しないこと。
第5条 (免責) 乙の車に場内にて他車による事故発生、或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲及び管理会社は乙に一切責任を負わないものとする。
第6条 (損害賠償) 乙又はその代理人・使用者・運搬者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、その損害を賠償しなければならぬ。
第7条 (賃料改正) 甲は、契約期間内において、近隣相場との比較及び地域駐車場事情の変動等により値上げできるものとする。
第8条 (解約予告) 甲・乙双方の都合により本契約を解除する時は、2ヶ月前に互いに通告し、期間満了と同時に乙は完全に明け渡すものとする。解約時の日割り計算は行わないものとする。尚、乙が明渡しをしないときは、本契約終了の翌日より明渡し完了までの駐車場使用料の2倍に相当する損害金を支払わなければならない。
第9条 (管理料) 管理料については、管理会社に支払われるものとする。また、乙は再契約に際し管理会社へ更新手数料を指定口座に振り込むものとする。尚、振込手数料については、乙の負担とする。
第10条 (駐車位置) 駐車位置はNOとする。(現状有姿)
第11条 (禁止事項) 駐車場内での駐停車中のフライングは禁止とする。
第12条 (税法改正) 税法改正等により、消費税率の変動及び課税対象範囲の見直し等があった場合には、改正が実施されたその日より適用されるものとする。
第13条 (放置車両) 賃料の不払いがあり連絡を取る事が出来ない状態でお車の残置があった場合、管理会社にてお車のご移動及び廃棄等の処分を行うことに異議はないものとする。
第14条

注 意 事 項

1. 当社管理の駐車場につきましては、普通・小型乗用車・軽乗用車及び、トラック・ライトバン(幅2.3m×長さ4.8m以下の車両に限る)のみとさせていただきますのでその旨ご注意ください。
2. 1以外の車両、改造車(騒音の原因となるもの)・通常より車高が低く入口の出入りできない車等のご利用はお断りさせていただきますのでその旨ご了承ください。
3. 車庫証明をとられる場合、当社の管理印が必要となりますので、必要の際は当社までご連絡下さい。又、発行の際に手数料として2,000円(別途消費税)をいただきますので、その旨ご了承ください。
4. ご契約者のご住所・お電話番号等のご連絡先、お車の車種やナンバー等に変更が生じた場合には、必ず当社までご連絡下さいようお願い申し上げます。

反社会的勢力でないことの確約事項

- (反社会的勢力の排除) 甲及び乙は、
(1) 甲又は乙が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこと。
(2) 甲又は乙が反社会的勢力に自己の名義を利用せず、次の行為をしないこと。
(3) 自ら又は第三者を利用して、
①相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
②偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
(禁止事項) 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。
第2条 (1) 本物件を第三者に使用させ、もしくはその占有を移転し、または本契約上の権利を譲渡する等、甲に損害を及ぼすこと。
(2) 本物件を反社会的勢力の活動の拠点に供すること。
(3) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは粗暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(4) 本物件を反社会的勢力に占有させ、又は反復継続して反社会的勢力の出入りさせること。
(契約の解除) 甲又は乙の一方について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
第3条 (1) 第1条の確約に反する又は自ら反社会的勢力に該当した場合
(2) 本契約締結後に自らに定める行為を行った場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

【振込先】



令和 5 年 12 月 25 日

貸主(甲) 通怡請求書発行事業者登録番号 T5810477315536

住 所

氏 名

借主(乙) ※乙は別添「駐車場における個人情報のお取扱いについて」にも同意したものである。

住 所

氏 名 木村 勇太

電 話

緊急連絡先 ※電話番号を記入

(媒介・代理) 業者

国土交通大臣免許 (10) 第12100号
埼玉県知事免許
埼玉県知事免許

所在地 さいたま市南区根岸5丁目18番15号
宅建取引士(記名捺印)
取引士登録番号

商号 株式会社 興産
代表者 代表取締役 大野 時範
氏 名

整理番号 187

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	R6年3月28日	支出額	94,710 × 0.9 85,239 円
※ 政務活動費を充当した金額を記載			

使途	事務所家賃 4月分
----	--------------

領収書等貼付欄	埼玉民主フォーラム さいたま市浦和区支部
---------	-------------------------

口座名義人: 野本 怜子

2124--3-28 RKS(タイワフツウカン)

94,710

$$94,710 \times 0.9 = 85,239$$

③ 事務所家賃 4月分

④ (株)大和不動産

※ 領収書は重ねて貼付しないこと。

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。

(別紙には整理番号(枝番)を付すこと。)

※ 領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6-12
グローバル県庁前 201

野本 怜子 様

発行日 2023年11月04日

株式会社大和不動産 管理経理係

〒330-0063

埼玉県さいたま市浦和区高砂1-2-1

エイペックスタワー浦和オフィス西館7階

TEL : 048-833-4800

自動引落開始の御案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、表記の件につきまして下記の通り実施致したくお願い申し上げます。

敬具

毎月お引落額: 94,710 円

毎月 28 日(休日時は翌銀行営業日)

(初回お引落予定額: 94,710 円 初回引落日予定日 2023年11月28日)

内訳 (※動費除く)			金額	税額	税込額
グローバル県庁前	201	家賃	86,000 円	8,600 円	94,600 円
合計			86,000 円	8,600 円	94,600 円

口座振替手数料(消費税込)	110 円
---------------	-------

内訳 (※動費除く)	

引落日前日までに、引落口座の預金残高をご確認ください。
なお、印鑑相違などの書類不備により、お引落の手続きができない場合は、後日書類を改めてご記入いただくことがあります。また、上記記載の通り口座振替手数料がかかりますのでご了承ください。

請求金額: 口座振替手数料110円(うち、消費税額10円)適用税率10%

弊社のインボイス登録番号: T6030001004982

取引内容: 賃料等を口座振替にて支払う際の口座振替手数料

銀行	みずほ	支店	
口座種別	普通	口座番号	***
フリガナ	ノモトレイコ		
名義人	野本 怜子		

9. 損害賠償額の予定または違約金に関する事項
 1. 借主は、借主又はその同居人の故意又は過失により本物件を毀損若しくは汚損し、又は第三者に損害を与えたときは、直ちにこれを賠償するものとします。
 2. 契約解除通知後の明渡し期日の遅延による貸主の損害は借主が責めを負うものとします。
 賃貸借契約書第12条、第19条、第24条、第28条、第29条参照。

10. 法令に基づき制限の概要

法令名	内容
新住宅市街地開発法	無 新住宅市街地開発法第32条第1項「新住宅市街地開発事業の工事完了の公告の日の日から起算して10年間は、造成地等やその上に建築された建築物に関する所有権、地上権、賃借権等の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。」
新都市基礎整備法	無 新都市基礎整備法第1条「土地処分があつた日の翌日から10年間は、開発調整地区内の土地、建築物等が施行されるべき土地を移転し、又はその土地の上に建築された建築物に附する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。」
流通業務市街地整備法	無 流通業務市街地整備法第1条「流通業務市街地造成事業にかゝる工事完了の公告の日の日から起算して10年間は、造成地等やその上に建築された流通業務施設やその建築物に附する所有権、地上権、賃借権等の権利の設定または移転については、当事者は、都道府県知事の承認を受けなければならない。」
農地法	無 農地法第13条第1項「一部または全部農地の所有権を受けた者が、開墾を完了すべき時期から5年を経過する前において、その所有権を受けた土地の一部につき所有権の移転や用途権の設定・移転をする場合には、当事者は都道府県知事の許可を受けなければならない。」

11. 支払金または預り金の保全措置の概要

保全措置を講じるかどうか 講じません。

12. 本物件が造成地防災区域に否か

造成地防災区域 区域外

13. 本物件の存する区域

土砂災害警戒区域 区域外

14. 本物件が津波災害警戒区域内に否か

津波災害警戒区域 区域外

15. 水防法の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地建築物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水	雨水出水(内水)	高潮
水害ハザードマップにおける宅地建築物の所在地	有	無	無

16. 石炭使用調査内容

調査結果記載の有無 無

調査項目	調査結果
調査年月日	
調査結果	
使用の有無	
備考	本物件のうち建築物について、ガス・石油(石炭)使用の有無に関する調査結果の記載が保存されているかについて貸主に問い合わせたところ、記載は無いと回答されております。

17. 耐震診断の内容

耐震診断の有無 無

調査項目	調査結果
調査年月日	
調査結果	
備考	全部事項証明書(建築物登記簿)の竣工年月日: 1971 年 01 月 31 日 (居住用建築物は昭和56年12月31日以前のもの、事業用建築物は昭和58年5月31日以前のもものは調査対象となります。但し、耐震診断の実施自体を行うことを義務付けたものではありません。)

18. 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

調査項目	調査結果
調査結果	既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年以内に実施したものがある場合、開示します。

19. 用途その他の利用の制限に関する事項

用途制限	その他
用途制限	貸借借契約書第2条参照。
利用の制限	貸借借契約書第15条参照。

20. 敷金・保証金の精算に関する事項
 賃貸借契約書第10条参照
 敷金・保証金は本契約終了後、貸借人(貸借人)が貸借を完全に明け渡し、貸借人の貸借人に対する一切の債務に充当したあと、なお残額があれば、貸借人はこれを貰い、60 日以内に返還します。

21. 金銭の貸借のあっせん

あっせんの有無 業者によるあっせんはありません。

22. 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	住所(主たる事務所の所在地)・TEL	代表者(代表取締役)の氏名・TEL
株式会社大和不動産 管理課	さいたま市浦和区高砂1丁目2-1エー・ビー・シー・ビル 浦和中央郵便202	0120-319-208
登録年月日及び登録番号		

23. 注意事項

- 賃料・共益費・仲介手数料・その他諸費用等に関する事項については、別途諸費用をご負担いただきます。
- 本契約に基づき、借主が貸主または貸主・共益費・その他諸費用等につき、消費税法等により課税される消費税、地方消費税は借主の負担とし、借主はその法定税率に依り賃料・共益費・その他諸費用等に計算して貸主へ支払うものとする。なお、契約期間中に税率に決定があった場合にはその決定後の新消費税率を適用して計算します。
- 借主のその用途に伴い、消防署などから指摘された事項は、借主の費用負担にて対応してください。
- 本物件の用途地域は 商業地域 3,405,600円 です。
- 本契約の連帯保証人の総数は 3 名です。
- 借主は本契約の締結に先立ち、民法465条の10第1項各号に規定する、借主の財産状況等に関する情報を連帯保証人に必ず提供してください。
- 表記の契約面積は実測面積ではなく、方一実測した面積と異なっている場合であっても、そのことに起因する賃料等の増減はしません。
- 借主はその使用目的において、防火、防犯、警備、保管等一切または届け出が必要の場合には借主は費用負担と責任において行う必要があります。
- 借主は賃借契約から生じる貸主への債務を担保するために、借家人賠償責任保険の加入を要する場合があります。
- 借主は修繕・修繕に際して、本契約が終了し退去する日までに修繕の「原状回復仕様書」に依り、原状回復工事を施工し、本物件を貸主へ明け渡してください。なお、その費用は経年劣化や自然損耗に起因する全て借主の負担です。
- この「原状回復仕様書」において、甲は貸主のことであり、乙は借主のことです。
- 修繕物の修理・修繕の保証は無い。残置物の撤去・処分は貸借人もしくは管理会社に報告・承諾の後行ってください。
- 修繕事項は、賃貸借契約書を参照してください。
- (以下、注意事項参照。)

24. 添付書類	6. 水害ハザードマップ
1. 原状回復仕様書	
2. 全部事項証明書(登記事項証明書)	
3. 貸主の登記事項証明書	
4. 地図	
5. さいたま市都市計画図	

以上の重要事項について、宅地建物取引士より(宅地建物取引士証)を提示のうえ説明を受け、重要事項説明書及び付属書類を受領しました。また、前記仲介手数料を支払うことを承諾しました。

住所 さいたま市浦和区神明1-24-18

西暦 2023 年 9 月 25 日

借主名 野本 怜子



整理番号 247

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】
	6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費
	9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	令和6年3月29日	支出額	72,000 円
		※ 政務活動費を充当した金額を記載	
使途	事務所賃料 4月分		

領収書等貼付欄

埼玉民主フォーラム 川口支部

・埼玉民主フォーラム川口支部

・案分の積算方法 80,000 円 × 0.9 = 72,000 円

事務所賃料 4月分

領収証		No. _____
埼玉民主フォーラム川口支部 様		2024年3月29日
★ ￥80,000-		
但 事務所賃料 4月分		
上記正に領収いたしました		
内訳		
税抜金額	埼玉県川口市坂下町1-8-1 モンパルテ20	
消費税額等(%)	株式会社 アイデアル	
	代表取締役 佐野 恵 緒	

※ 記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※ 按分した場合は、積算方法を余白に記入すること。

事業用建物賃貸借契約書

頭書

(1) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	名 称	朝日二丁目事務所【鈴木邸】			棟	階	号室	
	所 在 地	住居表示	川口市朝日二丁目17番7					
		登記簿	川口市朝日二丁目17番7					
	用 途	☒ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 店舗事務所 ☐ 倉庫 ☐						
	種 類	☐ マンション ☐ ビル ☐ 戸建 ☐ アパート ☒ 戸建の一部						
	構 造	木造瓦・亜鉛メッキ鋼板葺2階建					戸 数	戸
	床 面 積	39.66㎡の一部26.44㎡	間 取 り					
	建築時期	昭和 51 年 8 月新築（大規模修繕を 年実施）・ ☐ 不詳						
附属施設	なし							

(2) 事業内容

政務活動用事務所

(3) 契約期間

始期	2023 年 5 月 1 日 から	4年間	目的物件の引渡し of 時期
終期	2027 年 4 月 30 日 まで		年 月 日

(4) 賃料等

賃 料 ・ 共 益 費 (管 理 費)		内 訳 等	
賃 料	月額 75,000 円	(内消費税等 7,500 円)	
共益費(管理費)	月額 5,000 円	(内消費税等 500 円)	
	共益費(管理費)には次のものを含む ☒ 上下水道使用料 ☐ 電気料 ☐ ガス料 ☐ その他 ()		
賃料・共益費(管理費)の支払期限		☐ 当月分を ☒ 翌月分を 毎月 末 日までに	
敷 金	円	賃料の ヶ月相当分	
保 証 金	円	その他一時金	円
附属施設使用料	円	火災保険料	円
数引き・保証金償却規定			
そ の 他			
賃料等の支払方法	☒ 振込 ☐ 口座振替 ☐ 持参 ☐		
	振込先金融機関名		預金
	口座番号	口座名義人	
	振込手数料負担者	☒ 借主 ☐ 貸主 ☐ 持参先	
貸与する鍵と本数	鍵番号①	本	鍵番号② 本 鍵番号③ 本

(5) 貸主および管理業者

貸主	氏名	株式会社 アイdeal		電話	048 (299) 8955
	住所	川口市坂下町一丁目8番16号モンパルテ202			
管理業者	商号または名称	株式会社 アイdeal		電話	048 (299) 8955
	所在地	川口市坂下町一丁目8番16号 モンパルテ202			
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣		第	号
管理担当者	氏名				

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	氏名		
	住所		

(6) 借主および緊急連絡先

借主氏名				年齢	歳
緊急連絡先	氏名			借主との関係	
	住所			電話	()
	勤務先			電話	()
	携帯	()			

(7) 更新に関する事項

更新料の有無	☐ 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意更新された場合には、借主は貸主に対し更新料として新賃料の 月分を支払います
	☒ 上記(3)契約期間満了後、本契約が合意または法定更新された場合といえども更新料は発生しません

特約条項 (第24条までの規定以外に付与する特約条項)

敷地内駐車場は利用をしないでください。

下記貸主と借主は、本物件について本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸主、借主署(記)名押印の上、貸主および借主が各1通を保有する。

2023年 4 月 30 日

貸主 住所 埼玉県川口市坂下町1-8-16

モンパルテ202

株式会社 アイデアル

氏名 代表取締役 佐野 恵輔

電話番号 048 (299) 8955

借主 住所

氏名

白根 大輔

電話番号

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 ☐ 媒介・☐ 代理

取引態様 ☐ 媒介・☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (2) 第 23268 号 免許証番号

第 号

事務所所在地 川口市坂下町1丁目8番16号モンパルテ202 事務所所在地

商号 株式会社 アイデアル 号

代表者等 佐野 恵輔 代表者等

登録番号 登録番号

第 号

宅地建物取引士 宅地建物取引士